

令和 8 年第 2 回吉田町議会定例会

吉 田 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 1 日 開会

}

令和 8 年 6 月 1 6 日 閉会

吉 田 町 議 会

令和8年第2回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○諸報告について	2
○委員会活動報告	7
○議案第29号～議案第48号の一括上程、説明	13
○法令に基づく報告	24
○散会の宣告	28

第 2 号 (6月8日)

○開議の宣告	29
○議事日程の報告	29
○議案第32号の質疑	29
○議案第33号の質疑	38
○議案第49号の上程、説明	39
○散会の宣告	40

第 3 号 (6月10日)

○開議の宣告	41
○議事日程の報告	41
○一般質問	41
平 野 積	41
大 石 巖	57
山 内 均	69
大 石 裕 之	80
八 木 栄	95

楠 元 由美子	1 0 5
○議案第 5 0 号の上程、説明	1 1 8
○散会の宣告	1 1 9

第 4 号 (6月16日)

○開議の宣告	1 2 1
○財政管理課の報告	1 2 1
○議事日程の報告	1 2 1
○議案第 3 2 号の討論、表決	1 2 2
○議案第 3 3 号の討論、表決	1 2 2
○議案第 2 9 号の質疑、討論、表決	1 2 3
○議案第 3 0 号の質疑、討論、表決	1 2 5
○議案第 3 1 号の質疑、討論、表決	1 2 6
○議案第 3 4 号の質疑、討論、表決	1 3 0
○議案第 3 5 号の質疑、討論、表決	1 3 0
○議案第 3 6 号の質疑、討論、表決	1 3 1
○議案第 3 7 号の質疑、討論、表決	1 3 1
○議案第 3 8 号の質疑、討論、表決	1 3 2
○議案第 3 9 号の質疑、討論、表決	1 3 2
○議案第 4 0 号の質疑、討論、表決	1 3 3
○議案第 4 1 号の質疑、討論、表決	1 3 3
○議案第 4 2 号の質疑、討論、表決	1 3 4
○議案第 4 3 号の質疑、討論、表決	1 3 4
○議案第 4 4 号の質疑、討論、表決	1 3 5
○議案第 4 5 号の質疑、討論、表決	1 3 5
○議案第 4 6 号の質疑、討論、表決	1 3 6
○議案第 4 7 号の質疑、討論、表決	1 3 6
○議案第 4 8 号の質疑、討論、表決	1 3 7
○議案第 4 9 号の質疑、討論、表決	1 3 7
○議案第 5 0 号の質疑、討論、表決	1 4 1

○議員派遣について.....	1 4 2
○議会閉会中の継続調査について.....	1 4 2
○町長挨拶.....	1 4 2
○議長挨拶.....	1 4 3
○閉会の宣告.....	1 4 3

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士議員） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和8年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士議員） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） おはようございます。

私もそうでございますけれども、皆様もいよいよ最後の第4コーナーを回っていよいよ最終コーナーに入ります。どうぞよろしくお願いします。

◎開会の宣告

○議長（増田剛士議員） 本日は、4番、盛 純一郎議員から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は10名であります。ただいまから、令和8年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、11番、八木 栄議員、12番、山内 均議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（増田剛士議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月1日から6月16日までの16日間といたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日6月1日から6月16日までの16日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（増田剛士議員） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の監査結果報告書が提出されております。
写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果であります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので御了承願います。

次に、系統議長会関係その他に関することについてであります。5月26日火曜日、東京都内の東京国際フォーラムにおいて、「令和8年度町村議会議長・副議長研修会」が開催されました。

研修では、一般財団法人地域活性化センター理事長、林崎 理氏による「地方創生の先行きー地域未来戦略とともにー」と題した講演、東海大学教養学部人間環境学科教授、万城目正雄氏による「人口減少社会における外国人材の確保・育成の実践」と題した講演、京都女子大学学長、竹安栄子氏による「男女共同参画で地域を元気にー人口減少社会を生き抜く方策ー」及びデモレーターとして京都女子大学学長、竹安栄子氏と宮城県蔵王町議会議員藤澤麻衣子氏、今 千佳氏、伊藤雅代氏による「女性模擬議会の取組ー町制施行69年の空白を経て、女性議員の誕生、新しい風が吹く町へー」と題した講演が行われました。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。お聞き取りのほど、お願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 令和8年第2回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概要などにつきまして御報告申し上げます。

新たな年度がスタートし、2か月が経過したところでございますが、我が国を取り巻く情勢は日々大きく変化しており、国際社会においては世界各地で続く領土、資源などをめぐる国家間の対立や武力紛争をはじめ、エネルギーや食糧問題、国際経済秩序の変化など先行きの不透明感は一層増してきております。

特に、アメリカとイスラエルによるイランとの軍事衝突は、今後の世界のエネルギー事情に深刻な影響を及ぼしかねない状況を生み出しております。

日本国内では、引き続き物価高騰が続く中、この軍事衝突に起因する世界的な原油不足により、原油を減量とする化学製品の供給が滞るなど、私たちの生活にも大きく影響が及び、町民の皆様の不安も日々高まってきていると感じております。

こうした状況の中、本町といたしましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている町民の皆様の生活を支援するため、ライフラインの一つである上水道事業において、水道基本料金の6月請求分を減免することといたしました。

水道使用の開始や休止と時期などにより対象にならない場合はございますが、町内のほとんどの世帯で利用されている口径13, 20, 25ミリの基本料金を減免する事務を進めております。これにつきましては、使用者の皆様が申請の手続などをする必要はございません。

また、吉田町商工会では、エネルギーや食料品価格などの物価高騰対策といたしまして、第8弾のプレミアム付商品券発行事業を実施することとしており、本町では消費の下支えなどを通じて生活者と町内事業者等を支援するため、この事業に対して吉田町商工業振興事業費補助金の交付を決定しております。

今回、商工会において実施する事業は、発行総数7万セット、プレミアム率は100%と伺っており、現在は6月末の販売に向けた準備を進めているところでございます。

これらに加え、園児や児童・生徒に係る給食費の支援を行うことにより、保護者の皆様の負担軽減につなげているところでございます。

さらに、国においてもエネルギー価格の抑制や家計負担の軽減などを軸とした経済対策の実施や検討が行われているところでございますので、こうした世界や国内の情勢を注視し、今後も町民の皆様へのきめ細やかな支援を実施してまいります。

それでは、本年度事業の進捗状況などにつきまして、第6次吉田町総合計画の施策体系に沿って御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、防潮堤整備事業について御報告申し上げます。

1000年に一度の大津波から町民の皆様の生命、財産と企業の生産活動を守る防潮堤整備につきましては、これまでも御報告しておりますとおり、昨年度から本格的に住吉工区の整備に着手しております。

本年度は、構造物などの撤去とL2盛土の整備を進める工事につきまして、5月19日に入札を執行し、契約予定者が決定いたしましたので本議会の会期中に請負契約の締結について議決を求める予定でございます。併せて地権者の皆様のご協力をいただきながら、背後盛土区間の用地取得に向け、事業進捗を図ってまいります。

今後につきましても、確固たる安全を確保するべく、防潮堤の早期完成の実現に向けて、引き続き、国や県と細部の調整を進めるとともに、地元の皆様のご理解をいただきながら事業を進めてまいります。

次に、大幡川改修事業についてでございます。

令和7年度の繰越事業として進めております大窪川改修工事につきましては、3月に契約を締結し、出水期明けに工事着手できるよう準備を進めているところでございます。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業につきまして、御報告申し上げます。

上水道の整備につきましては、基幹管路の耐震化を進めており、自彊小学校西側にある重要給水施設までの配水本管の布設替や老朽管の布設替など3件の管路更新工事を予定しております。そのうち2件の工事は既に発注を済ませており、残り1件の管路更新工事と水道施設更新計画に基づく機器や設備の更新工事につきましては、6月下旬に入札を執行する予定でございます。

次に、公共下水道の整備についてでございます。

本年度は、ストックマネジメント計画に基づいて事業を進めており、管渠整備につきましては、住吉地区において既設管の改築工事を1件予定しております。

浄化センターの整備につきましては、3年間の債務負担行為により機械設備、電気設備工事を既に発注しているほか、2年間の債務負担行為による電気設備工事と単年事業の建築改修工事を予定しており、早期の発注に向けて準備を進めてまいります。

また、公共下水道ストックマネジメント計画策定業務につきまして、令和6年度から本年度までの債務負担行為により、次期計画策定と併せて管渠と処理場設備の点検調査や診断を一連で進めているところでございます。

続きまして、「活力と魅力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、ふるさと納税推進事業について御報告申し上げます。

本町における昨年度のふるさと納税の寄附額は15億8,889万3,885円で、令和6年度の寄附額12億9,941万5,300円と比較しますと、約22%の増額となっております。昨年度は、事業者の皆様のご協力により、返礼品を安定して供給できたことや、効果的なタイミングでウェブ広告を配信したほか、新たに9つのふるさと納税ポータルサイトを追加し、町の特産品の魅力をより広く発信できたことが寄附額の増加につながったものと捉えております。

本年度につきましては、引き続き、更なる返礼品の掘り起こしや、寄附者の関心が高まるタイミングに合わせてウェブ広告を配信するとともに、若年層や子育て世代に向けSNSを活用し、町の特産品の知名度を高めることで寄附額の増加につなげてまいります。

次に、地域おこし協力隊についてでございます。

地域と連携したイベントの展開や情報発信の充実などにより、町のにぎわいを創出していくことを目的に、総務省が推進する地域おこし協力隊制度を活用し、4月1日から新たに1名の隊員を委嘱いたしました。隊員は静岡市出身の43歳の男性で、吉田公園で行われていた音楽イベント、「頂」をはじめ、様々なイベントの企画運営や新規プロジェクトの立ち上げなどに携わっており、これまで培った経験や人脈を生かして町のにぎわいづくりに取り組んでまいります。

また、4月に開催したみどりのオアシスまつりでは、実行委員会に参画し、イベント内容の充実や魅力の向上などに取り組み、活躍していただいております。今後も、地域の皆様と良好な関係を築きながら、町のにぎわいづくりに力を発揮していただけるものと期待をしております。

加えて、先に上げたみどりのオアシスまつりにおきましては、この4月から新たに吉田公園の指定管理者となった吉田公園みらい共創グループにも、企画や運営に携わっていただいております。このイベントのステージプログラムにおきましては、新たに町内出身のタンバ

リン奏者と弦楽団のバンド演奏が披露されました。さらに、イベントを盛り上げる新たな試みとして熱気球体験会を企画し、あいにく当日は風の影響により中止となりましたが、例年を上回る盛況ぶりでした。今後にもぎわいづくりの新たなパートナーとして吉田公園みらい共創グループと連携を図ってまいります。

続きまして、「多様な人々が快適に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、町内を走る新しい交通につきまして御報告申し上げます。

本町では、オンデマンド型乗合タクシー「”ぎゅっと”カーよしだ」を地域公共交通として本格運行へ移行し、誰もが気兼ねなく出かけられる移動手段の確保に努めているところでございます。本年度は、さらに利便性の向上を図るため、国の補助金を活用し、試行的に高齢者の乗降支援や子供が安心して利用できる環境づくりに取り組んでまいります。

また、本年度をもって吉田町地域公共交通計画が終期を迎えることから、将来にわたり持続可能な地域公共交通を確保していくため、次期計画の策定を進めてまいります。計画の策定に当たりましては、住民懇談会などを実施し、町民の皆様のご意見を幅広く伺いながら、本町の実情に即した公共交通のあり方を検討してまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、特定健診受診勧奨事業における成果連動型民間委託契約方式P F Sの導入につきまして、御報告申し上げます。

本町では、特定健診の受診率向上を目指し、静岡県と県内5市町と連携した成果連動型民間委託契約方式、いわゆるP F Sを導入することといたしました。本事業手法は、民間事業者が創意工夫により導き出した成果に応じて対価を支払う画期的なものでございまして、民間の高度な分析ノウハウや自由な発想を広報・啓発活動に取り入れ、これまで受診機会を逃していた方々への効果的なアプローチを展開してまいります。

この広域連携と民間活力を最大限に引き出す先進的な試みを通じて、生活習慣病の早期発見と重症化予防に努め、町民の皆様の健康寿命を延ばすとともに、健やかな暮らしを支える質の高い住民サービスの実現に取り組んでまいります。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町教育元気物語T C Pトリビンスプランにつきまして、御報告申し上げます。

児童・生徒一人一人の習熟度に応じた個別最適な学びと学習データを活用したきめ細やかな指導を促進するため、A I型デジタルドリルの活用を開始いたしました。蓄積された学習データを生かし、教員によるきめ細やかな指導と児童・生徒の学びの自律を両立し、確実な基礎学力の定着を図ってまいります。

また、昨年度まで3年間にわたり取り組んでまいりましたリーディングD Xスクール事業の後継事業であります生成A Iパイロット校事業につきまして、本町全ての小・中学校が指定をされましたので、教育D Xをさらなるステージへと進化をさせてまいります。

本事業の推進により、まずは教職員の校務における生成A Iの利活用を促進し、働き方改革と指導の質の向上を進めるとともに、生成A Iを含む情報活用能力の育成に向けた授業改善や教材活用事例を創出、発信してまいります。

次に、中学校における部活動の地域展開についてでございます。

町教育委員会では、休日の部活動から段階的に地域へ展開することを目指し、本年9月から準備の整った種目から順次、地域クラブの「よし活クラブ」として活動を開始いたします。

現在、地域クラブとしての認定制度や国の補助金を活用した支援制度の最終調整を行うとともに、吉田中学校の関係者などと共に、円滑な移行に向けた調整を行っているところでございます。9月始動に向け、より多くの部活動がスムーズに活動を開始できるよう、準備を進めてまいります。

次に、大人のソフトランニング教室についてでございます。

体力に自信のない方や、あまり体を動かすことが得意ではない40歳以上の方を対象として、新たに大人のソフトランニング教室を開始いたしました。来年3月までに計30回、吉田中学校第1グラウンドで実施する予定でございます。

この教室では、体力増強による将来的な健康維持や運動習慣の定着を図ることを目的に、ランニングやウォーキングなどを楽しみながら実践し、それぞれの健康づくりにつなげていけるよう進めてまいります。

次に、高齢者のスポーツ振興についてでございます。

本町ではより多くの皆様が、住み慣れた地域でいつまでも心身ともに健全で豊かな生活を送ることができるよう、町内の65歳以上の方を対象としたシニアフィットネス教室を開催しております。本年度は、6月から来年の3月まで毎月2回、計15回総合体育館で実施する予定でございます。

この教室では、楽しみながら運動習慣を定着させることができるよう、筋力トレーニングと軽スポーツを併用して体力づくりに取り組んでおります。

また、初回と中間、最終回の計3回、筋力や体脂肪などを測る体組成測定を実施をし、受講者はその測定結果を確認しながら各自の目標を立てて、筋力向上とともに生活習慣の質の向上に取り組んでおります。今後もこうした事業を通じて、町民の皆様の健康寿命の延伸を推進してまいります。

以上、本年度の主な事業の進捗状況を御報告させていただきました。

社会情勢や経済情勢の変化に伴う生活への対応、気候変動の影響により多発する災害対策、少子高齢化に伴う子育てや高齢者施策など、本町だけではなく全国の地方自治体は様々な諸問題を抱え、どの自治体も財源、人材に限りがある中、知恵を絞って都市間競争を生き抜くための施策に取り組んでおります。

先日、令和7年国勢調査の速報値が発表され、本町の人口は2万7,753人でございまして、前回調査の確定値2万8,919人から1,166人、約4%減少しており、全国的にみましても大都市への人口集中が進んでいる状況となっております。

こうした中、先に御報告申し上げましたとおり、本町ではシーガーデンシティ構想を強力に推し進め、安全が安心を生み、魅力があれば企業が来て人が集まるといった流れを構築しているところであり、その他行政が提供する諸々のサービス、事業につきましても引き続き生活の安心につながり、より魅力のある、価値の高いものを提供することにより、皆様から選ばれ続ける町づくりを進めてまいります。

議員各位をはじめ町民の皆様におかれましては、本日御報告申し上げました町の取組に対して御理解をいただき、令和8年度が末広りの年になりますよう、今後もより一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、本議会定例会の行政報告といたします。

○議長（増田剛士議員） ありがとうございます。

◎委員会活動報告

○議長（増田剛士議員） 日程第4、委員会活動報告を行います。

吉田町議会議員定数等検討特別委員会委員長から報告願います。

11番、八木 栄議員。

〔吉田町議会議員定数等検討特別委員会委員長 八木 栄議員登壇〕

○吉田町議会議員定数等検討特別委員会委員長（八木 栄議員） 11番、八木 栄です。

吉田町議会議員定数等検討特別委員会の報告をします。

令和8年6月1日。

吉田町議会議長、増田剛士様。

吉田町議会議員定数等検討特別委員会委員長、八木 栄。

吉田町議会議員定数等検討特別委員会調査報告書。

本委員会の調査事項について、調査の結果を下記のとおり吉田町議会議規則73条の規定により報告します。

記。

1、調査期間。

令和6年6月17日から令和8年5月13日。

2、調査事項。

（1）吉田町議会の議員定数について。（2）吉田町議会議員の議員報酬について。（3）吉田町議会議員の政務活動費について。

3、委員会の構成。

委員長、八木 栄。副委員長、大石裕之。委員、平野 積、大石 巖、蒔田昌代、福世義己。

4、調査の経過。

令和6年6月17日に第1回特別委員会を開催し、令和8年5月13日までに20回の特別委員会を開催し、協議してきました。

5、調査の結果。

（1）吉田町議会の議員定数について。

吉田町の人口と同規模の全国の町議会や県内町議会との比較や、議会及び委員会の機能維持など様々な観点から議論を進めてきた。一方、近年議員定数を変更した川根本町議会を訪ねてその状況や議論などを議会から直接話を伺い、委員会の議論に生かしてきた。また、議会報告会や町民アンケートなども実施し、そこで得られた町民の率直な意見も参考にして議論を積み重ねてきた。

その結果として、特別委員会では町民福祉の向上、町民意見の反映、行政のチェック機能など議会として必要最低限の機能を保持するための議員定数として、現状のまま13人が適当であるとの結論に達した。

（2）吉田町議会議員の議員報酬について。

議員報酬については、吉田町民の税金から捻出されており、軽々に引上げを言い出すことができないことは十分に理解している。しかしながら、平成8年から現在まで、議員報酬の

引上げが一度も行われないうちにきてしまったことで、社会全体から見ると、その厳しい環境が議員の成り手不足に拍車をかけているとの意見もある。

吉田町議会議員の報酬が平成8年（1996年）から変化していないが、当時と比較すると議会の活動量も相当増えていると思われる。しかしながら、このことを証明する資料が保管期間などの問題などから手に入れることができなかったことは、大変に残念である。

また、近年の急激な物価上昇により、議員活動や生活そのものに影響が懸念され、社会全体に沿う中で議員報酬の適切な在り方のための検討を願うものである、との結論に達した。

（3）吉田町議会議員の政務活動費について。

議員の資質向上や議員活動の活性化に資するものと認識する。

町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動、町民の福祉の向上を図るための活動、行政のチェック機能としての活動など、議員の政務活動の経費の一部として使用するため、政務活動費の支給を検討願うものであるとの結論に達した。

6、調査項目別の調査報告。

3件の調査事項について報告します。報告の内容は5の調査の結果と重複するところもございますがご了承ください。

吉田町議会の議員定数についての調査報告。

結論。

町民福祉の向上、町民意見の反映、行政のチェック機能など、議会として必要最低限の機能を保持するための議員定数として、現状のまま13人が適当であるとの結論に達した。

理由。

1、全国町議会及び静岡県町議会との比較。

（1）全国の町の議員定数と人口の比較。

全国人口2万人以上の町131町（議員定数令和6年1月1日、人口令和7年1月1日現在）のうち、議員定数13人は少ないほうから16番目である。また、議員定数12人以下の15町のうち11町は吉田町よりも人口が少ない。つまり、吉田町より人口が多くかつ議員定数が少ない町は131町の中で4町のみである。当町で議員定数をこれ以上減じることが、全国に見ても極めて稀有な存在となる。

表等グラフが付けてあります。

（2）全国の町の議員定数と議員1人当たりの人口の比較。

全国2万人以上の町131町のうち、議員1人当たりの人口の平均は約2,000人である。定数13人の当町の議員1人当たりの人口は、2,228人であり多いほうから47番目である。仮に議員定数を12人にした場合には2,414人となり、30位まで上昇する。これは、多くの町民の声や少数意見の声を議会に反映する観点において疑義が生じると考える。また、議会活動の中で議員の負荷の増大につながるとと思われる。

これも表の2グラフの2が付けてあります。

（3）静岡県内の町の議員定数と人口及び議員1人当たりの人口の比較。

静岡県内の12町の中で人口2万人以上の4町で比較しても、当町の議員定数が一番少なく、前項同様これ以上定数を減らすことは様々な面において問題が生じると考える。むしろ数値からは議員定数増加の余地はあるが、これ以上減じる必然性は見当たらない。

これも表の3として添付してあります。

全国町議会及び静岡県町議会との比較のまとめ。

全国人口 2 万人以上の町131町の中で、議員定数13人は少ないほうから16番目で、議員定数は少ないほうである。

全国の人口 2 万人以上の町131町の中で、議員 1 人当たりの人口の平均は約2,000人に対し、当町の議員 1 人当たりの人口は2,228人で多いほうから47番目となり、議員 1 人当たりの人口は多いほうである。

静岡県内12町において定数は多いほうから 4 番目である。また人口も同じく多いほうから 4 番目である。議員 1 人当たりの人口も同様に 4 番目に多く、県内平均1,364人以上であることから、13人の議員定数は少ないほうである。

2、委員会運営・議会機能の維持。

委員会運営の現状。

(1) 死亡及び病欠による欠員などの影響から、現状10人の議員で運営することにより、役員を複数兼ねる議員が多く存在し、議員活動への負荷が増大している。加えて役員を複数兼ねる議員が存在することに起因し、委員会などのスケジュール調整が難しく、遅延が発生している。

議会の委員会等の役員リストも資料として載せてあります。

(2) 常任委員会は総務文教常任委員会が 7 人、産業建設常任委員会が 6 人、議長が番外として参加をしております。の定数としているが、(1) の議員数減により現状 2 人の議員が両常任委員会に属している。

(3) 委員会によっては、委員会調査の準備や委員会活動での役割分担が滞り、一部の委員の作業量の負担が大きくなっている。

委員会運営議会機能の維持のまとめ。

議員定数が減少し、同時に常任委員会の委員の数も減ると、委員会の議論が深まらずに意見も偏りやすくなる。少人数だと付度が生まれやすく、また多人数だと議論が拡散する。それは町民の福祉の向上や町民意見の反映、行政のチェック機能などに影響が及ぶことになる。それを防ぎ活発な議論を行うためには、全員が発言しやすい多様性と効率のバランスが必要であり、現状維持が妥当であると考ええる。

3、町民代表制及び多様性の確保。

(1) 過去には議員職は名誉職であるとの認識も存在したが、現在ではその考え方は薄れ、成り手不足の一因ともなっている町民の代弁者となる議員や議会の機能、行政では手が届かないところに光を当てる政治家の役割など、議会内の活動のみならず、議会外における町民との関わりや、問題解決に動く姿などから、議員のやりがいや存在意義を町民に理解してもらう議員活動が必要不可欠である。加えて、それなりの待遇も伴わなければならない。

(2) 地域や産業・政党・団体・世代など様々な分野の代弁者が町内 4 地区に偏りなく存在し、少数の意見にも耳を傾け、多様性の確保された議会を標榜するためには議員数は多いほうが良いと考えるが、一方で意見をまとめることに長い時間を要す、または決められないなど効率の面で問題があると思われる。当然報酬などの予算も必要となるため、行政の規模に応じた適正な人数が求められる。

町民代表制及び多様性のまとめ。

当町の規模からなる予算や社会的な状況など総合的に判断すると、現状維持が妥当と考え

る。

4、町民の意見（アンケートの結果・議会報告会でのご意見）。

議員を通して議会に関心のある方への聞き取り調査において、議員定数として現状の13人が適していると答えた方が最も多く、45.7%を占め、年代別でも最も多い回答が得られた。議会報告会での意見聴取においても、全体として、現状維持の定数13人が適当であるという意見が多数であり、減らすべきという意見を上回った。

参考資料がつけてあります。

次に、吉田町議会議員の議員報酬についての調査報告。

1、議員報酬について。

議員報酬については、吉田町民の税金から捻出されており、軽々に増額を言い出すことができないことは十分に理解している。しかしながら、平成8年から現在まで議員報酬の引上げが一度も行われないうちに増えてしまったことで、社会全体から見ると、その厳しい環境が議員の成り手不足に拍車をかけているとの意見もある。

吉田町議会議員の報酬が平成8年（1996年度）から変化していないが、当時と比較すると議会の活動量も相当増えていると思われる。しかしながら、このことを説明する資料が、保管期間の問題などから手に入れることができなかったことは大変に残念である。

また、近年の急激な物価上昇により、議員活動や生活そのものにまで及ぶ影響も懸念され、社会全体に沿う中で、議員報酬の適切な在り方のための検討を願うものであるとの結論に達した。

2、適切な議員報酬の在り方の検討のための説明及び資料。

別紙で資料が添えてあります。

（1）吉田町議会議員の報酬の推移（資料1）。

吉田町議会議員の報酬は、平成8年（1996年）にそれまで月額23万円だったものが月額24万円に増加された。その後そのまま据置きとなり、今年令和8年（2026年）で30年目を迎えた。議員定数も18人から13人まで削減してきた。議会のスリム化にも、周辺自治体もしくは全国の同規模自治体と比較しても十分に引けを取らない取組をしてきたと言える。

（2）議員報酬と議員給料等、年度別の総額の比較。

これは資料2にあります。

平成16年度から令和6年度まで、決算ベースで議員報酬などを含む議会費の合計と、議員給与などの合計を年度別で比較した資料である。

平成16年度は職員給与額総額に対する議員報酬及び費用弁償などの総額の割合が32.2%と比較的高い割合となっているが、令和6年度には16.89%とその差は拡大する一方である。

その要因としては、①平成20年度からはこれまで支給されていた費用弁償、1回2,600円が廃止されたこと。

②議員報酬はそのまま据置きになっていること。

③職員給与はほぼ毎年昇給していることなどが考えられる。

（3）静岡県町の財政状況と議員報酬等の関係（資料3）。

静岡県内の同規模自治体の町として、人口2万人以上の町が4町存在するが、その中で比較すると吉田町の議員報酬が一番低いことが分かる。

静岡県町の財政力指数と議員報酬の表で見ると、財政力指数が高い町ほど議員報酬は高く

なっているが、吉田町の財政力指数から見るとその他の町よりも議員報酬が低いことが分かる。

静岡県町の経常収支比率と議員報酬の表からは、経常収支比率が吉田町より高い町であっても、議員報酬が吉田町より高い町が多く存在することが分かる。

静岡県町の人口と議員報酬の表では、人口が吉田町より相当少ない町でも、吉田町より議員報酬が高い町が存在することが分かる。

(4) 全国人口2万人以上の町の議員報酬等(資料4-1)。

全国に人口2万人以上の町は131町存在する。その中で単純に議員報酬の額を比較すると、吉田町は105番目となり、報酬額としては低いことが分かる。

財政力指数と議員報酬の関係(資料4-2)の表で見ると、吉田町より財政力指数が高い町のほとんどが、吉田町よりも議員報酬が高いことが分かる。また、財政力指数が吉田町よりも低い町でも、大半が吉田町の議員報酬よりも高いことが分かる。それらのことから全国的な水準から見ても、吉田町の議員報酬が低いことが分かる。

経常収支比率と議員報酬の関係の表からは、経常収支比率が吉田町より高い町においても、吉田町の議員報酬よりも大半が高いことが分かる。経常収支比率と議員報酬の関係を全国で比較しても、吉田町の議員報酬が低いことが分かる。

人口と議員報酬の関係の表では、人口に関係なく全体的に拡散しているように思われる。しかしながら、吉田町の議員報酬よりも人口の多寡にかかわらず報酬が高い町が多いことも読み取れる。

(5) 消費者物価指数の推移(資料5)、これは総務省のデータです。

消費者物価指数の30年間の推移(2020年を100とする)を見ると、吉田町の議会議員の報酬は平成8年(1996年)から現在まで変化がないが、物価指数は平成8年(1996年)の96.0から令和5年(2023年)の105.6に上昇しており、その上昇率は1.10となっている。

(6) 静岡県の最低賃金の推移(資料6)、静岡労働局データ。

静岡県の最低賃金は、吉田町議会議員の報酬が現在の状況になった平成8年(1996年度)では時給630円であったが、その後上昇し、令和7年(2025年度)には時給1,097円となっている。

(7) 企業規模別新規学卒者の初任給の推移(資料7)、厚生労働省のデータです。

一般企業の新卒者(大学卒、高専・短大卒、高校卒)それぞれの初任給の推移のデータで、吉田町役場の職員数約250人前後を参考基準として、企業規模別データの100から999人のデータを用いることとした。

吉田町議会議員の報酬が平成8年(1996年)から変化していないことから、同年の数値と令和元年の数値と比較すると、比較的穏やかな上昇の初任給においても、この期間に相当の賃金上昇をしていることが分かる。

(8) 一般労働者の所定内給与額の推移(資料8)、厚生労働省のデータです。

吉田町議会議員の報酬が平成8年(1996年)から変化していないことから、同年の数値と令和7年(2025年)の速報値と比較すると、一般労働者の給与額もこの期間に相当の上昇をしていることが分かる。

3、現状における適切と考える議員報酬額について。

適切な議員報酬額というのは様々な見方や側面があり、一概に決めることは難しい問題であると認識している。しかも議員報酬は税金から捻出されていることもあり、議会側から具体的な金額を示すことは控え、現状の問題点を指摘し、後は吉田町特別職報酬等審議会に一任することが適切であるとの認識で議論をしてきた。しかし議論を進める中で、より具体的な金額を提示して、その上で適切な金額の判断を委ねるほうが、審議会に現状に即した適切な議論を重ねることができるのではないかと判断の下、議会の責任ある対応として具体的な議員報酬額を提示することとした。

議員報酬、議員諮問額30万円、現行額24万円。

なお、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長の報酬差額は現行額のままとする。議員月額30万円について。

今回の見直しは、現職議員の待遇改善を目的とするものではなく、若い世代が立候補できる環境、子育て世代が活動継続できる環境、多様な人材が参画できる議会を実現するための最低限の活動基盤を整備することを目的とするものである。

吉田町議会議員は、本会議、委員会への出席だけでなく、政策研究、住民相談、地域活動、行事対応など継続的な活動が求められる。その一方で、現状の月額24万円では社会保険、税負担、活動経費を考慮すると安定的に議員活動を継続していくには厳しい水準である。

月額30万円は一般的な子育て世代の生活基盤を考えた場合でも、決して高額とは言えない。しかし、年間の手取り額が約400万円となり、活動の継続ができる必要最小限の改善と考える。

一方、広報よしだ、2025年12月号に掲載された町の職員給与の中の平均給料月額と平均年齢を見ると、平均年齢40.1歳で平均経験年数17.7年、平均給与月額31万4,900円となっている。議員とは昇給制度や各種手当等が異なるため、単純比較ができないものの、月額30万円という水準は、町職員の給与水準から見ても著しく高額なものではなく、議会機能維持のための現実的な水準であると考えられる。

参考資料として、全国町村議会議長会のほうからの資料が載せてあります。

次に、吉田町議会議員の政務活動費についての調査報告。

1、政務活動費について。

議員の資質向上や議員活動の活性化に資するものと認識する。

町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動、町民の福祉の向上を図るための活動、行政のチェック機能としての活動など、議員の政務活動の経費の一部として使用するため、政務活動費の支給を検討願うものであるとの結論に達した。

2、静岡県内の町の財政状況と政務活動費の状況が表として載っております。

県内の町で、財政力指数、経常収支比率及び人口など同規模と考えられる町と比較すると、政務活動費が支給されてない町は吉田町のみであります。

3、全国人口2万人以上の町の政務活動費等と経常収支比率。

別紙資料Aです。

全国人口2万人以上の町131町のうち、政務活動費の制度がある町は53町である。その131町の中で経常収支比率90%以上の町は81町あり、そのうち政務活動費制度のある町は29町である。また、経常収支比率が70から80%台の町は50町あり、そのうち政務活動費制度のある町は24町である。人口2万人以上の静岡県の自治体4町のうち、政務活動費制度が未整備の

町は吉田町だけである。

4、政務活動費の金額について。

議員の資質向上及び議員活動の活性化に資する政務活動費の適正な金額は、議員個人の活動やその方法によるところが大きいと考えるが、町政の課題及び町民の意思を的確に把握し、町政に反映させる活動、町民の福祉の向上を図るための活動、行政のチェック機能としての活動など、議員の役割を果たすべき活動が、近年の物価高騰により活動経費が上昇していることで支障を来すことのないよう、適正な金額を決定することが望ましいと考える。また、ルールに基づき、その使途を町民に対し詳細に明らかにしていくことは当然のことである。

政務活動費年額12万円、月額1万円の12か月です。

5、具体的な使途ととして（案）。

ここに表として載っておりますが、調査研究費、町政の政策、事務、地方行財政等に関する調査研究の経費。

広報費、調査について町民へ報告し周知するための経費。

要請・陳情活動費、要請または陳情を行うために必要な経費。

資料作成費、議員の活動に必要な資料の作成に要する経費。

研修費、研修会の開催または参加するための経費。

広聴費、町民からの町政または議員の施策に対する要望、意見等を聴取するための経費。

会議費、県内外の議員や各種団体との調査研究のための会議の開催またはそれら会議に参加するための経費。

資料購入費、議員の活動に必要な図書または資料等の購入費、資料の複写等の経費。

事務費、議員の活動に必要とする事務的な物品購入の経費。

事務所費、議員の活動に必要な事務所の設置または管理に要する経費。

人件費、議員の活動を補助する職員を雇用するために必要な経費。

なお、詳細な使途や使い方や手続などは別に定めるように、今のところはこれは具体的な使途としての案としております。

以上が吉田町議会議員定数等検討特別委員会の報告です。

○議長（増田剛士議員） 報告が終わりました。

委員会活動報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 委員長、御苦勞様でした。これをもって報告済みといたします。

◎議案第29号～議案第48号の一括上程、説明

○議長（増田剛士議員） 続いて、会議則第35条の規定により、日程第5、第29号議案から、日程第24、第48号議案までの20議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 令和８年第２回吉田町議会定例会に上程をされました議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程されました議案は、専決処分事項の承認について３件、補正予算について２件、人事案件１５件の合計２０件でございます。

第２９号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部改正する条例）でございます。

本議案は、令和８年度税制改正の大綱を受け、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和８年３月３１日に公布されたことに伴いまして、同日、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分しましたので、同法同条第３項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額の引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額に係る賦課限度額の規定、５割減額、２割減額の軽減判定所得の算定方法における被保険者数等に乘ずる金額の引上げなどの所要の改正を行うものでございます。

第３０号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令などが令和８年３月３１日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、同日地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分しましたので、同法同条第３項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、公示送達の方法の追加、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う関係規定の整備など、地方税法等の一部を改正する法律などに伴う所要の改正を行うものでございます。

第３１号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、第３０号議案と同様に、地方税法等の一部を改正する法律などが令和８年３月３１日に公布されたことに伴いまして、同日、地方自治法第１７９条第１項規定により専決処分しましたので、同法同上第３項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、地方税法等が改正されたことに伴い、引用する法律と条ずれの対応、改修特別特定建築物に対する減額特例措置などの所要の改正を行うものでございます。

第３２号議案は、令和８年度吉田町一般会計補正予算（第１号）についてでございます。

本議案は、令和８年度の一般会計歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ１,０９７万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１４９億９,５９７万２,０００円とする補正予算をお認めいただくものでございます。

第３３号議案は、令和８年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

本議案は、令和８年度の介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２８６万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ２４億２,４８５万２,０００円とする補正予算をお認めいただくものでございます。

次の第34号議案から第47号議案、これにつきましては上程理由が同一の人事案件でございますので、一括で御説明させていただきます。

第34号議案から第47号議案までは、吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、農業委員会等に関する法令第8条第1項の規定により、農業委員の定数14人の任命につきまして、それぞれ議会の御同意をお願いするものでございます。

御同意をお願いする方は、第34号議案は吉田町神戸2490番地、和田鐵男氏、第35号議案は吉田町神戸1564番地の1、和田住男氏、第36号議案は吉田町片岡1902番地、杉本篤氏、第37号議案は吉田町川尻3043番地の7、田中克佳氏、第38号議案は吉田町川尻1357番地1の2、久保田克広氏、第39号議案は吉田町片岡3048番地、大石茂美氏、第40号議案は吉田町住吉6番地の2、榛葉正行氏、第41号議案は吉田町住吉2171番地、久米武志氏、第42号議案は吉田町神戸2347番地の4、岩村政広氏、第43号議案は吉田町住吉3348番地の2、良知昌武氏、第44号議案は吉田町神戸4294番地の3、萬年偉丈氏、第45号議案は吉田町片岡3411番地、大石和臣氏、第46号議案は吉田町片岡560番地、高橋直志氏、第47号議案は吉田町大幡109番地第3、中村恵太氏、以上14人の任命につきましてそれぞれ議会の御同意をお願いするものでございます。

第48号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、吉田町神戸3592番地、鈴木全弘氏を人権擁護委員に推挙することにつきまして議会の御意見をお伺いするものでございます。

以上が上程をされました20議案の概要でございます。

詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。

それでは御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、議会定例会中に請負契約の締結についての議案、令和8年度防潮堤（住吉工区）整備工事請負契約締結につきまして、準備が整い次第追加で提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、総務課長をお願いします。

杉田香織総務課長。

〔総務課長 杉田香織登壇〕

○総務課長（杉田香織） 総務課でございます。

総務課からは、第34号議案から第48号議案について説明いたします。

第34号議案から第47号議案までの議案につきましては、上程理由が同一の人事案件でございますので一括で説明させていただきます。

議案書18ページ以降を御覧ください。

第34号議案から第47号議案までは、吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員の定数14人の任命につきましてそれぞれ議会の御同意をお願いするものでございます。

初めに第34号議案でございます。

議案書18ページを御覧ください。

第34号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町神戸2490番地、氏名、和田鐵男、生年月日、昭和19年7月1日、現在81歳でございます。

和田氏は、永年にわたり農業に従事され、農業に対して豊富な知識をお持ちの方であり、大井川土地改良区の総代を務められた経験をお持ちの方でございます。農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定による委員の募集に対して立候補された方でございます。

続いて19ページを御覧ください。

第35号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町神戸1564番地の1、氏名、和田住男、生年月日、昭和20年1月5日、現在81歳でございます。

和田氏は、令和5年7月に農業委員に就任し、現在まで1期3年、同委員として従事されております。なお、和田氏は、農業委員会等に関する法律第8条第6項に基づく農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない方ございまして、北区自治会からの推薦をいただいております。

続いて20ページを御覧ください。

第36号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町片岡1902番地、氏名、杉本 篤、生年月日、昭和23年2月11日、現在78歳でございます。

杉本氏は、令和5年7月に農業委員に就任し、現在まで1期3年、同委員として従事されております。片岡区からの部農会からの推薦をいただいている方でございます。

続いて21ページを御覧ください。

第37号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町川尻3043番地の7、氏名、田中克佳、生年月日、昭和29年3月30日、現在72歳でございます。

田中氏は、令和2年7月に農業委員に就任し、現在まで2期6年、同委員として従事されております。川尻の部農会からの推薦をいただいている方でございます。

続いて22ページを御覧ください。

第38号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町川尻1357番地の1の2、氏名、久保田克広、生年月日、昭和30年1月2日、現在71歳でございます。

久保田氏は、永年にわたり農業に従事され、農業に対して豊富な知識をお持ちの方であります。川尻の部農会から推薦をいただいている方でございます。

続いて23ページを御覧ください。

第39号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町片岡3048番地、氏名、大石茂美、生年月日、昭和30年2月15日、現在71歳でございます。

大石氏は、認定農業者の経営に参画する家族従事者であり、農業委員会等に関する法律施行規則に規定する認定農業者に準ずる者に該当します。片岡の部農会からの推薦をいただいている方でございます。

続いて24ページを御覧ください。

第40号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町住吉6番地の2、氏名、榛葉正行、生年月日、昭和32年6月1日、現在69歳でございます。

榛葉氏は、兼業農家として地域農業の発展に取り組む高い意欲をお持ちの方でございます。住吉の部農会からの推薦をいただいております。

続いて25ページを御覧ください。

第41号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町住吉2171番地、氏名、久米武志、生年月日、昭和34年8月1日、現在66歳でございます。

久米氏は、令和2年7月に農業委員に就任し、現在まで2期6年同委員として従事されております。住吉の部農会からの推薦をいただいている方でございます。

続いて26ページを御覧ください。

第42号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町神戸2347番地の4、氏名、岩村政広、生年月日、昭和35年7月18日、現在65歳でございます。

岩村氏は、農業委員会等に関する法律に規定されている認定農業者でございます。また、令和5年7月に農業委員に就任し、現在まで1期3年、同委員として従事されております。神戸の部農会からの推薦をいただいている方でございます。

続いて27ページを御覧ください。

第43号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町住吉3348番地の2、氏名、良知昌武、生年月日、昭和37年4月8日、現在64歳でございます。

良知氏は、兼業農家として地域農業の発展に取り組む高い意欲をお持ちの方でございます。住吉の部農会からの推薦をいただいております。

続いて28ページを御覧ください。

第44号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町神戸4294番地の3、氏名、萬年偉丈、生年月日、昭和46年1月14日、現在55歳でございます。

萬年氏は、令和5年7月に農業委員に就任し、現在まで1期3年、同委員として従事されております。神戸の部農会から推薦をいただいている方でございます。

続いて29ページを御覧ください。

第45号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町片岡3411番地、氏名、大石和臣、生年月日、昭和49年10月21日、現在51歳でございます。

大石氏は、農業委員会等に関する法律に規定されている認定農業者でございます。片岡の部農会からの推薦をいただいている方でございます。

続いて30ページを御覧ください。

第46号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町片岡560番地、氏名、高橋直志、生年月日、昭和52年1月9日、現在49歳でございます。

高橋氏は、農業委員会等に関する法律に規定されている認定農業者でございます。片岡の部農会から推薦をいただいている方でございます。

続いて31ページを御覧ください。

第47号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町大幡109番地第3、氏名、中村恵太、生年月日、昭和54年3月10日、現在47歳でございます。

中村氏は、農業委員会等に関する法律に規定されている認定農業者でございます。大幡の部農会からの推薦をいただいている方でございます。

続きまして、第48号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明いたします。

議案書32ページを御覧ください。

人権擁護委員の候補者として鈴木全弘氏を法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

住所、吉田町神戸3592番地、氏名、鈴木全弘、生年月日、昭和49年7月7日で現在51歳でございます。

委員の任期は、本年10月1日から令和11年9月30日までの3年間でございます。

鈴木氏は、平成13年に吉田町役場に入庁し、24年間町行政に携わってこられ、退職後は長源寺の代表役員として御活躍されており、人権啓発、相談、救済などの各種の人権擁護活動に対しても深いご理解と熱意をお持ちの方でございます。

また、これまでも自彊小学校や吉田中学校のPTA役員を務められ、現在は消防団の副団長として御活躍されており、地域の実情にも精通されている方でございます。

また、今回の推薦に当たりましては、地元の北区自治会からも強い推薦をいただいております、人権擁護委員として適任であるものとして推薦をするものでございます。

総務課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、財政管理課長をお願いします。

太田順子財政管理課長。

〔財政管理課長 太田順子登壇〕

○財政管理課長（太田順子） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第32号議案 令和8年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の令和8年度吉田町一般会計補正予算（第1号）の1ページを御覧ください。

まず第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,097万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億9,597万2,000円とするものでございます。

また、2項に記載がございます、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

次に、第2条でございます。自彊小学校校舎本館受変電設備改修工事において、原材料価格及び人件費等の高騰などにより、工事費を見直したところ、債務負担行為限度額を超過する見込みであることから、3ページに掲げる第2表債務負担行為補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和8年度吉田町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページを御覧ください。初めに、歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、154万3,000円を増額するものでございます。まず、2項1目総務費国庫補助金におきましては、国庫補助金の採択を受け実施する生活交通確保対策費の財源として、地域公共交通確保維持改善事業費補助金243万1,000円を計上するものでございます。

次に、2項2目民生費国庫補助金におきましては、心身障害者自立支援事業費の財源として、障害者総合支援事業費補助金33万円を計上するものでございます。

次に、2項6目教育費国庫補助金におきましては、学校施設環境改善交付金の採択の可能性を県と調整しておりましたが、結果として採択に至らなかったために、146万3,000円を減額した一方で、教育振興事業費の財源となる地方スポーツ振興費補助金21万8,000円、文化芸術振興費補助金2万7,000円を計上するものでございます。

4 ページを御覧ください。

15款県支出金につきましては、199万9,000円を増額するものでございます。これは、地方スポーツ振興費補助金に包含された部活動指導員補助金172万8,000円を減額するとともに、教育振興事業費の財源となる地方スポーツ振興費補助金351万4,000円、文化芸術振興費補助金21万3,000円を計上するものでございます。

次に、18款繰入金につきましては、743万円の増額でございます。これは、今回の補正予算の歳入不足額を補うため、2項1目基金繰入金の財政調整基金から繰り入れさせていただくものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

5 ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、408万円を増額するものでございます。これは、1項6目生活交通確保対策費について、国の交通空白に係るプロジェクトの採択を受け実施する、デマンド型乗合タクシーの実証運行に伴う経費の計上及び地域公共交通計画策定に係る吉田町地域公共交通協議会への負担金の増額分でございます。

6 ページを御覧ください。

3款民生費につきましては、352万円の増額でございます。その内訳でございますが、心身障害者自立支援事業費におきましては、障害福祉サービス等報酬改定に係るシステム改修に要する経費として66万円を増額、介護保険事業会計繰出金におきましては、介護報酬改定に係るシステム改修費に要する経費を介護保険事業会計へ繰り出すため、286万円を増額するものでございます。

7 ページを御覧ください。

10款教育費につきましては、337万2,000円を増額でございます。これは、1項3目の教育振興事業費について、各小・中学校の防犯対策におけるセキュリティ強化を図るため、同額を施設整備費から委託料へ変更するとともに、部活動の地域展開に要する経費として、地域クラブ活動費補助金及び地域クラブ生徒活動支援補助金を計上するものでございます。

以上が第32号議案 令和8年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についての内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、税務課長お願いします。

山村加奈子税務課長。

〔税務課長 山村加奈子登壇〕

○税務課長（山村加奈子） 税務課でございます。

税務課からは、第30号議案及び第31号議案について御説明申し上げます。

初めに、議案書の4ページ及び11ページを御覧ください。

第30号議案及び第31号議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたこと等に伴い、吉田町税条例の一部を改正する条例及び吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき御報告させていただき、併せて御承認をお願いするものでございます。

初めに、第30号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を

改正する条例) から御説明申し上げます。

議案書の 4 ページから10ページまでと、参考資料ナンバー 2 の新旧対照表を併せて御覧ください。

今回の主な改正内容は、公示送達の方法の追加に伴う規定の整備、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定の整備、法附則第 5 条の 4 の削除に伴う関係規定の整備、固定資産税に係る市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする措置に係る規定の整備、その他地方税法等の一部改正に伴う所要な改正を行ったものでございます。

それでは、参考資料ナンバー 2 の新旧対照表に基づいて御説明申し上げますので、参考資料の 1 ページを御覧ください。

まず第18条は、公示送達についての改正でございます。

公示送達とは、送達すべき方の所在が不明である場合など納税通知書の書類が郵便などの通常の方法で送達できないとき、その方にいつでも交付する旨を町の掲示板に掲示することで、7 日を経過すると書類が相手方に届いたと見なされる手続でございます。この公示送達について、新たにインターネットによる措置を取るとともに、掲示場への掲示または町の事務所に設置した電子計算機で閲覧できる措置を取ることによって行うものとする改正したものでございます。

次に、第18条の 3、納税証明事項は、第18条の改正に伴う規定の整備を行うとともに、次の第19条、納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金と同じく軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正を行ったものでございます。

軽自動車税につきましては、これまで種別割と環境性能割とがございましたが、そのうち環境性能割が令和 8 年 3 月31日をもって廃止されました。これに伴い、条例において環境性能割に係る規定の削除及び所要の整備を行うとともに、軽自動車税種別割を軽自動車税に名称変更する改正を行ったものでございます。

続きまして、2 ページを御覧ください。

次に、第33条は所得割の課税標準について特定大口株主配当等の特定配当等への追加に伴い、所得割の課税標準を改正したものでございます。

3 ページを御覧ください。

次に、第80条軽自動車税の納税義務者等から続きで 9 ページの第91条原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等までの16条につきましては、先ほど申し上げました第18条の 3 及び第19条と同じく、全て軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正を行ったものでございます。

それでは、10ページ及び11ページを御覧ください。

次に、改正後の附則第 7 条の 3 は個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、法附則第 5 条の 4、個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除が更正と決定期限を含め適用期間が終了したことにより、削除されたことに伴う所要の整備を行ったものでございます。

次の附則第 8 条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましても、法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所要の整備を行うとともに、適用期限の延長に伴う改正を行ったものでございます。

12ページを御覧ください。

次に、附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、いわゆるわがまち特例として定める割合について、法律改正に伴い生じた項ずれ対応、文言整理及び参酌値の改正に伴う改正を行うとともに、15ページ一番上でございますが、第25項において、改修特別特定建築物に対する税額の減額措置の割合を定める規定を新設したものでございます。

本規定は、特別特定建築物に該当する劇場や音楽堂等の家屋のうち、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に政府の補助を受けて一定のバリアフリー改修工事を実施した場合に、当該家屋に係る翌年度分から2年度分の固定資産税について、税額の3分の1に相当する金額を減額する措置を取ると定めたものでございます。

次に、附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、法令改正等に伴い生じた項ずれに対応するとともに、所要の整備を行ったものでございます。

18ページを御覧ください。

次の附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例から、19ページの附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例までの5条につきましては、全て軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正を行ったものでございます。

20ページを御覧ください。

次に、附則第16条は、軽自動車税の税率の特例について、軽自動車税環境性能割の廃止及びグリーン化特例の延長に伴う改正を行ったものでございます。

21ページを御覧ください。

次に、附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正を行ったものでございます。

22ページを御覧ください。

次に、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例から23ページの附則第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例までの3条につきましては、先ほども申し上げました法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備を行ったものでございます。

24ページを御覧ください。

次に、附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限の延長に伴う改正を行ったものでございます。

25ページを御覧ください。

次に、附則第18条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例から、28ページの附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例までの5条につきましては、先ほども申し上げました法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備を行ったものでございます。

29ページを御覧ください。

最後に、附則でございます。

最初に、第1条において、本条例は関係法令等の施行期日に合わせ、施行期日を令和8年4月1日としております。ただし、第18条及び第18条の3中、施行規則に改める改正規定は、

地方税法等の一部を改正する法律、附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行することとしております。

30ページを御覧ください。

次に、第2条において固定資産税の適用について、経過措置を定めております。

次に、第3条において軽自動車税の適用について、経過措置を定めております。

最後に、第4条において吉田町税条例等の一部を改正する条例について、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正を行っております。

続きまして、第31号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

議案書の11ページから15ページまでと、参考資料ナンバー3の新旧対照表を併せて御覧ください。

今回の主な改正内容は、都市計画税に係る市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする措置に係る規定の整備を行ったものでございます。

それでは、参考資料ナンバー3の新旧対照表に基づいて御説明申し上げますので、参考資料の1ページを御覧ください。

最初に、附則第2項法附則第15条第31項の条例で定める割合から、附則第5項法附則第15条第40項の条例で定める割合までの4項につきましては、いわゆるわがまち特例として定める割合について、法律改正に伴い生じた項ずれの対応及び文言整理を行うとともに、附則第6項法附則第15条の11第1項の条例で定める割合として、先ほども申し上げました固定資産税と同様に、改修特別特定建築物に対する税額の減額措置の割合を定める規定を新設したものでございます。

2ページを御覧ください。

次に、附則第7項は、改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、法律改正に伴い生じた項ずれに対応するとともに、所要の整備を行ったものでございます。

次に、附則第8項、宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例から、6ページの附則第18項、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置までの11項につきましては、全て法律改正等に伴い生じた項ずれに対応したものでございます。

最後に、6ページを御覧ください。附則でございます。

最初に、第1項において本条例は、関係法令等の施行期日に合わせ、施行期日を令和8年4月1日としております。

次に、第2項及び第3項において都市計画税の適用について経過措置を定めております。

以上が税務課からの2議案につきましての説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、町民課長お願いします。

八木紀行町民課長。

〔町民課長 八木紀行登壇〕

○町民課長（八木紀行） 町民課でございます。

町民課からは、第29号議案の専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康

保険税条例の一部を改正する条例)につきまして、御説明申し上げます。

議案書の1ページ及び2ページを御覧ください。

本議案は、令和8年度税制改正の大綱が令和7年12月26日に閣議決定され、国民健康保険税の賦課限度額等の見直しが示されたことに伴い、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行することとされたことから、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき御報告させていただき、併せて御承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、議案書の3ページと参考資料ナンバー1の新旧対照表を併せて御覧ください。

今回の改正は、国制度の改正内容と同様に、国民健康保険税負担の公平性の確保と中間所得層の保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるとともに、併せて低所得層の被保険者の負担に配慮するため、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものでございます。

まず、賦課限度額の改正でございます。

第2条におきまして、第2項の基礎課税額の限度額を現行の66万円から1万円引上げ67万円に改め、第5項の子ども・子育て支援納付金課税額の限度額につきまして、これまで法第703条の4に規定する額となっていたものを、実額である3万円と具体的な数値を明記することで、より分かりやすく透明性の高い規定としております。

次に、減額規定の改正でございます。

第23条第1項におきましては、先の第2条第2項の基礎課税額の限度額の引上げに合わせ、減額規定におきましても基礎課税額の限度額を現行の66万円から67万円に改めるとともに、子ども・子育て支援納付金の算定数値につきましても第2条と同様に3万円と明記し、規定の整合性と明確化を図っております。

また、現在国民健康保険に加入している低所得層の負担を軽減するため、世帯の所得が一定以下の場合には、国民健康保険税の被保険者均等割と世帯別平等割において、それぞれ7割、5割、2割の軽減措置が講じられておりますが、軽減を受けている世帯の範囲が縮小することのないよう、第5項第2号の5割軽減の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額について30万5,000円を31万円に、同項第3号の2割軽減の算定においては56万円を57万円にそれぞれ引き上げ、軽減措置を拡大する改正でございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、附則により令和8年4月1日からと定めるとともに、本条例の改正後の規定は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることと適用区分を定めるものでございます。

以上が町民課からの議案につきましての説明でございます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、福祉課長お願いします。

田代三明福祉課長。

〔福祉課長 田代三明登壇〕

○福祉課長（田代三明） 福祉課でございます。

福祉課からは、第33号議案の1議案について御説明申し上げます。

議案書の17ページ、第33号議案 令和8年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の令和8年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を御覧ください。

それでは初めに1ページを御覧ください。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,485万2,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

引き続きその詳細を御説明申し上げます。

別冊の令和8年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページ及び3ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

7款繰入金につきましては、286万円の増額でございます。介護報酬改定に係るシステム改修に伴い、1項1目のその他一般会計繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

1款総務費につきましては、286万円の増額でございます。国では福祉介護分野における慢性的な人材不足があることから、人材確保するための措置として令和9年度の報酬改定を待たず、令和8年度に臨時的に介護報酬改定を実施し、処遇改善を緊急的に実施することとしました。この介護報酬改定に対応するため、1項1目の一般管理費において、介護保険システムの改修として、電算処理委託料増額するものでございます。

以上が第33号議案 令和8年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

福祉課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 以上で説明が終わりました。

◎法令に基づく報告

○議長（増田剛士議員） 日程第25、法令に基づく報告を行います。

第4号報告 令和7年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について、第5号報告 令和7年度吉田町水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び第6号報告 令和7年度吉田町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての3件について、各担当課長から順次報告願います。

初めに、財政管理課長お願いします。

太田財政管理課長。

〔財政管理課長 太田順子登壇〕

○財政管理課長（太田順子） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第4号報告 令和7年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の

報告についての内容のご報告を申し上げます。

議案書の33ページ、34ページを御覧ください。

この報告は、地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費をお認めいただいたものを地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製してご報告させていただくものでございます。

議案書の34ページを御覧ください。

令和7年度一般会計予算において、繰越明許費を設定させていただいた事業は8事業でございます。それでは、それぞれの内容につきまして御説明申し上げます。

まず、2款1項はシーガーデンシティ推進事業費でございます。

これは、吉田インターチェンジ周辺バスターミナル整備事業用地の取得に係る事業費として、6,333万3,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の社会資本整備総合交付金3,346万1,000円、県支出金の静岡空港隣接市町連携事業費補助金892万4,000円、町債1,660万円そして一般財源434万8,000円でございます。

次に、2款3項は戸籍・住民基本台帳事務費でございます。

これは、旧字の振り仮名対応における戸籍附票システムの改修に係る事業費として、184万8,000円を繰越しして執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金184万8,000円でございます。

次に、3款2項は物価高対応子育て応援手当支給事業費でございます。

これは、国の令和7年度補正予算に基づき実施している事業で、令和8年3月に出生した者及び離婚者などによる対象児童を養育する父母等に対する支給分として、101万1,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金の物価高対応子育て応援手当支給事業費及び事務費補助金101万1,000円でございます。

次に、4款1項は環境保全費でございます。

これは、昨年9月の台風15号の竜巻等により損壊した被災家屋等における公費解体等に係る委託料及び補助金として、1億4,379万1,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の災害等廃棄物処理事務費補助金7,189万5,000円、そして一般財源7,189万6,000円でございます。

次に、6款1項担い手育成総合対策事業費でございます。

これは、昨年の台風15号における大雨、竜巻等により被災した農業用ハウス等の再建、修繕等に必要な経費を助成する事業費として、6,654万3,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として県支出金の農地利用効率化等支援交付金5,412万円、そして一般財源1,242万3,000円でございます。

次に、8款1項は防潮堤整備事業費でございます。

これは、住吉海岸防潮堤整備に係る工事請負費として3,790万円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として町債3,790万円でございます。

次に、8款2項は吉田町内道路舗装修繕事業費でございます。

これは、国の令和7年度補正予算に伴い実施する、堤内3号線の補償修繕に係る工事請負費として、4,699万1,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の社会資本整備総合交付金2,300万円、町債2,390万円そして一般財源9万1,000円でございます。

最後に、8款3項は大幡川改修事業費でございます。

これは、大幡川水系の大窪川の河川改修及び護岸修繕工事に係る事業費として、1億144万7,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の社会資本整備総合交付金2,500万円、町債7,630万円そして一般財源14万7,000円でございます。

以上が第4号報告 令和7年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についての内容でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、上下水道課長お願いします。

柳原真也上下水道課長。

〔上下水道課長 柳原真也登壇〕

○上下水道課長（柳原真也） 上下水道課でございます。

上下水道課からは2件の報告事項について、御説明申し上げます。

初めに、第5号報告の令和7年度吉田町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

議案書の35ページを御覧ください。

本報告は、令和7年吉田町水道事業会計において、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づいて、予算の繰越しをした件につきまして、同法同条第3項の規定に基づき、議会に御報告をさせていただくものでございます。

36ページの別紙を御覧ください。

令和7年度吉田町水道事業会計予算において、令和8年度に繰越しをして使用する建設改良費の繰越額は、予算繰越計算書のとおりでございます。

それでは、その内容について御説明申し上げます。

1款1項青柳北原3号線外3路線配水管布設替工事につきまして、繰越額は1億1,550万円でございます。

これは、神戸地内の自彊小学校付近の道路において、老朽化している水道管の布設替えをする工事でございます。その財源につきましては、国庫補助金と企業債と損益勘定留保資金でございます。

繰越しの理由についてでございますが、国の補正予算に呼応し令和8年度に実施する予定の配水管の布設替え工事を前倒しして実施したことによるものでございます。

以上が令和7年度吉田町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての内容でございます。

次に第6号報告の令和7年度吉田町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

議案書の37ページを御覧ください。

本報告は、令和7年度吉田町公共下水道事業会計において、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づいて予算の繰越しをした件につきまして、同法同条第3項の規定に基づき、議

会に御報告をさせていただくものでございます。

38ページの別紙を御覧ください。

令和7年度吉田町公共下水道事業会計予算において、令和8年度に繰越しをして使用する建設改良費の繰越額は、予算繰越計算書のとおりでございます。

それでは、その内容について御説明申し上げます。

まず、1款1項の管路改修工事実施設計業務委託につきまして、繰越額は792万円でございます。

これは、下水道施設の点検調査において、対策が必要とされる管路の改修工事の詳細設計を行おうとする業務委託でございまして、その財源につきましては、国庫補助金と企業債と消費税等資本的収支調整額でございます。

繰越しの理由についてですが、令和7年度に採択された国費を有効活用するため、令和8年度に予定している事業を前倒しして実施したことによるものでございます。

次に同じく、1款1項の吉田浄化センター受変電設備改築実施設計業務委託について、繰越額は995万5,000円でございます。

これは、ストックマネジメント計画に基づき、浄化センター受変電設備の更新工事を行うための詳細設計の業務委託でございまして、その財源につきましては、国庫補助金と企業債と消費税等資本的収支調整額でございます。

繰越しの理由についてですが、先ほどの業務委託と同様、令和7年度に採択された国費を有効活用するため、令和8年度に予定した事業を前倒しして実施したことによるものでございます。

次に、同じく1款1項の吉田浄化センター汚泥脱水設備更新工事（機械設備工事）につきまして、繰越額は3億3,880万8,000円でございます。

これは、昨年度3か年の債務負担行為をお認めいただき実施しております浄化センターの汚泥脱水設備の機械設備に係る更新工事でございます。その財源につきましては、国庫補助金と企業債と消費税等資本的収支調整額でございます。

繰越しの理由についてですが、工事発注に必要となる機器単価の調整に時間を要したことから工事発注が遅れ、令和7年度に予定した出来高が到達しなかったことによるものでございます。

次に同じく1款1項の吉田浄化センター汚泥脱水設備更新工事（電気設備工事）につきまして、繰越額は7,590万円でございます。

これは、先ほどの機械設備工事と同様、吉田浄化センターの汚泥脱水設備の電気設備に係る更新工事でございます。その財源につきましては、国庫補助金と企業債と消費税等資本的収支調整額でございます。

繰越しの理由についてですが、先ほどの機械設備工事と同様、工事発注に必要となる機器単価の調整に時間を要したことから工事発注が遅れ、令和7年度に予定した出来高に到達しなかったことによるものでございます。

次に、同じく1款1項の吉田浄化センター汚泥脱水設備更新工事監理業務委託につきまして、繰越額は484万1,100円でございます。

これは、前述しました吉田浄化センターの汚泥脱水設備の機械設備工事と電気設備工事を管理する業務委託でございまして、その財源につきましては、企業債と消費税等資本的収支

調整額でございます。

繰越しの理由についてですが、管理する二つの工事が令和7年度に予定した出来高に到達しなかったことによるものでございます。

以上が、令和7年度吉田町公共下水道事業予算繰越計算書の報告についての内容でございます。

上下水道課からの報告事項の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士議員） 以上で本日の日程は全て終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時07分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士議員） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会8日目でございます。

本日は、4番、盛 純一郎議員から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第32号の質疑

○議長（増田剛士議員） 日程第1、第32号議案 令和8年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、第32号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体の質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう、御協力をお願いいたします。

では、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

初めに、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、八木栄議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

5ページの生活交通確保対策費という中で、“ぎゅっと”カーボランティアを乗せて、ということで伺いました。それで、ボランティアが常時乗っていると、一応、今、車で行くと運転手を除いて定員が9名ということになっていると思いますが、ボランティアの方が乗っていると、定員が1名減っちゃって8名になっちゃうということで、そういう乗車定員が1名減ることによって、利用者に対するサービスの低下というようなことが考えられないかど

うかお伺いします。

○議長（増田剛士議員） 八木邦広企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

今、“ぎゅっと”カーにつきましては、乗り合い率というのがありまして、これが1.2程度になっておりまして、乗り合いをしている人数がほぼ1をちょっと上回っている状態ですので、今回1人、高齢者見守り隊がそこに乗車定員1減になったとしても、特に運行に支障があるということはありませんので、特に支障ないと考えております。

以上です。

○11番（八木 栄議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） 他にございますか。

10番、平野積議員。

○10番（平野 積議員） 同じところですけども、重い荷物を助けてあげるということに関しては大いに賛成ではありますけれども、今のやり方、お話聞いたところでのやり方というのは、ちょっとしんどいかなと。最初この話を聞いたときに、タクシーであれば道路上に止まっても重い荷物があれば、運転手が降りてきて、トランクを開けて入れてくれたり、出してくれたりしますよね。

“ぎゅっと”カーにも運転手がいるわけだから、その人がそういう手助け、重い荷物を持った人が来た場合は、その人が手助けをするというような案でやっていけば、わざわざボランティアを頼む必要はないと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

タクシーであれば、そういう形で運転手が荷物の補助をするということはあるかと思えます。“ぎゅっと”カーにつきましては、今、当然、タクシー事業者のほうと契約をしております。今の契約上、少なくともそういった荷物の補助ということは、業務の中に契約上含まれていない。ですので、そういう形ができるかどうかとか、あと金額的にもどうかとか、そういったところまでちょっと今のところ、何とも言えないというところがございます。

あと、運転手が荷物の、降りて積み下ろしをした場合、今、“ぎゅっと”カーの運行をするに当たって、これ乗り合いになりますので、バスであると多少遅れてということでもほぼ許容されているのかなと思うんですけども、タクシーとかですと、やはり時間指定したところで来ないという、なかなかそこがクレームにつながったりということもあると、さらに今、乗り合いをするに当たって、運行する時間に対して何分くらいということをめどで組んでいるものですから、そこを時間が押してしまうと、全体の乗車に対する影響も出てしまうということもあるものですから、今のところタクシーの運転手が積み荷の荷下ろしとか、そういったところをやるというような想定にはなっていないという状況でございます。

〔Jアラートの音あり〕

○議長（増田剛士議員） ちょっと休憩入れます。

休憩 午前 9時06分

再開 午前 9時13分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は10名です。

ここで先ほどのJアラートにつきまして、危機管理監のほうから説明をお願いしたいと思います。

白井危機管理監。

○危機管理監（白井和幸） 先ほどのJアラートについて説明いたします。

8時38分頃、フィリピン付近でマグニチュード8.2程度の地震、震源の深さ等不明であります。これにより、津波注意報が太平洋側沿岸に出ています。茨城から沖縄本島に出ています。静岡県は津波注意報、予想最大波の高さが1メートル、午後1時00分という津波予測時刻であります。当町としては、沿岸のサーフィン等の者に注意を呼びかけたいと思っています。

今後、続報とします。

以上です。

○議長（増田剛士議員） では、質疑のほうに戻りたいと思います。

先ほどの企画課長、最初からお願いできる。

八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

運転手がやらないという理由につきましては、今、先ほど申し上げたとおり、契約上そういう業務は入っていない、また、入れた場合、多分経費等にも影響してくる部分がございます。

それと、その契約以外にも“ぎゅっと”カーというのが、バスとタクシーの間みたいな形の業態になるものですから、結局、そこのお客さんまで到達する時間の設定をしている中で、今も多少遅れると、時間どおり来ないということも言われたり、あとは乗り合いするときにとんどん後ろにずれていってしまうということもございますので、最初、乗車客数なんかも全体のものは今の設定を変わってくるということもございまして、基本的には今、運転手が荷物の持ち運びとか、上げ下げをしていないというような状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） そもそもバス、空港バスとか、運転手が降りていってやりますよね。その間、乗車客は待っているというようなことから、契約上、それを最初から入っていないということは、こういうことは想定していなかったという、そういう要望が出てくるということを想定していなかったということなのか、やろうとしたけれども、タクシー側が拒否して、これはできませんと言ってきたのか、その辺はどうですか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

今現在の運行につきましては、当然、乗客をなるべく待たせずにどういうふうに運ぶかというところでございますので、最初の段階でこの段階を想定していたか、していないかというか、あくまでもスムーズに人を運ぶためというところで進めてきているので、最初から契

約には入れていないという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） それに関してはいいとしますけれども、先ほど答弁にあった乗車率が1.2であるとすれば、1人ですよね。それにかかる時間は1分もないくらいで済むと思うんですけれども、できればそういうことをやっていただきたい。

このボランティアの制度というのは、永遠、これから続けていこうとお考えなのか、あくまでも今回の実証、本格稼働していますけれども、このボランティア制度に関しては、実証実験をやるというシチュエーションなのか、その辺をお願いします。

○議長（増田剛士議員） 八木邦広企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

今回のこの見守り隊につきましては、あくまで実証運行でございますので、全協でも説明したとおり、今、7月から1月末ぐらいで期間としては想定しておりますので、この中でこの高齢者見守り隊の需要であるとかやり方等について、検証をかけていくような形になりますので、基本的には1月末までというところで今考えております。

その上でこの運行の結果、こういうサービスがやはり乗客のためになるということであれば、今後続けていくということも考えますし、また、やり方というところもどうかというところがございますので、どんどん、どういう需要があるかというところを探りながらよりよい形で導入できていければいいのかなとは思っています。

ただ当然、需要があまり何もなければ、この制度はやらないという判断にもなろうかと思いますが、この検証をしてみてもの結果ということになります。

以上です。

○10番（平野 積議員） 了解。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今いろいろ聞かせてもらって、先日、静鉄バスの全く同じ状況にあって、運転手さんが、多分女性が重たい荷物を入れてくれたんですね。ああいうの見ていますと、やっぱりこれはサービス業は、当然サービス事業としてはそこに重点を置くことも必要なことだと思うんですよね。

それとあと、外から見ていて非常に和やかというか、物すごくいい雰囲気だったんですね。それはやっぱり一つのこれから“ぎゅっと”カーが伸びていく。あくまでも、私もよく使うんですよ。確かになかなか難しいんですけども、よく思いました。

それでそのとき、やっぱりいずれ増えていくと思うんですよ。先日、初めて同乗しましたけれども、同乗者と行きましたが、この状況はやっぱり想定をしてほしいんですよ。静鉄バスに乗ってもらおうと、それもよく非常に和やかな雰囲気のサポートが見れたものですからね。

でも、いろいろ聞きますと、ぜひ考えるチャンスがあれば、考える要素があれば、考えてください。そして、目的は大勢の人を安く運ぶことですので、そうして初めて補助金が生きるわけですからね。ぜひその辺は、考えていただきたいと思いますし、何かありましたらどうぞ。

○議長（増田剛士議員） 質疑は。

○12番（山内 均議員） 何かあったらどうぞ。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

町といたしまして“ぎゅっと”カー、当然これを町民の方に使っていただきたいということで、使っていただくことによって生活の質が上がっていくようなところになれば、一番いいところかなと思っておりますので、こういった今回のような実証運行というの、やればそういう形でいろんなことを試しながら、さらにいいものにしていきたいとは思っておりますので、できるだけいろんなことに対応できるようなことを考えていきたいと思いますが、ただ最終的にどこまで経費的なものであるとか、あと、何を一番優先していくのかというところがやはりございますので、そうしたバランスを見ながらやっていくことになるのかなと思います。

以上です。

○12番（山内 均議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

5番、楠元由美子議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

同じようなところですけども、今回、見守りが必要な方も利用できるということで、枠組みが広がるというような点では、すごくよりよい使いやすい利用者さんが増えるのが期待できるようなシステム改修というふうに認識しているところであります。

今、2台“ぎゅっと”カーがある中で、1台そういった方が必要な方が直接、そちらのシステムのほうに利用できるような形にするような改修というふうにお聞きしています。

気になるところは、今現状、この“ぎゅっと”カーの要は予約時間が利用の30分前から利用できるような形になっているんですけども、こういったサービスを必要な方にとって30分前の利用でも、そこがスムーズに見守り隊の方との連携が取れて、スムーズに運行できるのか、ちょっとその辺が気になるところですけども、そのあたりは今どのような形で想定されていますか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

今のところ見守り隊につきましては、ちょっと時間を決めてやっていこうと思っておりますので、議員がおっしゃるところは特に問題ないかなとは思っております。

以上です。

○5番（楠元由美子議員） 了解しました。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 別件です。

吉田町地域公共交通協議会負担金124万6,000円、説明書の5ページです。

今回の補正は、来年度から始まる吉田町地域公共交通計画策定のための経費の不足分というのを全員協議会で聞いたわけですけども、国庫補助金が想定の460万が60万ほどしか出なかったということに関して、これは何がしかの理由があったんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

大変申し訳ないのですが、その減額の幅がなんでそこまになったかというのは、すみません、ちょっと把握しておらない状態です。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 結果的にこの補助金というのは、協議会で計画をつくるのに負担金を出すということなんですけれども、結局、計画作成の経費が当初、予算では928万円ほどだったのが、国庫支出金が減ったので町が補ったとしても649万円になって、279万円減っているわけです。

これによって計画そのものの精度とかが下がるということはないのでしょうか、ということはどうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

想定していたものほど結局金額がついていませんので、その分当然その計画策定に要する経費については、当然落としているという状況になります。

そこについては、当初委託をしていこうと思っていたものを町のほうでやる分を増やしたり、あとは打合せとかもうちょっと中身を見直した中で削れるものはないかというところをちょっと精査しながらやっていっていますので、基本的にはこの金額を変えたという中では、制度自体については維持していくような形でやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 今、ちょっと説明の中にもありましたけれども、削った、具体的にどういうものを削ったのかというところをちょっと説明願えますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

具体的に削っているところは、特に打合せ回数をなるべく計画策定、今回、いろいろ需要であるとかいろんなものについて調べていく中で、当然打合せが大分多く最初設定してあったんですが、そういったものをざっくり半分に落としたりとか、あと当然それにかかる経費なんかもそこで落ちてきますし、あと、アンケート等についてもなるべくこちらでやれるところについてはこちらでやるというようなところを落しながらやっていきますので、基本的に打合せについてもリモートとか、ほかのやり方等もありますので、そういったところで質は当然確保できていくようなことで考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） ちょっと言ってくれなかったのですが、削減する中にワークショップを減らすという話を聞いたんですけれども、それはちょっと考えていただきたいと、町民の皆様の声というのを聞くというのは大切なことだと思うんです。

そこへ名古屋大学の先生を呼ぶと、高くつくとは思いますが、企画課は頑張っていて、そこで呼ばずに町内でやるということであれば経費は大分抑えられると思うん

で、少なくともワークショップ、町民の皆様の声を聞くということは、やっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

多分、説明のときにすみません、そごがあったかなと思っていて、ワークショップとかの回数は減らしませんので、やろうとしている住民の意見を聞くということは丁寧にやっていきたいと考えております。

以上です。

○10番（平野 積議員） あ、じゃあいいです。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

11番、八木栄議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

先ほどお伺いしましたが、乗り合い率が1.2ということで、かなり少ないということの中で、今現在、こういうサービスが、ボランティアさんが乗ってやるサービスがないから、逆に乗らない方もかなりいるかなということで、そういうことをちゃんと理解すれば、今度そういう方も、ボランティアさんが必要な方も、どんどん利用してくれるようになると思うんですが、そうすると、また乗り合い率も増えてくるというような形の中で、今度そういうボランティアの方が同乗していますので、そういう必要とする方にも大いに使っていただきたいということのそういうPRというんですか、皆さんに知らせめたほうがまた乗り合い率増えると思うんで、その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

当然やはり周知しないと使っていただけませんので、そういったボランティアがこの時間乗っていますよというようなこととか、こういうことをやりますよということは、周知はやっていきたいと思います。

さらに、予約するに当たっても、ここに見守り隊が乗っていますよというようなところも分かるようにシステムを改修していったりとかということも考えておりますので、なるべく広く皆さん、今使っていない方にもこういうことをやっていますというのが届くように、ちょっと周知のほうをしていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 何か具体的なそういう周知の仕方って、何かありますか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

今すぐやれるところで言いますと、やはりホームページであるとか、LINE、そういったこともございます。

あと、広報等でも時間的にタイムラグはあろうかと思いますが、そういうことも可能であると考えておりますので、なるべく今言ったものだけでなく、ほかにもやれるようなことがあれば、例えば自治会を通して貼り紙をさせていただくとか、そういうことも可能かなと思いますので、なるべくそういうことを多くやっていきたいなと思っております。

以上です。

○11番（八木 栄議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。
よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。
次に、3款民生費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。
次に、10款教育費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

7ページのほう、防犯カメラの設置工事請負費を監視システム業務委託料っていうふうに移したということで、その中でギガネットっていうものをやっているもんですから、そっちでやるような形でやったと伺っているんですけども、そっちに移すことによるメリットっていうんですか、よいところっていうんですか、その辺があったら伺います。

○議長（増田剛士議員） 田邊誠学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

今回の防犯カメラを今既存の各小中学校のギガネットワークに接続というような仕様にしたわけなんです、そのメリットとしましては、まず当然ネットワークにつながますよね、電源が不要になるというものがございます。

大きな理由としては、やはり一番大きいのはセキュリティー強化。特に情報漏洩の防止ということで、もともと各小中学校のギガネットワークは高度なセキュリティー対策を施されていますので、それがそのまま活用できます。

また、カメラも、カメラ端末、児童生徒が使っている端末と同様、カメラも端末と捉えれば、そこにカメラ自体にもセキュリティーが強化されていると、具体的には初期パスワードの設定管理だとか、自動更新とかされているということで、かなりセキュリティー強化できるというところが大きな特徴でございます。

またもう一つは、カメラ単独で設置しますと、それに応じた保守管理が別に欲しくなるんですが、既存のネットワークにつながぐということで、包括的な保守管理、点検ができるということで、このようなメリットで、このような仕様にしたものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

予算というか、かかるお金の関係では、予算的には移すだけですけれども、その後ランニングコストを考えたときに、金額的にはどのような形になりますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

ランニングコストにかかってくるのは、やはり保守点検とかそういったところになってく
ると思いますが、それは一括的な、全体的な管理の中でやりますので、それを特出しするよ
りは安価にできるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（八木 栄議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 7ページの地域クラブ生徒活動支援補助金49万2,000円について
お伺いします。

今回の補助金は、要保護、準要保護の生徒に対する補助金との話があったと思います。

部活の地域展開によって、生徒の負担増は増えるとの認識でよろしいのでしょうか。その
増加分を町が補助するということなんでしょうか。その辺、ちょっともう少し説明できます
でしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

今回の地域展開に伴いまして、ある程度やはり受益者負担というか保護者負担というのは
かかってくるように思います。

ただ、それが幾らかかるかというのは、各団体ごと、参加する生徒数も違います。生徒数
違えば、徴収できる参加料も変わってきます。

あと、指導者の報酬。これも指導者報酬一人幾らにしないという、こちらから決めたも
のではないんですが、その団体の中で決めることになるんですが、そういった報酬とかもかか
ってくるということを考えますと、ある程度廉価に設定するようにということで要綱上もう
たいますけれども、ある程度一定の受益者負担というのは発生するものというふうに考えて
ございます。

そういう中で、今回の地域クラブ生徒活動支援補助金ということですが、先日説明させて
いただきましたとおり、現在は要保護・準要保護就学援助費の支給認定者に交付するという
ようなところで設定のほうをさせていただいておりますが、参加費が団体によって幾らとい
うのは、団体ごとまちまちでございますので、全てをこれで補助するということではなくて、
具体的には今、月額1,000円というところを上限に設定しているということで、一部を支援
させていただくというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 一部を援助するということでありますけれども、そもそも部活動
の地域展開というのは先生の働き方改革で、先生の土日という負担を減らすということであ
れば、学校側の都合、生徒にもメリットはあると思いますけれども、学校側の都合がメイン
であるとすれば、そこにおいて経済的に負荷が増えるということであれば、その要保護、準
要保護だけではなくて、そういう生徒全員に、例えば今おっしゃった1,000円というのを援
助していくというような仕組み。財源内訳聞くと国と町が半分半分ということですが、国は
それは今考えていないとすれば、町の単独でもそういう人たちに、子供たちに援助していく
ということは考えないのかというところはどうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

今回の部活動地域展開の趣旨、これは国のほうの制度という中で徐行して進めているものでございますが、今、議員がおっしゃられましたとおり、一つの目的としては学校における働き方改革ということで、教員の負担軽減というのが一つございます。

ただ、それ以上に大きな理由としまして、やはり今少子化、また部活加入率の低下ということで、なかなか学校単位での活動維持が困難な状況です。現実、吉田中学校でも野球部とかサッカー一部はやはり部員の数が少なく、ほかの学校と一緒に合同でやっているという状況もありますので、一番はやはり今後、生徒が活動できるというところが大きな趣旨となります。

それに伴いまして、そういった今まで半ばボランティア精神というあたりで、中学校の教員の方に部活動をやってきていただいたというところがあるんですが、それも今限界、そういった状況が続けられるというのも考えますとなかなか限界というところがありまして、大きな理由としましては、生徒が今後もやりたい活動を諦めず続ける環境を構築したいというものがありますので、ここで保護者の方には多少なりとも負担というところを発生するようにはなるんですけども、こういった地域での活動を展開するという中での投資ということで、理解のほうを求めていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 今の説明で、それならこそ子供たちが活発にやれるように、親に経済的負担をかけないように町が援助していくと、全部とは言いませんけれども援助して、より活発的に活動が続けていくということを推奨してもいいのではないかと、やりやすいような環境をつくってあげるということをやってもいいんじゃないかなというふうに思いますので、今年はちょっと難しいんでしょうけれども、来年度とかそういうこともちょっと考えた上で、今後のやり方というのを考えていただきたいと思いますので、そこはよろしく願いします。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

以上で、本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら、全般にわたり特に質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これをもって、第32号議案についての質疑を終結します。

◎議案第33号の質疑

○議長（増田剛士議員） 日程第2、第33号議案 令和8年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、第33号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これをもって、第33号議案についての質疑を終結します。

◎議案第49号の上程、説明

○議長（増田剛士議員） 町長から、第49号議案 令和8年度防潮堤（住吉工区）整備工事請負契約の締結について、1件の追加議案が提出されております。

会議規則第35条の規定により、日程第3、第49号議案を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 令和8年第2回吉田町議会定例会に追加上程されました議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回、追加上程されました議案は、請負契約の締結についての1件でございます。

内容につきましては、第49号議案の令和8年度防潮堤（住吉工区）整備工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、防潮堤（住吉工区）整備工事につきまして、一般競争入札により、契約金額1億989万円で有限会社西尾建工、代表取締役、西尾 健と請負契約を締結することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

以上が追加上程されました議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、今回の議会定例会中に急遽ではございますが、国の令和8年度補正予算（第1号）の成立を踏まえ、物価高騰により影響を受けている町民の皆様の生活を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加装置を活用し、水道基本料金負担軽減事業を延長することを検討しております。

そのため準備が整い次第、補正予算についての議案、令和8年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について、追加で提出させていただきたいと考えておりますので、お願いいたします。

それでは御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

建設課長、お願いします。

山脇一浩建設課長。

〔建設課長 山脇一浩登壇〕

○建設課長（山脇一浩） 建設課でございます。

建設課からは、第49号議案、令和8年度防潮堤（住吉工区）整備工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページ及び参考資料ナンバー1を御覧ください。

本議案は、地方自治法第234条の規定に基づき一般競争入札に付した令和8年度防潮堤（住吉工区）整備工事請負契約の締結につきまして、契約の金額を1億989万円、契約の相手方を静岡県榛原郡吉田町住吉317番地の7、有限会社西尾建工、代表取締役、西尾 健とする請負契約を締結するため、議会の決議に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお認めいただくとするものでございます。

参考資料ナンバー1の1ページをご覧ください。

令和8年5月19日に行いました入札の結果、有限会社西尾建工が9,990万円で落札し、落札額に消費税及び地方消費税相当額である10%を加えた金額1億999万円で、5月22日に仮契約を締結しております。

続いて、2ページの工事等概要書、3ページの整備工事の図面を併せてご覧ください。

工事箇所は吉田町住吉地内、吉田漁港の西側の区域になります。工事内容は、最大クラスの地震・津波に対する被害軽減を目的として実施するものであり、既存防潮堤の海側におきまして、既存防潮堤と同様の高さまで盛土を整備するものでございます。

海岸土工として路体（築堤）盛土、盛土部ののり面整形、構造物撤去工として青色で囲った区域にあります公園施設の撤去、仮設工として工事用道路、散水、交通誘導警備員を配置するものでございます。

なお、本工事の予定工期につきましては、令和8年6月17日から令和9年8月20日までを予定しております。

以上が建設課からの説明でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 以上で説明が終わりました。

ただいま説明のありました、日程第3、第49号議案 令和8年度防潮堤（住吉工区）整備工事請負契約の締結についての議案審議につきましては、11日にまた追加議案、先ほど町長のほうからございましたが、追加議案につきまして、全員協議会を開いて、議案の内容確認を行いたいと思います。

また、16日の本会議で質疑、討論及び採決を行いたいと思います。これらは、この後の議会運営委員会において、確定していただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士議員） 以上で本日の日程は終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 9時46分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士議員） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会10日目でございます。

本日は、4番、盛 純一郎議員から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（増田剛士議員） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 平 野 積 議員

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

〔10番 平野 積議員登壇〕

○10番（平野 積議員） 10番、平野です。

私は、通告のとおり、吉田町のにぎわいづくりについてと題し質問いたします。

まず、参考資料の一番最初のページを見ていただけますでしょうか。

これは、年度末の吉田町の人口を示したものです。表の一番下に、令和7年度の値を示しています。令和7年度末ですので、この数値は令和8年3月末の値です。

これを見ますと、本年3月末において、吉田町の日本人人口が2万6,000人を下回りました。日本人人口は、平成23年7月の2万9,613人をピークに減少を続けており、特に最近2年間は減少傾向が強まっています。ちなみに、今年の5月末の吉田町の人口は2万8,700人で、3月末と同じでありますけれども、日本人の人口は2万5,874人で、3月よりも66人減っています。

人口減少が続く中で、地域の活力を向上させるためには、交流人口や関係人口の創出によ

るにぎわいづくりが重要です。

一方、当町は津波防災まちづくりにより新たな安全を確保しつつ、沿岸部における新たなにぎわいの創出を掲げるシーガーデンシティ構想を推進しています。また、第6次吉田町総合計画においても、「新たな人流と賑わいが創出された活性化しているまち」を目指す姿として位置づけています。

しかしながら、当町が用いるにぎわいという用語については、その具体的内容や達成すべき状態、評価方法が明確に示されているとは言い難いと思います。

目指すにぎわいの姿を町民と共有することによる町民意識の高揚、つまり、町が何を目指しているのかを町民が理解し、町民と行政が一緒に町を盛り上げていこうという意識を町民が持つことが重要であります。

そこで、以下の点について質問します。

1、東名吉田インターチェンジ周辺の交通結節点整備で創出しようとするにぎわいとは具体的にどのような状態か。また、その達成度をはかるための指標及び数値目標は何か。

2、沿岸部におけるにぎわい施設の整備で創出しようとするにぎわいとは具体的にどのような状態か。また、その達成度をはかるための指標及び数値は何か。

3、当町が目指すにぎわいとは何か。その定義及び評価指標は。

4、当町のさらなるにぎわいづくりに向け、検討している施策は。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） それでは、答弁をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 吉田町のにぎわいづくりについての御質問のうち、1点目の東名吉田インターチェンジ周辺の交通結節点整備により創出するにぎわいと、その指標及び数値目標はについてお答えをいたします。

まず、東名吉田インターチェンジ周辺につきましては、シーガーデンシティ構想におきまして町の玄関口と位置づけており、現在、整備を進めておりますバスターミナルは、本町にとって、複数のバス路線が乗り入れる重要な交通結節点となるものでございます。

このバスターミナルを整備することによって創出されるにぎわいにつきましては、二つの状態があると考えております。

まず一つ目といたしまして、つなぐことによるにぎわいの創出でございます。バス停留所の集約による交通結節機能の強化と、待合・送迎環境の整備により、新しい人の流れが生み出されている状態でございます。

現在、東名吉田インターチェンジ周辺に点在しております複数のバス停留所を集約することにより、乗り継ぎの利便性向上が図られ、バス利用者の増加に資するものと考えております。

さらに、バス路線と“ぎゅっと”カーよしだをつなぐことにより、町外からの来訪者を、町内の各所に誘導することが可能となりますことから、県営吉田公園、シーガーデンの海浜回廊や多目的広場、吉田漁港などを訪れる、新たな人の流れが創出されるものと考えております。

二つ目といたしまして、たまることによるにぎわいの創出でございます。ターミナル内に

整備いたしますオープンスペースにおきまして、様々なイベントなどが開催をされ、町内外から人が集っている状態でございます。

複数のバス路線と“ぎゅっと”カーよしだをつなぐことにより、町内外から新たな人の流れができ、バスターミナルに人が集まりやすくなります。

その上で、バスターミナル内に快適な待合環境やオープンスペースを整備し、飲食ブースなどのスポット出店やイベントなどが頻繁に開催されるようになれば、バス利用者はもちろんのこと、バス利用者以外の方も飲食ブース利用やイベント参加を目的としてバスターミナルに集うことが期待をされます。

これらの状態の達成度をはかるための指標や数値目標につきましては、将来的には、バスターミナルにおける乗降者数やイベントの開催回数、イベント来場者数などが考えられますが、今現在、バス事業者等の関係機関との協議、調整が完了しておりませんので、具体的な数値の設定は行っておりません。

バスターミナル整備による直接的なにぎわい創出につきまして、2点挙げさせていただきましたが、副次的な効果といたしまして、交通結節点としての機能が発揮され、通勤・通学等の利便性が向上し、インターチェンジ周辺の魅力が増すことにより、将来的に、住宅地の形成、商業施設や企業の立地が促進されれば、さらなる魅力向上が図られ、移住・定住人口の増加につながっていくものと考えております。

次に2点目の沿岸部のにぎわい施設の整備により創出するにぎわいと、その指標及び数値目標はについてお答えをいたします。

沿岸部におきまして創出しようとするにぎわいですが、多目的広場、海浜回廊、県営吉田公園及びその周辺エリアの利活用が図られ、地域の憩いの場として、また、様々なイベントなどにより多様な交流が生まれる場として活用されている状態でございます。

シーガーデンシティ構想では、川尻海岸を、親水・交流ゾーン、海辺のプロムナードゾーン、レジャーとスポーツゾーンと大きく三つのゾーンに分類をしております。

そのうち、漁港周辺の親水・交流ゾーンでは多目的広場の、そして海辺のプロムナードゾーンでは海浜回廊の整備が既に完了しております。平日の朝晩や休日などには、駿河湾や富士山といった眺望を楽しみながら、ウォーキングや散策をする人たちが多く見られ、少しずつにぎわいが生まれてきております。

一方で、レジャーとスポーツゾーンに位置づけております吉田公園南側エリアの整備につきましては、シーガーデンシティ構想の具現化に向け、関係機関とのイメージ共有や民間事業者の事業参画意欲確認のため、昨年12月にPFI法の規定に基づき実施方針を公表し、今年1月に沿岸部一帯の現地見学会を実施したところでございます。

現在は、官民の役割分担や町の財政負担軽減見込額を検証した上で、事業化手法の具体化を図るために、事業者との個別対話を受け付けているところでございます。

事業の実施に当たりましては、事業化手法決定後の公募において示された提案内容を基に、民間事業者と調整を図りながら、整備計画や設計、工事の工程を組んでいく予定としております。

そのため、その達成度をはかるための指標及び数値目標につきましては、観光交流客数やイベント開催回数などが考えられますが、具体的な施設整備が決定していない現時点においては設定する状況にはございません。

次に3点目の町が目指すにぎわいと、その定義及び評価指標はについてお答えいたします。

本町が目指すにぎわいとは、確かな安全の下、安心感と魅力が結びつき、多くの人や物事が集まり、活気に満ちている状態や様子、さらに単に人が多いだけではなく、活発な交流や経済的な盛り上がりがあるものと考えております。

まずは、津波防災対策により確固たる安全を確保する。確固たる安全が確保された場では、企業は安心して生産活動を営み、雇用が拡大し町がにぎわう。町はその富を子育てや教育など町民を支える安心をサービスとして提供する。その結果、人が集まり地域が活性化されている状態が、本町の考えるにぎわいでございます。

にぎわいというのは、複数の事業、施策の成果が折り重なり創出されるものでございますので、全てを表す評価指標を示すことは困難であると考えますが、最も代表的な評価指標といたしましては、移住・定住などの施策の成果を示すものとなる町の総人口や交流人口、関係人口の創出に係る施策の成果を示すものとなる観光交流客数、そして企業の進出件数、新規雇用者数などが考えられます。

次に、4点目のさらなるにぎわいづくりに向けた施策はについてお答えをいたします。

まずは、現在取り組んでいる事業を着実に進めていくことが重要であると考えておりますが、本町は、年々、総人口が微減となっている状況において、日本人人口が減少している反面、外国人人口は増加をしており、令和8年5月末現在においては、外国人の人口比率は9.85%となっております。

人口減少の影響は、地域活動にも影響を及ぼしていることから、増加している外国人の活力を様々な活動に生かしていくことが求められていると考えております。

現在、町が行っている主な多文化共生の取組といたしましては、日本語習得の機会の充実を図るとともに、お互いの文化の違いを認め合いながら共生をし、外国人の方々が地域になじみ、地域社会の一員として参画していただくことを目指して、まずは生活者として必要な最低限の日本語を身につけられるよう、はじめてのにはんご教室を開催しております。

また、町内の小・中学校におきましては、日本語指導が必要な外国籍児童・生徒への支援といたしまして、外国人児童生徒相談員が各小・中学校を巡回し、学校のルールや言語指導を行うとともに、面談や説明会では保護者へのサポートも実施しております。

さらに、各学校では、外国籍児童・生徒に対する特別な教育課程を編成して取り出し授業を行い、一人一人に応じた日本語指導を展開しております。

こうした多文化共生の取組をさらに充実させつつ、外国人の活力を具体的にどのようににぎわいにつなげていくかにつきましては、今後、検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 答弁ありがとうございました。

まず最初に、3番目の質問であります本町が目指すにぎわいというところで、最初聞いていきたいと思います。

今、答弁の中にもありましたけれども、単に人が多いだけでなく、活発な交流や経済的な盛り上がりがあるものというふうにお考えということですが、活発な交流や経済的な盛り上がりというものを具体的に言うとうどういうことでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木邦広企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

にぎわい等につきましては、やはり、今、カムカム補助金等でイベントなんかもやっておりまして、町内外からいろいろな人が集まって、そこでにぎわっている状況ということにございます。

経済的なものにつきましては、当然、企業であるとか、商業施設、そういったものが立地した中で、町内において企業が活発に活動していただければ、そういった経済的な活動も盛り上がってくると考えておりますので、そういったところを指しております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） それでは、その評価ですけれども、移住・定住などの施策の成果を示すもとなる町の総人口や交流人口、で関係人口の創出。総人口は示されています。交流人口や関係人口というのはどこに出ているのか。はかっているのか、はかってもいないのか。そこはどうなのでしょう。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

観光交流客数については、総合計画のほうで指標は設定してあるものはございますが、ただ、今、今回、ターミナルの整備であるとかそういったものも含めて、将来的な観光交流客数というような設定は、まださせていただいておりませんので、今現在、やっているイベント等についてのものは設定はされているものはあるという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 一番最初の質問にもありましたけれども、バスターミナルの乗降客数、吉田町全体の乗降客数というのは統計年鑑に出ていますよね、要覧に。ところが、各駅でどれだけ乗り降りするかは数値は示されていない。ということは、全体分かるのであれば、個々に分かるはずだと思うんですけれども、それも問合せというか、今、打合せ中であるということと終わるんでしょうか。大体分かっているんじゃないですか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

今、出ている数値、個別のものというところと、やはり、今後、交通結節点ということでつないでいきまして、さらに利便性が上がるというところで、伸びていくこともございますので、それがどういうところと結節できるかというところがございますので、今のところは設定していないという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） そもそも、交流人口、関係人口というのは具体的にどうやって測定するものなのでしょう。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

交流人口とか関係人口というところで非常に何を取ればいいのかというところは非常にちょ

っとグレーな部分がございますので、それを全て網羅的に把握するという事は、やはり難しいかなと考えております。そうした中で、一つの取り方といたしましては、当然うちのほうでイベント等やっているものについての観光交流客数というところとか、そういったところが最も主なものとして捉えられるのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 答弁からすると、それほどやっているわけではないと。これからやりますということなんで、それをしっかり今後、やっていただきたいと思います。

要は、にぎわいづくりできたといったときに、何を根拠にできたというのか。もっと心配なのは、できていないとき、ものはつくりました、でもにぎわいが出ていませんといったときに、どういうてこ入れをしなきゃいかんのかということを示す客観的な評価というのは必要だと思うんで、そこはしっかり、今後やっていただきたいと思いますというふうに思います。

では、最初の東名吉田インターチェンジ周辺の結節点整備についてお伺いします。

以前ちょっとお伺いした、つなぐとたまるに関しては説明いただきました。それに関して、たまるで、飲食ブースなどスポット出店やイベントなどという答弁がございました。あのスペースから考えると、お店、軽トラで来るような、そういうのはちょっと考えられると思うんですけども、イベントってどういうことを考えていますか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

イベントの大小はあるとは思いますが、実際のところ、今、マルシェであるとか、いろいろそういったイベントが町内各所で行われていて、特にですね、オアシスパークであるとか、吉田公園であるとか、あと、吉田公園西側町有地、ああいうところでも大小いろいろなマルシェであるとか、あるいはフリーマーケットであるとか、そういうことも行われております。

そうした中で、今、オープンスペースをつくって、こういう形で使いますよというところを示した上で、いろいろなことを募集をしたり、いろいろやれる方法を考えていけば、大小さまざまなもの、できるものがそこに誘致したり、そういうことができるのかなと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） ということは、その吉田インターを拠点として、イベントというのはそこから離れた別の場所でもやって、ここに降ろして、そこへ、例えば、“ぎゅっと”カーで行ってもらおうとか、そういうことを考えているということなんですか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

そういったところの利用も当然考えておりますし、インターのところ、あそこ自体が、本当にインター下りてすぐなんで、入ってこられた方はそのところで、ここちょっとにぎわっているねというような状態を直接見るということにもなりますので、そういったところで、さっき町長答弁にもございましたとおり、スポット出店であるとか、キッチンカー、ああいうものがあそこに並んで、人が集まっていれば、これなんだろうなということでみんな寄っ

ていったりするということもございますので、そういったところも狙っていききたいなと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） これ、私の偏見かもしれないけれども、キッチンカーが何台か並んでいるとして、最初は物珍しさで来ると思うんですよ。ところが、だんだん飽きてきて、その質にもよりますよ、キッチンカーの。本当に行列ができるかもしれない。でも、だんだん飽きてくる。そうしたらまた新たなイベントとか新たなことを考えていかないといけなくなると思うんですが、そういうことを企画、考える人というのは誰が考える予定なんでしょう。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

当然、町でも考えるべき話ですし、地域でもそういった場所があるということになれば、民間の方でも、いろいろな方がそういったところでおのずと考えてはいくようにはなる部分もございます。あと、現在、今年あたりは、地域おこし協力隊ということで採用しておりますけれども、そこもイベント等を創出ということでミッションを持っておりますので、そういったところも考えていくことになろうかと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 企画課長は、前の財政管理課長でございますので、よくお分かりだと思いますけれども、令和6年度からの実施計画における年度の経費を見ますと、令和6年度の計画では令和7年度に2億3,000万円使うことになっていました。しかし、令和7年度の実施計画では、令和7年度は6,889万円、令和8年度が1億8,000万円になっています。そして、令和8年度の計画では、令和8年度は3,700万円、令和9年度が3億2,600万円と多額の経費を使う年度がどんどん遅れています。この遅れというのは、なぜ起こったのか、説明いただけませんか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

実施計画においては、当然進めたいという部分で、それがちゃんとやっていけるという中で、まずは組みますけれども、最終的にその事業を進めるにおいては、当然、財源がちゃんと本当に確保できるかという問題も当然ございますし、あと、今回で言うと、用地買収とか、そういった民間、いろいろな事業がございますので、そうした中で、実際、どこならやれるかというのは、相手と話をしながら進めていく部分もございますので、そういったところで、やはり事業の流れ自体が変わる、スケジュールが変わるということもございますので、基本的には実施計画において予定しておりますも、そういう都合でローリングするということはあるということで考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 実施計画って、6月ぐらいでしたっけ、つくるの。

何月ぐらいにつくって。まあ、夏、秋としても、予算、ヒアリングが始まるのは12月とか、

そんなに期間ないですよ。せっかく企画課がこれをやりたいと出しても、予算で削られるという話なんじゃないかな。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

当然、実施計画を組むに当たって、今、現状で進めなければいけないことを各課のほうで計上してきていて、それについてヒアリングを行って、決めていくことでございます。ただ、その実施計画につきましては、やはり総合計画を達成するために組む部分というところが非常に要素として大きいものでして、実際に予算につきましては、そこから実際の財源等がある初めてできることになりますので、当然、組んでいく中で、最終的に長期的に見たところで、もうちょっとこっちは平準化できないとか、これはほかの事業を優先するので、こっちはローリングさせる必要があるねということをやっていくことになりますので、実施計画と予算のところで、当然変更する点はあるということで考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） それは当然の答弁だというふうに理解しております。

そもそも聞きたいのは、東名吉田インターチェンジ周辺の開発をして、供用開始はいつ頃を予定しているんですか。どんどん遅れるんですか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

今、基本的には、企画課としては5年程度をめどに完成をさせたいという意向は持っておりますけれども、先ほど言ったとおり、財源であるとか、相手方の用地の関係とかございますので、そういったところでずれ込むことはあるかと思っております。さらに、そこと、あと、バス路線とかをちょっと今、事業者等と実際ターミナルにどうつなげるかということも話をしている中で、実際、施設が完成したときにどうなっていくかということころは、また今後、進めていかなきゃいけないかなとは思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 今、その路線バスをちょっと引き寄せるといような話がございましたけれども、今、インターに止まるのは、静岡へ行く東名バス、島田行き、この二つだと思うのですが、ほかにもっとあそこのターミナルに寄ってもらおうと考えているのは、どういところを考えていますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

今、通っている分については、議員、おっしゃるとおりのところで、それ以外に富士山静岡空港に行っている路線もありまして、多少、何本か止まっているのもあるんですけれども、その辺をもうちょっと本数をそこに入れたいということと、あと、JRの東名を通っている高速バスですね、そういうものを、今、下りるような形になっておりませんが、今後につきましては、そういったものも、うちのそこのインターのバス停に下りて止まっただけならば、いろいろな交通結節点として機能が強化されると思っておりますので、そういうこともできないかということで、今、検討しております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 最後の確認になるんですが、供用開始が5年後ということ、令和13年、ということなんですが、それは全ての供用開始なのか、例えば、上り線、下り線はちょっと別々に早く完了すれば、早く供用開始しますよと。そうした場合、それはいつ頃になるのかというのはどうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

あくまでも5年というのは、企画課として、今、考えている部分でございまして、今、議員のおっしゃる部分的な供用をどうするかということでございますけれども、当然、ある程度供用しても支障がないような形の整備でいければ、なるべく早く供用開始を部分的にでもできればいいかなと思っておりますけれども、そういったところは当然、バス事業者であるとか、また、警察とか、そういったところとの協議によって、できてくることかなと思いますので、なるべく早く事業効果を出せるようにはしたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 私がこの東名吉田インター周辺の開発でちょっと気になることは、この前の町政連絡会で資料を頂きましたよね。この一番上に、先ほど答弁でもありましたけれども、コンセプトとしては、快適なつなぐとたまるを実現する吉田の玄関口と記載されています。一番下に、将来的な周辺の住環境を見据えたベッドタウンの玄関と書いてある。これは、どういうことでしょうか、ベッドタウンというのは。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

町長答弁でもありましたように、インター周辺の整備ができて、通勤とか通学、そういったものの利便性が当然、発揮されれば、静岡へ通う人たちももっと増えるかもしれませんし、もっと言えば、JRのハイウェイバス、ああいうのをつなげば、もっと違うところにもいろいろ行けるような可能性もありますので、そうした中では、今の状況よりもさらに広がったような形の住環境として捉えられるかなと思っておりますので、そういったところを見据えたというか、考えたものとなっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） そういたしますと、今、町が考えているベッドタウンは何件ぐらいの世帯を来ていただくとしているのか、結果的に何人ぐらいの人口を増やそうとお考えなのか、そこはどうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

これは、あくまで、今のところ、そういった効果を狙っている。先ほど、町長答弁、副次的な話をさせていただいておりますけれども、まだ、実際、周辺でどこまで開発できる用地があるであるとか、そういったところもありますので、まだ、今、具体的に何件ぐらい増やそうというような数値は持っておりません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 気になるのは、ベッドタウンという呼び名なんです。で、ここが一番上に吉田の玄関口。これは吉田町全体の玄関口ですよね。で、今の話だと、ベッドタウンの玄関と言いつつ、その周辺の住居の集まりの玄関ということですよ、これ、ベッドタウンの玄関。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

ちょっと説明として、あの辺だけがベッドタウンとかそういうものではございませんで、当然、交通結節点として町の玄関口ということをやっておりますので、先ほども町長答弁ありましたように、そこから“ぎゅっと”カーであるとか、ほかの路線バスも通っていますので、そういうことがつながる中で、やはり全体の利便性が向上しますので、そこだけではなく全体という考え方になります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 想定内と言えは想定内、想定外と言えは想定外。

実は、吉田町は昼間の人口が夜間人口よりも多いわけです。吉田町の統計要覧によりますと、令和2年、勤労者の流入人口は1万7,913人、流出人口は1万5,672人で、2,241人、流入超過しています。これが吉田町全体でベッドタウン化しようという考えがあるような話をされると、要するに流出超過に転じる可能性があるという気がしますが、何かそれでいいとお考えなのか、いやいやそうじゃないというお考えなのか、そこはどうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

当然、当町につきましては、企業等で、近隣の周辺市町から通勤していただいていたりますので、そういった中で昼間人口というのが増えているという状況でございますので、当然、そういったところは今後も維持確保というか、さらに企業が来ていただければ、もっと増えてくるということなんで、そういったところは増やしたいという意向はあります。

ただ、それ以上に、吉田に定住をしていただくというところについては、やはり定住するときに働き先というところは重要なファクターになると考えておりますので、町内だけの企業ではなくて、それ以外の周辺にも通勤できるような形になれば、さらに吉田の定住人口というのは増えるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 定住人口を増やすというのは、私も賛成ではございますけれども、ベッドタウンにはしてくれるなよと。イメージとしてですよ。それはいい点もありますよ、ベッドタウンで。でも税収を考えたときにどうなのかと。そうしたときにやはり吉田町に住んで、吉田町で働いていただくと、それがベストだと私は思っているんで、やはり人を集めることも重要だけれども、働き場というのをしっかり確保して、企業誘致というのは努力されているようですけれども、そこもしっかりやっけていただいて、ただ、東名からぴゅうっと静岡行ったり、東京行ったり、そういう人が増えるというような町にはしてほしくないと思

いますので、ぜひそこはしっかりやっていただきたいと思います。

次、いきます。

吉田公園南側用地。先ほど答弁ではいろいろなゾーンがあって、吉田公園南だけではないという話なんです、実際、流れからすると、交流人口、関係人口、定住人口という考えからすると、このプロムナード人口というのは基本的に町内の方が主目的なんですかね。今の話では、ランニングするとかサイクリングするとか。そこはどうなんですか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

今現在の状況であると、基本的にはやはり町内の方が朝活とか、休日等の散歩、そういったところがメインな使い方にはなっているかと思われま。ただ、今後、あの吉田公園南側の整備が進んで、いろいろな人が来るようになれば、もっと違った形で、その辺をめがけて人が来れば、当然、多目的広場までつながっておりますので、そういったところにも足を運んでいただいて、町外の方もそこのにぎわいとして生まれるんじゃないのかなと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） そこで、その吉田公園南側の先に多目的広場ということが出ましたので、これ、進んでいますか。あそこはつくりましたよね、駐車場とかその東側。でも、もともとは水産関係の販売店、補助金の関係で水産関係という話だったんですが、その話は進んでいますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀） 谷澤です。

今、多目的広場の上部利用というところの中で、なかなか整備、民間企業を誘致しながら、官民連携含めて、あそこのにぎわいの拠点をつくるということの中で、今、議員がおっしゃったように、一つの手法として、海業というところに手を挙げまして、今そちらのほうの指定を受けたところでございます。

こちらにつきましても、今、状態的には進んでいないというところになってはいますけれども、実際には、水面下も含め、いろいろなところと折衝等、今、行っているところで、併せて、今、企画課のほうで南側の用地の関係ありますけれども、その中に、この多目的広場を含めた中で、今回いろいろな民間事業の説明会とか、そうしたものを行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） じゃあ、そこで吉田公園南側用地なんです、ここは、吉田公園南側用地といえども、多目的広場も今、一緒に検討しているという話なんです、南側はレジャーとスポーツゾーンということになっていまして、アウトドア体験などの多彩なレクリエーションが満喫できる環境づくりであるというふうに考えておりますが、この話が全く見えてこないんですよね。

官民でやりますと、PFI方式でやりますという話は聞くんだけど、何ができるか、何を造ろうとしているのか、それが全く見えてこない。で、昨年、実施方針を公表されたと

ということなんですが、町のホームページ探しても出てこないんですよ。どこか教えてもらえますか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

ホームページに載せてございまして、すみません、今ちょっと、ここでどのページからどう行けばというのは説明が難しいので。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 後で教えてください。

ここでは、実施方針の内容に関して事業概要、目的、事業方式、スケジュールというのが、そこに記載されているという話なんです、具体的にどういう記載がされているのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 実施方針ということで、ちょっと今、多分お手元がないんで、こういう冊子があるんですけども、その中で、このエリアというのはどういう地勢であるとか、どういう状況にあるというものも、ここに載せてありまして、そこで、対象事業として、にぎわい創出機能施設というような形で、要はこれってすごいグレーというかあれなんですけれども、基本的にこの周辺の吉田公園とか、いろいろなそういったものを含めた中で、どういうふうに活用できるのかというのを、民間から直接、意見を募集しているような状況になります。

ですので、町としては、ここに生み出したいそういう部分であるとか、にぎわいのところですね、そういったところを対話しながら、民間のノウハウの中で、こういうところであればこういう、例えばスポーツの施設をつくったほうがいいとか、販売施設でこういうものがあつたほうがいいというような提案を受けるような形で、今、聞き取りをしているというような状況でございまして、そこについてのいろいろなコンセプトとか、あとスケジュールなんかも、あくまでも事業スケジュールの想定ということにはなりますけれども、実施方針を公表しました、個別対話を今、受付をしております。

その後、募集要項を、説明会、現地見学会とかそういうところも進んできて、最終的には、対話が終われば、次の段階に移行して、事業を特定する、要は何を町として、提案を受けた中で、どういう事業をやるというのをまず特定しなければいけませんので、その特定した上で、今度はその特定した事業を誰かやってくれませんかということで募集をかけて、施設を整備していくというような流れを、この中に記載をさせていただいているという状況です。以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） そこでスケジュールが出ているということですが、そのスケジュールで完成はいつということになっていますか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

最終的に施設の整備自体のもの、ボリュームがまだ決まっておりませんので、その整備がいつまでに終わるといふところはそこには書いてないですけども、目標としましては、事業で相手方と契約を締結して始めるような部分につきましては、令和10年3月頃にはそういう形にしたいというような形ではスケジュールリングしております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 先ほどの説明で、にぎわいを創出するという、この実施内容、そこで言うにぎわいとはどういうふうに説明しているんですか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

今、先ほど説明させていただいた、この地勢であるとか、こういうところが活用できる資源としてありますと、そういうところの中で、そこはレジャーとスポーツゾーンというところで位置づけておりますので、そういった中において提案をいただくということで、あまり細かく縛っているような状況ではなくて、あくまでも民間事業者から広く提案をいただけるような形となっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） ここでいろいろ聞いても、答えは全然返ってこないような。業者に任せますよと、少し金を出しますよというようなイメージでいいんですか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

基本的には、ここに人がたくさん交流人口集まっていたりとか、そういったにぎわいが創出できるような、なるべくその効果が広がるように、町だけではやはり考え方に限界がございますので、そういった中で民間の考え方であるとか、さらに言えば、町の財源だけでできるものではございませんので、そういった部分も民間活力を活用しながら、ここにきてにぎわいを創出していきたいというものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） これに関してはまた、またというか、今日はなしです。

4番目のその他の施策というところで、ちょっと想定外だったのが、外国人をターゲットにしますよという話なんです。

この私の資料の4ページ目、シーガーデンシティ構想、賑わいまちづくり、その一番上に北オアシスパーク防災公園から情報発信という記載がございます。ホームページを見ていただいても、シーガーデンシティといたら、一番上に北オアシスパークと出ています。

このまちづくり公社創設当時、一般質問の答弁で、一般財団法人吉田町まちづくり公社につきましては、町と連携を図りながら、産業振興、防災の啓発、地域間交流、情報の発信などに携わっていただきながら、地域のにぎわいづくりに寄与していただきたいと考えております。また、広報よしだの町長のメッセージで、シーガーデンシティ構想においては、北オアシスパークを格別、重要視しており、この公園を防災拠点であるとともに、静岡空港や東名高速道路を利用して本町を訪問される人が最初に立ち寄られる町の玄関口であり、立ち寄られる方に対して本町のあらゆる情報を提供し、町のショーウインドーとなり、その場で本町の魅力を感じ取っていただける情報拠点として位置づけていますと述べています。

現状、吉田町の東名インターが吉田町の玄関口になっちゃったんですね、するんですね。そうすると、北オアシスパークを町の玄関口というのはもう、ちょっと置いておくとい

うことなんですか。

○議長（増田剛士議員） 八木企画課長。

○企画課長（八木邦広） 企画課でございます。

今、インターのところで進めている町の玄関口というのは、当然、物理的な玄関口としての機能というところもございまして、防災公園のところは情報発信としての拠点という意味の、来た人がその情報発信を受けて、町内いろいろなところに周遊するというところは特に変わっていないと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） ちょっと玄関口で引っかけてみただけなんですけれども、要は、今の北オアシスパークを吉田町がどう現状を把握して、今後どうしていきたいのかというのはどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀） 谷澤です。

今、玄関口のお話がありましたけれども、一つは、今後ですね、現在、町が進めておりますシーガーデンシティ構想の一翼というか、そちらを担っていただくためにまちづくり公社が今、発足をしまして、現在、活動のほう、進めているところでございます。ですので、シーガーデンシティ構想を進める中では、やはり、まちづくり公社の役割というのは非常に重要となってくるものだと思っております。

また、町とも連携、また地域団体、商工会等々、社員になっておりますので、そうした皆様と連携しながらシーガーデンシティ構想によって町を盛り上げていく、先ほどの言葉で言えば、にぎわいですか、こちらを広げていくというふうなことを考えております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） そう考えているのは昔から考えているんですよね、それは。じゃあ、今、現状、それが本当にできているのかどうかということを町はどう考え、それに対してどういうアクションをしようとしているのかということはどうでしょう。

○議長（増田剛士議員） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀） 谷澤です。

恐らく議員は現在の公社の活動がどうなのかというところかと思います。

公社自体が一般社団法人としまして、定款をもって、その目的ということでいろいろな事業を羅列してあるわけですが、まだまだ規模的にはまだ小さく、今、徐々に一步一步進めているというのが現状かと思います。

一つが、やはり防災関係ですね。こうした講座等々開きながら、地域の、小学生も含めた研修等行っておりますし、またさらに、町の特産品もこちらのほう、やっておりますので、そうした活動を今、一步一步進めているところ、さらに、シーガーデンの関係の川尻防潮堤の景観整備というところで、進めていただいているというところですよ。

まだまだ、公社の全般的な事務自体がやはり規模的にまだ今小さいという状況かなというふうには思っておりますが、今後、一步一步進めながら、やれるところから確実にやって、広げていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） これも一般質問の答弁、以前のですね。福祉の分野で社会福祉協議会がございます。町が頭脳でいろいろ考えて、様々な政策を展開します。予算もつけます。そのようなものの具体的な、言わば実行部隊というものが社会福祉協議会となるわけでございますけれども、ある程度その相似形的なものもまちづくり公社にはございます。それ以外にもございますけれども、まず一つは町が考えた様々な政策等につき、それを展開する、いわば実動部隊としての性格もございますということですから、町がしっかりまちづくり公社にシーガーデンシティの考え方というのを指導して、そういうふうに、町が思うように、実動部隊、そしてやっていただけるように、これからやっていただきたいというふうに思っております。

時間もございませんで、全く違うにぎわいづくりについてお伺いします。

片岡のにぎわいづくり。

都市計画マスタープランが今年3月に更新されました。地域別構想を見ますと、片岡地区に関しては、拠点整備の方針に、歴史文化拠点として能満寺山公園周辺、都市施設の整備・活用方針に、能満寺山公園の整備、湯日川親水空間の維持管理、湯日川沿いの散策路整備などと記載されています。これ、何年ぐらい書き続けられていますか。

○議長（増田剛士議員） 糸田真男都市環境課長。

○都市環境課長（糸田真男） 都市環境課でございます。

都市計画マスタープランの関係だとか、その関係でございますので、私のほうから答弁させていただきますが、都市計画マスタープランについては、平成21年2月に策定されましたので、策定から15年経過しております。令和8年度から、また、改定した内容について策定をしたということになりますので、先ほどの片岡地域のプランについては、多少の変更等はございますが、基本的には継続した内容で制定をしているものになります。

以上です。

○10番（平野 積議員） 私が議員になった十何年前に、これに関して質問したんですが、全く変わっていないんですよ。ということは、全然進んでいないというふうに思いますが、町長、片岡のにぎわいづくり、何とかありませんかね。

○議長（増田剛士議員） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀） 谷澤です。

すみません、御指名でしたが、私のほうで都市計画のほうも関わっていたものですから、答弁させていただきます。

今、議員から地域別構想ですね、マスタープランのところで、今、お話ありましたが、町として全く進めていないという、これは言い訳になってしまうのかもしれませんが、能満寺山公園の関係、駐車場を含めて、いろいろこれまでも当たってきております。また、さらには親水公園も一つラバーダムとの関係もあったりとかして、なかなか進んでいないという状況ございますけれども、今回のマスタープランの見直しに当たりましては、各地区にも説明会のほうを行ったというふうに伺っています。

そうした中で、今後、この計画に基づいて、とにかく町としましても進めていきたいというふうに思いますが、ただ、町づくりというのは、これは都市計画も含め、非常に時間がか

かるというのは御承知おきをいただきたいというのはあります。ただ、方向はしっかり向いて、一步一步進めていきたいというふうに考えますので、また、皆さんとの御協力も含め、お願いをしたい次第でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） もう時間がないので、最後に本当、町長にお願いします。お願いというか、伺います。

シーガーデンシティ構想、つまり新たな安全を確保しつつ、新たなにぎわいを創出する構想。これは吉田町の将来像を描くものであるというふうに私は思っております。その新たな安全の確保ということに関しては、町長のお働きで着実に進んでいるというふうに思っています。

ところが、新たなにぎわいの創出に関しては、その進捗は何か緩やかであるというふうに受け取っています。議会が、シーガーデンシティ構想を議論するという場合は、予算審議、決算審議、あと、大きな工事があったとき、これぐらいなんですよ。それで、先ほども示しましたけれども、町政連絡会でこうですよ、こうですよという報告は受けますが、意見は言うなと、質問は許すけれども、意見は言うなというのが今の町政連絡会……町政報告会かな。

○議長（増田剛士議員） 連絡会です。

○10番（平野 積議員） 連絡会ですね。それをシーガーデンシティ構想に関しては、議員がいろいろ意見が言える町政懇談会として扱っていただけないかと。それによって、議員もその話を町民の皆さんにします。そうすると、町民の皆さんがいろいろ意見を言ってくれます。それを議員が町政懇談会で町民はこういうことを考えているというような意見を出すことによって、町も町民の意見を聞く機会が増えるというふうに私は思っているんで、ぜひ、シーガーデンシティ構想を報告する際には、懇談会でやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田村町長。

○町長（田村典彦） 議員のおっしゃるとおりで結構です。

要は、シーガーデンシティ構想は来月の広報よしだにいわゆる安全の関係で胸突き八丁に入ります。これから本当の胸突き八丁に入ります。そういう関係で、議員さんはもちろんですけれども、町民の皆さんにも直接話をして、いわばこういうふうな形で最後の詰めのところに入ってきていますよということを理解してもらわなきゃならないという形がありますんで、ぜひとも、町政懇談会、皆さんにうちのほうから積極的に催しますので、ぜひとも御参加いただきたいと、こんなふうに思っています。

○10番（平野 積議員） おっしゃったように、町民、最初に言いましたけれども、町民がシーガーデンシティ構想を盛り上げるんだぞという雰囲気、いかにつくるかというところがこれの成否に関わると思うんで、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（増田剛士議員） 以上で、10番、平野 積議員の一般質問が終わりました。

◇ 大 石 巖 議 員

○議長（増田剛士議員） 続きまして、8番、大石 巖議員。

〔8番 大石 巖議員登壇〕

○8番（大石 巖議員） 8番、大石 巖でございます。

私は、さきに通告をいたしました子供たちが安心して遊べる公園の整備について、一つ質問をいたします。

最初に、資料の説明をさせていただきます。

統計要覧の7年度版、これは都市計画公園の状況ということの一覧表です。この中で、右の欄で供用済面積ということで面積が入っている公園がありますが、棒線で面積が入っていない公園があります。この公園はまだ供用がされていないということですが、これについては、これまでも、以前から変わっていない状況だと私は認識をしています。この点について、一つは伺いたいと思います。

それから、下の表については、これは児童遊園地の一覧表ですが、私の手元に平成25年版がなかったものですから、24年版ということで申し訳なかったんですが、26年以降はこの表はなくなっているというふうに私は思っております。棒線が引いてある児童遊園地については、現在、これはなくなっているということです。

次の資料の写真ですが、それぞれの公園とか児童遊園地についての写真です。申し訳ないんですが、3ページの上のところの愛宕児童公園というのは、愛宕児童遊園地の間違いです。それから、その右の大幡児童公園も、これも大幡児童遊園地ということで、訂正をお願いをしたいと思います。

それでは、質問をいたします。

少子高齢化あるいは核家族化ということで子ども・子育ての環境も大きく変化をしてくれています。

町は、子育ての不安や孤立感を感じる家庭を少なくし、未来を担う子供たちが健やかに育つように、吉田町子ども・子育て支援事業計画（吉田町次世代育成支援行動計画）令和7年度から11年度ということで、こうした大きな冊子がつくられております。この中で、子ども・子育ての支援施策を総合的に推進をするということで、子育て環境の充実を目指しているということになっております。

この中で、第5章の次世代育成支援行動計画の基本目標5の中の、基本施策(2)安全・安心のまちづくりの④のところに公園の整備について記されていますので、この点を中心に質問をさせていただきたいと思います。

まず、一つ目には、この計画の事業概要では、見通しのよい樹木や遊具の管理とともに、ユニバーサルデザインに基づく公園整備を進めますというふうになっておりますが、供用開始されていない公園について、具体的な整備計画がどうなっているのか伺いたいと思います。

二つ目に、吉田町も新しい新興住宅地、そういうものが北区を中心に広がっております。そうしたところで、子供たちも増えている地域、こうした地域で児童公園や児童遊園地という公園の整備がどういうふうに要望されているのか、その点について伺いたいと思います。

三つ目には、公園、遊園地もそうですが、遊具の点検や新設、これは計画的に行われているのかどうか、その点について伺いたいと思います。

次に、二つ目の質問です。

自衛官募集に係る対象者の情報提供についてのことですが、今年の4月1日の町のホームページ、この資料4ページに、その町のホームページのコピーをつけてあります。このホームページにおいては、自衛官等募集に係る案内が配信をされました。18歳になる人を対象として、自衛隊の藤枝地域事務所から募集の案内が送付されているという内容です。

個人情報保護法に基づきまして、町の条例で、個人情報を収集した目的以外に提供してはならないというふうに規定をされていますが、以下の点について質問をいたします。

1番、平成31年3月議会定例会で、町長の答弁では、同条例の趣旨に基づき、町から紙媒体やデータ等で個人情報の提供は行っておりませんというふうに答弁をされています。この4月1日のホームページには、情報提供を行う年度に18歳に到達する方の自衛官の募集に必要な対象者情報を自衛隊に提供していますと記載されていますが、いつから情報提供をしているのでしょうか、伺います。

二つ目に、今年の提供者数は何名なのか。また、情報提供を望まない除外申請という項目がありますが、除外申請のあった人は何名なのか伺いたいと思います。

3番目に、なぜ、こうした個人情報を提供することになったのか。その根拠と理由について伺いたいと思います。

以上について、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（増田剛士議員） それでは、答弁をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 一つ目の子供たちが安心して遊べる公園の整備についての御質問のうち、1点目の供用開始されていない公園の具体的な整備計画はについてお答えをいたします。

まず、本町における都市公園の整備状況を御説明いたしますと、現在、都市計画決定している公園は13か所あり、このうち8か所が供用を開始しております。

一方、現時点で未供用となっておりますのは、稲荷山公園、浜田公園、日の出公園、しらさぎ公園、住吉西の坪公園の5か所でございます。

この未供用となっている5か所の状況を申し上げますと、稲荷山公園につきましては、現在、稲荷山児童遊園地として遊具を設置し、地域の子供たちが利用している状況でございます。

住吉西の坪公園につきましては、既に用地取得した箇所を広場として暫定的に整備をし、地元の方々がグラウンドゴルフなどを楽しむために利用している状況でございます。

なお、現在、防潮堤住吉工区の整備に着手しており、その進捗状況などを踏まえて整備内容の方向性を検討してまいります。

浜田公園、日の出公園、しらさぎ公園につきましては、浜田土地区画整理組合の事業として計画されているもので、それぞれの公園が完成した後に町へ移管され、都市公園として供用開始する予定でございます。

次に、2点目の子供が増えている地域での児童公園の整備の要望はと、3点目の遊具の点検や新設は計画的に行っているかにつきましては、関連がございますので、併せてお答えをいたします。

現在、町内全域におきまして、町民の皆様から児童公園の新たな整備に関する具体的な要望は寄せられてはおりませんが、遊具の充実などを希望する意見が寄せられていることは承

知をしております。

近年整備した一例といたしましては、令和6年度に、遊具の更新と併せて、多様性に対する相互理解を深めるとともに誰もが生きやすい共生社会の実現を推進するため、青柳公園にインクルーシブ遊具を新設いたしました。

公園に関する遊具の点検につきましては、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき、専門業者による年1回の定期点検に加え、職員によるパトロールを定期的に実施をし、公園遊具の安全確保に努めております。

また、この点検により対処が必要とされた遊具につきましては、原則、既存施設の修繕で対応しておりますが、損傷や老朽化の程度、利用状況などを踏まえ、撤去や更新等の対応をその都度判断しております。

今後につきましても、公園の利用状況や住民ニーズを踏まえながら、適時適切な公園遊具の維持管理と設置を行うことで、子供たちが安心して利用できる公園環境の充実に努めてまいります。

続きまして、二つ目の自衛官募集に係る対象者の情報提供についての御質問のうち、1点目の平成31年3月議会定例会で、町から自衛官等の募集に係る個人情報の提供を行っていない旨の答弁があったが、いつから個人情報の提供をしているかと、3点目の個人情報を提供する根拠と理由はにつきましては、関連がございますので、併せてお答えをいたします。

初めに、個人情報を提供することになった根拠につきましては、自衛隊法第97条、自衛隊法施行令第120条の規定でございます。

自衛隊法第97条において、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと規定をされております。

また、自衛隊法施行令第120条においては、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができると規定され、個人情報の保護に関する法律において法令に基づく場合は個人情報を提供することができると定められております。

御質問にあります平成31年3月時点では、吉田町個人情報保護条例に基づき、個人情報の提供を行わない判断をしておりましたが、その後、令和3年2月5日付で防衛省及び総務省から、募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳上、特段の問題を生じるものではないと、自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条の解釈を明確にする技術的助言が通知され、また、その後、個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体における個人情報の取扱いに係る根拠法令が統一化され、令和5年4月1日に本町の個人情報保護条例を廃止しております。

今回の提供に当たりましては、昨年度末に本町を担当する防衛省自衛隊地方協力本部藤枝地域事務所から、対象者情報の提供の打診がありましたことから、法令の規定等に基づき、現在手続を進め、本年度から情報提供を行うものでございます。

最後に、2点目の今年の提供者数は何名か、また、情報提供を望まず除外申請のあった人は何名かについてお答えをいたします。

本年度における情報提供対象者につきましては、約300人でございます。また、除外申請につきましては、個人の意思を尊重するために設けたものでありますが、申請された方はおりませんでした。

なお、提供方法につきましては、氏名と住所のみの最小限の情報をラベル印刷したものを提供することにしており、データが提供先に残らないようにしております。

今後とも、個人情報保護の重要性を認識しながら、法令に基づき、適切に対応してまいります。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石でございます。

答弁をいただきました。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、公園の整備についてであります。今、答弁にありましたように、都市計画公園の状況につきましては、以前からあまり変わりがなく、供用開始がされていない公園も、今のお話にありましたように、土地区画整理事業がまだあまり進んでいないというふうにみえますが、その区域内にある公園については、まだなかなか供用開始が難しいという状況については理解をいたしますが、そのほかの公園につきましても、ぜひ、もう少し内容を充実させていきたいなという観点から質問をさせていただきます。

平成26年以降、児童遊園地につきましては、この統計要覧から記載がなくなったわけですが、この統計要覧から児童遊園地の記載がなくなった、まず理由について伺いたいと思いますが。

○議長（増田剛士議員） 岡村さえ子こども未来課長。

○こども未来課長（岡村さえ子） こども未来課でございます。

こども未来課の平成28年度の質問のときにもお答えをさせていただいたんですけれども、児童遊園地の基準・規定というものを現在持っておりません。その経緯なんですけれども、児童遊園地は児童福祉法第7条の児童厚生施設の一つとされておりました。平成25年までは県の認可を受けていたわけなんですけれども、児童厚生施設の設備基準といった広場に遊具、便所を、また、遊びの指導をする者を置かなければならないといったところで、その基準を満たしていない状態から、25年度以降は認可がないものとなっておりますので、統計要覧からは記載のほうはされていないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） そして、記載がなくなったということではありますが、担当課の管轄ということで児童遊園地としての取扱いといいますか、管理については以前から変わっていないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 岡村こども未来課長。

○こども未来課長（岡村さえ子） 児童遊園としての位置づけはなくなりましたが、児童遊園地ということで施設の管理、遊具の管理、また、敷地の除草等、そういった管理は以前と変わらずに町のほうで行っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

今、供用開始されている公園あるいは児童遊園地については、私の、ずっと見て回った範囲の中では、10年前、委員会で視察をしたときにはかなり草が生えていたり、そういう状況で利用がしにくいなという状況があったんですが、それ以降、草刈り等しっかりやっていたいて、今、そういう都市計画公園も含めて、管理についてはよくやっているなど、私は印象を受けておりますが、ただ、遊具については、例えば川尻の大道公園は、前に船の形をした大きな遊具があったんですが、かなり古くなって撤去されたと。

その後、遊具が全くなくて、これで都市計画公園という名前でもいいのかどうか、要するに広場的な扱いにしかなくなってないんじゃないかなというふうに思うんですが、住吉の児童館遊園地あるいは下片岡の岩留の遊園地などは遊具がたくさんあって、子供たちやお母さんたちが、行くといつもにぎやかに交流をしているという状況がありますが、中の児童遊園地とか大幡の児童遊園地、それから愛宕神社の中にあります児童遊園地、ここは遊具が一つか二つしかなくて、ベンチがないところもあるということで、そうした公園とか児童遊園地について、子供たちや保護者の方が、皆さんが安心して遊べる、あるいはベンチに座って、お話もできるというような整備をもっとすべきではないかなと思いますが、今の状況の中でそうした整備が十分されていないと、私、認識しているんですが、まず、都市計画公園について、そうした遊具とかベンチとか、そういうふうな整備の現状についてはどういうふうに認識をされているでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇一浩建設課長。

○建設課長（山脇一浩） 建設課でございます。

先ほど議員がおっしゃった川尻の大道公園の船の遊具については、平成30年頃に撤去した経緯があります。撤去している公園の実情とすると、設置から相当の時間が経過して、劣化、損傷により使用できなかったものを撤去したもの、また、毎年行っている点検の中で、国が定める安全基準を照らし合わせたときに、使用不可となったものを撤去したものは今まであります。

都市公園の公園につきましては、ベンチはありますが、川尻については、今、議員がおっしゃったように、実際トイレ及びベンチ、あと広場という形になっております。この状況の中でも、現在、気象状況だとか人口減少、少子高齢化が進んでいる中で、維持管理、利用状況を踏まえて、修繕、更新等が必要なときには、その状況を見て、必要かどうかを検討した上で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 都市計画公園の中で、街区公園ということで、稲荷山公園というのが先ほどの答弁の中でもありました。稲荷神社の境内の一部というふうに理解をしていますが、これ、街区公園というよりも、稲荷神社の境内の一部に遊具が一つあるというような認識といいますか、現状はそういうことなんですが、そうした遊具があれば、これが街区公園というふうに言えるのかどうか、その辺の認識はどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇建設課長。

○建設課長（山脇一浩） 建設課でございます。

答弁の中にもあったように、都市計画法の中の未供用ということで、都市計画の公園としてはまだ未供用となっています。都市計画の公園として認めるためには、事業計画を策定し

まして、どの区域、どんな内容を、どれぐらいの期間でやるというものを国または県に事業申請した上で始めまして、その後に用地取得をしたり、整備して、その後に告示をして初めて供用という形になりますので、まだその段階にはなっていない状況で、まだ、都市公園としての供用はしていないというものになっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） やはり、都市計画の中での公園としての位置づけなものですから、それなりと言っては申し訳ないんですが、やはり公園としての整備をちゃんと計画的にやっていただきたいなと思います。

それから、児童遊園地の関係ですが、先ほど言いました中児童遊園地とか大幡児童遊園地、愛宕児童遊園地、非常に遊具が少なく、広場の片隅と言っていいのかな、そういうところに遊具が一つある程度という状況で、なかなかそこに近所の子供たちや保護者の皆さんが集まってというふうな状況にはないんじゃないかなと思うんですけども、そうした遊具が複数あったり、あるいはベンチがあったりというのが児童遊園地の在り方ではないのかなと自分は思うんですけども、今、そうした状況にない現状についてはどういうふうな認識をされていますか。

○議長（増田剛士議員） 岡村こども未来課長。

○こども未来課長（岡村さえ子） こども未来課でございます。

児童遊園地につきましては、議員がおっしゃるとおり、遊具と広場がございまして、敷地の大半を広場が占めておって、遊具は隅のほうに設置されているような状況でございます。この広場につきましては、今、現状、子供たちが遊ぶというよりは、グラウンドゴルフに使われるなど、子供の数の減少、また共働き世帯の増加等々によって、児童遊園地で遊ぶことが少なくなっているような状況はございます。

また、それこそ、愛宕神社の周辺、児童遊園地が設置された当時は、都市公園と整備されていなかったんですが、そちらの都市公園も整備されたこと、また、近くに児童館がございまして、児童館に少し遊具があるような状況がございます。そういったことから、児童遊園地につきましては、近くにベンチがあったりとか、休む場所もありますし、新たな整備というものは予定はしておりません。

また、町民の皆様のアンケートを取ったときに、今回、熱中症リスクの増加とか防犯面の関係から、安全性を確保するために、子育て中の皆様からは、室外だけではなくて、ちょっと安全な室内で遊び場が欲しいよといったような声もお聞きしておりますので、町のほうにすみれ保育園に併設した子育て支援センターの中には、室内にジャングルジムとか滑り台、ボールプール、そういった遊具もございますし、児童館にも簡単な遊具はございますので、そういった児童遊園地と、あと室内施設というものを子育て支援施設を活用して、そういったところで充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

北オアシスパークの一画に遊具がたくさんありまして、いつ行っても、子供たちとか親御さんの皆さんが大勢遊んで、交流をしている状況というのがあって、すごくあそこは芝生広

場もあって、すごくいいなという感じがしています。ああいう場所がもっとたくさんあればいいなと自分では思うわけですが、町内に子育て世帯約1,000世帯というふうに分では思っていますけれども、地区によって子供たちの人口も違いがありますし、北区に今、北オアシスパークがありますが、もっとそうした遊ぶところが欲しいなという声も私は聞いております。

先ほどの答弁では、新たな整備の要望は寄せられていないという話がありましたが、新興住宅地を中心として、児童遊園地やポケットパークのような小さな遊ぶところの計画はないのかどうか。あるいは大きな団地を造るという計画はなかなか吉田町ではないんですが、大きな団地、広い面積の場合には、そうした遊ぶところも計画的にされるかと思うんですが、それほど大きな開発行為がないとなかなか公園が整備をされないということなんですが、小さい、そうした児童公園やポケットパークと言われるようなものを、子供たちの人口が増えているところについて整備をするような予定、計画というのは今後考えられるかどうか、その辺について伺いたいんですがいかがでしょう。

○議長（増田剛士議員） 山脇建設課長。

○建設課長（山脇一浩） 建設課でございます。

住宅が増えているところということで、ちょっと所管がどこにあるかもちょっと不明確な部分もありますけれども、例えば北区でいいますと、これまで27年から神戸コミュニティ広場会館を設置しました。あとは、28年10月から防災公園も整備しております。現在、公園の維持管理、費用面など要望に対応すること多々ある中で、建設の所管で言えば、都市計画を新たに設定、公園を設定して用地取得をしてというところは、まだ、答弁にもありましたように未供用のところがある中で、現在、新設するというところはなかなか厳しい状況であると考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

私、今、言ったのは、そうした都市計画公園という規模というよりも、それよりも小さい、児童遊園地もそうですけれども、ポケットパーク的な小さな広場、そうしたものも新しい新興住宅地等のところに設置をすれば、もっとも地域としてのつながりができるんじゃないかなと自分は考えていますので、ぜひそうしたことも考えに入れていただいて、計画を立てていただければなというふうに思います。

北区の姥神遊園地というのがなくなっていますけれども、これは借地ということで返還をしたという話ですけれども、近くによきたに隣接するコミュニティ広場というのがあるから、そこを代わりというふうなことで、地元にはそういう説明があったというふうに聞いておりますけれども、あそこは確かにグラウンドゴルフをやるについてはすごくきれいに整備、地元の方も整備をされて、しっかりやっていただいているんですが、遊園地という施設は全くないんですね。遊具もなければ、ベンチも全くないということで、そこではちょっと日陰もないし、子供たちや親御さんが集まるという雰囲気では全くないんですが、その近くの人からそうした姥神遊園地に代わるものをコミュニティ広場の一面につくっていただけないかというような声も聞いているんですが、そうした設備を備えるということの計画についてはどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 答弁をお願いします。

瀧口康博生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧口康博） 生涯学習課でございます。

ただいまコミュニティ広場のお話が出ましたので、当課からお答えさせていただきます。

議員おっしゃったように、今回、資料のほうでカラーの写真を載せていただいたところだと思うんですけれども、こちらのほう見ていただくと分かるかと思うんですけれども、ベンチがないというふうなお話があったんですけれども、この写真を見ていただきますと、右手のほうに白いものが見えると思うんですけれども、こちら実は屋根つきのベンチでして、きれいなベンチが実はあります。

ここは、実は公園ではなく、児童遊園地でもない施設であることは御承知かと思うんですけれども、広場になっていますけれども、この広場。このコミュニティ広場なんですけれども、設置の目的が体育の振興を通じて、住民の心身の健全な発達を図り、というそういう趣旨で置いておりますので、必ずしも遊具を置くことを否定しているわけではないんですけれども、まず体育の振興ということで設置しておりますので、今、議員おっしゃったとおり、現状はグラウンドゴルフであるとか、休みの日だとサッカーといいますか、ボール遊びですけれども、グラウンドではないので試合等はできないんですが、ボール遊びをやるだとか、そういった体を動かすようなことで皆さん使われておりますので、そういったことですので、今現在、ここに遊具を設置するということは予定しておりません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

グラウンドゴルフの広場、町内にたくさんあって、地域の皆さんが大変よく利用している。これは静岡新聞のスポーツ、何ですか、あれは。あれについて吉田町はいつもグラウンドゴルフについてはトップのほうで名前が記載されていて、そういう点ではすごく吉田町は活発だなという感じはしますが、それも高齢者が中心なんですよ。ですから、もっと年齢の若い子供たちがそうしたところでも利用できるような施設もぜひ併設をしていただければ、大変ありがたいなという感じがします。

子育ての事業計画の中で、町民の皆さんからの子育ての中で地域に求めることということでアンケートを取っております。そのアンケートの中では、地域で子供を見守り育てるという観点、あるいは子育ての相談や情報交換が欲しいと、そういう場が欲しいというようなアンケートの結果が出ています。こうした希望が多いんですよ。近くにそうした公園とか、児童遊園地があれば、そうした交流が進むんじゃないかなというふうに思いますし、地域でのそうしたお付き合い、近所付き合いですね、それから、町内会とか子供会、そういった付き合いも連動して活発になるんじゃないかなという一つのそうした場になるんじゃないかなと自分は考えます。

子育て環境の充実をさせるという大きな柱の中で、公園とか児童遊園地、そうした管理とか整備が非常に大事だし、今後もそういった点を充実させていければ、地域のコミュニティも活発になるんじゃないかなというふうに考えますが、そうした情報交換という観点からの公園、遊園地の存在、在り方について、今後、改めて整備をする、そういう観点から整備を進めていくということについての考えについてもう一度伺いたいと思いますが、いかがでし

ようか。

○議長（増田剛士議員） 岡村こども未来課長。

○こども未来課長（岡村さえ子） こども未来課でございます。

地域で子供さんたちを見守ったりとか、交流の場という意味では、公園もそういったところを果たす役割が大きいかと思います。ただ、近年、共働き世帯が増加しておりまして、例えば1、2歳児の保育所の申込数は7割ということであったりとか、放課後児童クラブの利用率も小学校1、2年生だと6割ぐらいいらっしゃるという中で、昼間に在宅で過ごす親子というのは減ってきているような状況でございます。

そういった子育ての、親子の交流を図る場としまして、すみれ保育園に併設した子育て支援センターというものがございます。その目的が、子供さんを遊ばせながら、親子の交流を図る。そこを子育て支援員が仲介しながら親子の交流を図っているようなところでございます。

また、この支援センターの利用状況を見ますと、各地区大体平均的に、北区の方でも、25%が利用しているような状況だったり、町外の方も集まってきているような状況もございますので、こういった子育て施設だったり、また、昨年度、町政連絡会で少し御説明をさせていただきましたが、北区に旧JAハイナン神戸支店の土地、建物を購入いたしまして、そこに児童クラブと児童館ということを考えております。そういったところの室内の施設を使っただいて、子供の遊び場、親の交流等取れるような場としていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

今、答弁をいただきましたが、都市計画公園については建設課、それから児童遊園地についてはこども未来課、それからコミュニティ広場については生涯学習課と、いろいろそれぞれの役割として分かれているということについては分かるんですが、やはり公園に類するもの、そうしたものを一元的に管理をする、例えば、例として建設課で一元的に管理をして、定期点検とか遊具の補修とか、そういうものも一元的にやるというようなことになれば、もう少し全体的なバランスが取れるんじゃないかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀） 谷澤です。

今、町の執行の体制、いわゆる各課所掌事務のところまで御意見をいただいたところですが、けれども。この件につきましては、町としましても、当然課の横の横断も含めて行っておりますので、そこにつきましては、今後、またしていきますけれども、ただ、今回、先ほど議員がおっしゃられたように、この計画についてはこども未来課がつくっているわけではありません。

所管課はこども未来課ですが、実際にこの先ほどの公園のところもありますけれども、建設課、都市環境課、企画も含めて、各課が全てここに関わって、話し合いの中でしておりますので、そうした連携も取れておりますので、今後、取りあえずはまずこの計画に基づいて、各課連絡を取りながらやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） それでは、次の質問に移ります。

自衛隊員の募集について再質問をさせていただきます。

自衛隊からの要請についての経過については、答弁をいただきました。国のほうの法律あるいは施行令については、以前と変わりはないという感じを自分としては認識をしておりますが、ただ、個人情報の取扱いについてはちょっと微妙な点があるんじゃないかなというふうに感じがいたします。

これは新聞報道にあったんですが、東京都の話なんですが、自衛隊の方が突然家庭訪問をされて、勧誘に来られたという報道がありました。その名簿の提供については、使用方法是募集事務以外の用途では使用しませんと宣誓書を書いてもらっているというふうなことで、ホームページにあるんですが、実際、自衛隊の方とそういうふうな取決めで実際にやっているということですのでよろしいですか、理解をして。

○議長（増田剛士議員） 杉田香織総務課長。

○総務課長（杉田香織） 総務課でございます。

今回、自衛隊のほうから連絡が来ました中で、誓約事項として目的以外に利用しないということで誓約をいただいております。そのほかにも、資料につきましても適正に管理をし、複写または持ち出しをしないこと、あと、情報を取り扱う者は必要最低限の者に限定して、明確化して取り扱うこと。あと、利用状況については、町から報告を求められれば、速やかに報告すること。あと、対象者の情報については、利用した後の情報についての処理、書面をもし残した場合につきましても、町にこのように処理をして、滅却しましたよといった報告をするということをお約束いただきまして、このような手続を今、行い始めたところです。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） この個人情報の取扱いについての考え方なんですが、法律に基づく場合に該当することで本人の同意を必要としないというふうなことでホームページに書かれております。要するに、個人データというのは基本的人権の問題あるいは職業選択ということでそうしたデータを行政から提供するということについて、やはりそうした職業選択の自由を侵害するんじゃないかなというおそれも感じております。

答弁にありました自衛隊法第97条、自治体が行う募集に関する事務ということで答弁がありましたが、これについては、これまでもこの庁舎に懸垂幕を立てたり、あるいは募集事務を法定受託事務ということで受けていることについては従来から認識をしていますし、これについては国からの委託事務ということで。

その中では前の答弁にもありましたが、今、個人情報の保護法が変わったという話でもあります。こうした個人情報を提供するということについては、これは国の機関であれ、どこであれ、基本的人権の関係でまずいんじゃないかなと自分は思うんですが、答弁にあったように、そうした国からの要請について、従来の方針どおり、吉田町も方針を変えずに提供できないよということでお断りをするということについてはできなかったんでしょうかね。

○議長（増田剛士議員） 杉田総務課長。

○総務課長（杉田香織） 総務課でございます。

議員おっしゃられる個人情報の保護につきましては、個人情報の保護に関する法律といっ

たところの第27条におきまして、個人情報の取扱い事業者は次に挙げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、データを第三者に提供してはならないとありますが、次に挙げる場合といった中に、一番最初に法令に基づく場合という形になっておりまして、法令に当たるものとして自衛隊法、自衛隊法施行令が該当することから、町のほうとしましては要請がありましたら、今回のように情報のほうを共有するような予定であります。

今回、先ほど町長の答弁もありましたように、令和7年度末に自衛隊のほうから打診がございました。それより前につきましては、コロナの間等は打診もなかったものですから提供しておりませんが、今回、情報提供の依頼がございましたので、そういった事務のほうをさせていただく予定となります。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） そうした国からの要請であれば、なかなか断りにくいというか、そういう状況があると思うんですが、静岡県内でも各市町の中で同じような要請が来て、情報提供をしているところ、あるいはしていないところあると思うんですけれども、今の状況については各市町の状況、お分かりですか。

○議長（増田剛士議員） 杉田総務課長。

○総務課長（杉田香織） 総務課でございます。

令和7年度の防衛省、総務省からの通知の中で、令和5年度中には全国自治体の中の3分の2の市町がデータまたは紙媒体での提供をしていることを伺っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

3分の2という、逆に言うと3分の1は提供していないということですよね。これについては、以前とはあまり変わっていないかなというふうに思うんですが。例えば、埼玉県では今年度、各自治体から提出をするということの自治体がゼロになると。埼玉県は各市町村が名簿提出はしないというふうな報道が新聞に書いてあったんですが、それについてはどういうふうな思いをするのでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 議員、埼玉県は埼玉県ですよ。ましてや知事の話なんで。

○8番（大石 巖議員） いや、そういう県内の市町村が全く提供をしない、ゼロになりますというふうな報道があったもんですから、静岡県の場合にはその逆だなというふうに思うんですけれども、そうした状況について、逆の方向じゃないかなと自分、思うんですが、どうなんでしょうかというふうな感じです。

○議長（増田剛士議員） 杉田総務課長。

○総務課長（杉田香織） 総務課でございます。

新聞報道にはそのようにあったかと思うんですけれども、さらに詳しくは調べないと分からないと思いますが、埼玉県については、名簿の提出ということで提起がされていますが、閲覧しているかどうかといったところのものは、もう少し精査する必要があるのかと思います。

今回、うちのほうでは、閲覧ではなく、ラベル印刷での提供ということを考えております。閲覧になりますと4情報を提供することになります。お名前、住所に加えて、生年月日と性別。個人情報をさらに拡大した情報を提供する形になりますので、それではなく、町としま

してはお名前と御住所というような形の提供で、ここに必要な分だけの提供という形で提供するというような約束をさせていただきたいと考えております。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

今、国会で予備自衛官等兼業特例法というのが参議院で今、審議をされております。実情としては、自衛官の慢性的な人員不足ということのために、人員を確保するという事なんですが、この特例法というのは国や地方の公務員を予備自衛官として参加しやすくするための法律というふうなことで内容的にはなっております。

自衛官は別として、公務員は今の憲法の下で住民の暮らしを守ることが本務ということになっていますし、兼業とか兼務については、本務に支障がないということが当然、前提になるわけですが、この法律の中では任命権者の許可を不要とするというようなことも入っているようなんです。実際、国からのそういった命令によって、事実上、自治体の職員がそうした予備自衛官という任務に、駆り出されると言っは大げさなんでしょうけれども、国の方針に自治体が従わされるというようなことになりかねないか、そんな危険性を自分は感じております。

また、今、政府のほうで存立危機事態というようなことで今、問題になっておりますけれども、日本が攻撃されていなくても、アメリカの要請があれば自衛隊が海外に出動できるというのが存立危機事態での発動ということになるわけですが、そうしたときに防衛招集命令が出るということになるわけですね。これは自衛官だけでなしに、国や地方の公務員も国の戦争動員体制ということに組み込まれるということになりかねません。

○議長（増田剛士議員） 議員、戦争云々の話ではなくて、議員の質問は情報提供ということでありますので、戻していただけますか。

○8番（大石 巖議員） 自分としては、今、これは答弁は求めません。自分としての今……

○議長（増田剛士議員） 質問の時間なので、一般質問をしていただきたいと思います。

○8番（大石 巖議員） 最後のまとめということで、話をさせていただきたいと思いますが、やはり18歳という若者、これからの未来を担うということで、進路の選択をするにも、やはり重要な年齢でありますし、自らがどういう進路に進めるかということについては権利があるので、そうした憲法に基づいて、基本的人権とか職業選択の自由とか、そうしたものを尊重する行政、そうした立場で行政を進めていくということについては、やはり重要な問題であるというふうに考えておりますので、ぜひその点を考慮していただいて、今後ともこの点については、ぜひ検討あるいは個人情報保護という観点から慎重にお願いをしたいということであります。

以上で質問を終わります。

○議長（増田剛士議員） 以上で、8番、大石 巖議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

○議長（増田剛士議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。

引き続き一般質問を行います。

◇ 山 内 均 議 員

○議長（増田剛士議員） 12番、山内 均議員。

〔12番 山内 均議員登壇〕

○12番（山内 均議員） 12番、山内 均でございます。

私は、通告のとおり、今回はTOUKAI-0+耐震・減災への取組についてということでお伺いします。

タイミングよく、令和8年の、これからいきます。プロジェクトTOUKAI-0事業が令和8年3月で終了し、4月より新たにTOUKAI-0+による、という名前での耐震改修補助事業が始まりました。吉田町木造住宅耐震補強助成事業、住宅屋根耐風改修助成事業、外部補強減災化助成事業が設定されました。

能登半島地震における被害の状況について触れておきます。能登半島地震では、人的災害、人的被害、建物被害、建物被害が参考につけてあります。見ていただけますか。

1のほう表になっています。これは出ているとおり、国交省の数値です。建物被害です。詳しく、しつこいくらいやりますから、ちょっと今を見ておいてください。それで、裏側が建築学会。これが出しているのも同じような資料ですね。これが能登半島で起きた地震ですね。

参考資料1は、建物年代別の木造建築物被害状況。

1981年、昭和56年以前の倒壊・崩壊が662棟19.4%、大破676棟19.8%、軽微・小破・中破が1,644棟で48.2%、無被害が426棟12.5%。

特に、1981年から2000年の倒壊・崩壊は48棟で5.4%、大破が103棟の11.5%、軽微・小破・中破が505棟の56.6%、無被害が237棟で26.5%ですね。

2000年以降は、崩壊が4棟0.7%、大破が8棟の1.3%、軽微・小破・中破が198棟の32.6%で、無被害が398棟の65.5%と表明されています。

木造全体では、倒壊・崩壊が714棟の14.5%、大破が787棟の16.0%、軽微・小破・中破が2,347棟の47.8%、無被害が1,061棟の21.6%。2000年以降の建築物の無被害は、建築確認許可の耐震基準であり、現在の耐震基準であり、倒壊・崩壊・大破は12棟の2.0%である。

参考資料2は1をグラフ化したものである。

人的被害についても、警察庁情報によります、令和7年2月末時点で、石川県の発表では、228名の対象者のうち、直接死の死因の約4割が圧死、約2割が窒息・呼吸不全で、多くの人が倒壊した建物の下敷きになったとみられる。低体温・凍死が1割。死者の年代別では70代が61名、60代が50名、90代が26名と続き、70代以上が6割を占めたと報告されている。

能登半島地震における被害の状況からの耐震基準を満たし2000年以降の建物の倒壊・崩壊・大破が12棟で2.0%、100棟のうち2棟というのは驚きである。

そこで、TOUKAI-0+の取組について、以下質問します。

1、T O U K A I - 0 +による新たな耐震改修補助事業制度について、国・県、吉田町が掲げる趣旨及びコンセプトは。

2、吉田町における、木造住宅耐震補強助成事業、住宅屋根耐風改修助成事業、外部補強減災化助成事業の趣旨と補助金の活用条件は。

3、(2)の各助成事業の計画目標値と年度計画は。

四つ目に、新制度における耐震化率の現況と目標値は。

2といたしまして、住宅耐震補強の広報制度について。

(1)、2000年以降の建物の耐震性が証明された。地震被害の映像は倒壊した建物ばかりが放映され、不安と失望に耐震補強を断念する人が多い。倒壊した建物と無被害の建物を同時に並べて比較できる広報制度と発信は。

3、三つ目として、ふるさと納税制度の活用について。

ふるさと納税を耐震改修制度に活用している福岡県などの地域がある。ふるさと納税制度の活用は。

以上、答弁よろしく申し上げます。

○議長（増田剛士議員） それでは答弁をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） T O U K A I - 0 +耐震・減災への取組についての御質問のうち、一つ目のT O U K A I - 0 +による新たな耐震改修補助事業制度についての御質問のうち、1点目の国・県、吉田町が掲げる趣旨及びコンセプトはについてお答えいたします。

国では、平成7年の阪神淡路大震災で亡くなった8割以上の方が、住宅の倒壊などによる圧死・窒息死などが原因であったことから、建築物の耐震改修を促進するため、同年12月に建築物の耐震改修の促進に関する法律を制定いたしました。

この法律や国の方針に基づき、建築物の倒壊などの被害から生命や財産を保護するため、住宅などの耐震化を支援することが国・県、町の補助制度の共通した趣旨でございまして、耐震診断と耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の構築を行っているところでございます。

特に、静岡県におきましては、全国に先駆けて、平成13年度から木造住宅の耐震化プロジェクト、T O U K A I - 0 を開始しており、本町においても県に同調してこのプロジェクトを進めてまいりました。

本年度から、新たな事業体系、T O U K A I - 0 +を構築し、これまでの家屋の耐震補強など命を守る対策への補助に加え、様々な理由により、耐震化に取り組むことが難しい世帯に対しても、最低限命を守ることをコンセプトとして、屋根の軽量化や外部補強などの減災化メニューを制度化し、耐震化と減災化を両輪で展開しているところでございます。

次に2点目の木造住宅耐震補強助成事業、住宅屋根耐風改修助成事業、外部補強減災化助成事業の趣旨と補助金活用条件はについてお答えいたします。

まず、木造住宅耐震補強助成事業につきましては、これまでも行ってきた耐震補強工事などに対する助成制度であり、木造の既存住宅の補強計画の策定や耐震補強工事に要する経費を対象に、115万円を限度として助成する制度となります。

次に、住宅屋根耐風改修助成事業につきましては、本年度、新たに追加したメニューで、

屋根の耐風診断や耐風工事に対する助成制度でございます。屋根の耐風診断につきましては、令和4年1月に改正した建築基準法の告示基準に適合しているか、専門家が診断するための費用について2万5,200円を限度として助成する制度となります。

また、屋根の耐風工事につきましては、令和4年1月に改正した建築基準法の告示基準に該当しない瓦屋根の全てを現行基準に改修する工事につきまして、69万円限度として助成する制度となります。

外部補強減災化助成事業につきましては、本年度、新たに追加したメニューで、屋根の軽量化や外部補強に対する助成制度でございます。重い瓦屋根から軽いスレート屋根などへの軽量化や住宅の外壁に外づけブレースを設置する改修工事について一般の世帯は85万円、高齢者のみの世帯は95万円を限度として助成制度となります。

これらの助成事業の補助基金活用の条件ですが、木造住宅耐震補強助成事業と外部補強減災化助成事業につきましては、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅が対象となります。

住宅屋根耐風改修助成事業では、令和3年12月31日以前に建てられた瓦屋根を有する住宅が対象となりまして、国または他の地方公共団体から同様の補助を受けていないなどが補助金活用の条件となっております。

次に、3点目の各助成事業の計画目標値及び年度計画はと、4点目の新制度における耐震化率の現況と目標値はにつきましては、関連がございますので併せてお答えいたします。

本町の住宅の耐震化率は、県の統計によりますと、令和8年4月時点において県全体の耐震化率92.8%を上回る96.0%となっており、町内の大部分の住宅は耐震化が図られていると捉えております。

耐震化は、各助成事業の実施により総合的に推進するため、個別の目標値は定めておりませんが、さきの第1回議会定例会における大石裕之議員の一般質問でもお答えいたしましたとおり、令和12年度末までに耐震性が不十分な住宅について、おおむね解消することを目標に事業を推進してまいります。

次に、二つ目の住宅耐震補強の広報制度についての御質問のうち、倒壊した建物と無被害の建物を同時に並べて比較できる広報制度と発信はについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年の耐震基準に基づき建築された建物につきましては、過去の大地震においても比較的被害が少ない事例が多く、耐震性能が大きく向上しております。

一方で、地震報道においては、被害の深刻さや災害の危険性を伝える観点から、倒壊した建物の映像が中心となる傾向がございます。その結果、御覧になった方々の中には、地震が起きれば必ず大きな被害を受けるといった不安を抱かれる場合もございます。

御提案の倒壊した旧耐震の建物と被害を免れた新耐震基準の建物を比較して示す広報は、耐震化の効果を分かりやすく伝え、耐震改修や建て替えへの理解促進につながる有効な手法の一つと捉えております。

町といたしましても、耐震補強の広報として単に倒壊の危険性を強調するだけではなく、耐震化を行うことで、命と財産を守るといった前向きなメッセージを伝えることが重要でありますので、今後、町から耐震改修促進事業の広報を行う場合につきましては、被害状況の対比も含めて、耐震化の効果を分かりやすく伝え、町民の皆様に正確に理解していただける周知方法を調査・研究してまいりたいと考えております。

最後に、三つ目のふるさと納税制度の活用についての御質問のうち、ふるさと納税の耐震改修制度への活用はについてお答えをいたします。

昨今、県や市などの一部の自治体におきまして、ふるさと納税制度を活用し、県外在住の方が実家の木造住宅の耐震診断の支援を受けられる取組が行われております。

議員御指摘の福岡県におきましては、昨年度からふるさと納税による耐震診断を開始しており、県外在住の方が2万円以上を寄附することで、返礼品として福岡県内の実家などに耐震診断アドバイザーが派遣される制度となっております。

この福岡県の制度は、全国的に高齢化や人口減少が進む中、御家族が遠方に居住しているケースにおいて、離れて暮らす家族が実家の安全確保に関わるきっかけとなるとともに、実家の耐震化への関心はあるものの、費用負担等の面から改修が進まない事例につきましても解決できる有効な手段であると認識をしております。

本町においては、住宅の耐震診断事業を無料で実施しており、費用負担なく住宅の耐震診断を受けられる支援体制が整備されておりますことから、返礼品として取り扱う予定はございませんが、これまでも寄附を頂いた中から防災・減災事業などに活用させていただいております。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） ありがとうございます。

まず、一つ安心した、非常に喜ばしいと思うのが吉田町の今度新しくできた制度、それに対して非常に前向きであることに感謝しています。

ということは、私も建築士ですので、耐震の補強の無料相談に行くんですけども、今、町長の言われたパーセント、これは、僕は行っていないと思ったんです。

ということは、それによって諦めた方が何百人、何十人います。本当にお金がなくてやってもらったんですね。ただ、今回ずっと思っていた地震のときのさっきの映像を見ても、例えば東日本のときに、木造の2階建てのこの建物が何で残っているんだというだけを見してきました。理由は分かりますからね。向こうは凍りますので、基礎が高いんですね。そうすると、その基礎の高さで耐震が全部決まっている、大きく影響しますので。

そういう耐震の強さというようなものを物すごい感じていますので、ぜひさっき町長のほうでも言われました耐震のまず広報、広報に関して一番いいのは、潰れた家と潰れた家の真ん中に健全なる住宅、健全と健全の間に潰れた住宅、そういうものを対比したやつを例えばオアシスマつりであるとか、小山城まつりであるとか、そういうところでやっていただきたいんですね。

そうすると、恐らく起震車で体験する人ももっと増えると思うんですね。その辺をこれからも町でやっていただきたい、そういうことも思うんですけども、その辺の考えというか、気がついたこととしてはありますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 糸田真男都市環境課長。

○都市環境課長（糸田真男） 都市環境課でございます。

議員の二つ目の質問の住宅耐震補強の広報制度についての関係で、写真の見せ方というところでございます。

議員おっしゃる形の潰れた建物と残っている建物が比較できるような写真ということで、町長答弁でも答弁させていただきましたとおり、非常に有効な手段であるというふうに感じております。

ただ、例えば能登半島地震とか、今写真を載つけられるものが能登半島地震とか阪神淡路大震災とか、大きな地震が起きたところの写真を使うということになりますので、それを町の広報で知らせるに当たっては、当然許可が必要になりますので、そういったところで許可が下りるかどうかということも含めて考えていかなければならないものとなっています。

これまでいろんなところで倒壊した写真が使われているものについては、当然その倒壊された方の許可を得て、公的な写真として使っているというものになりますので、今月の広報で5月号にもTOUKAI-0+については1ページ紹介をさせていただいております。これについては屋根の耐風改修について新しくなったということで、今般、昨年度の9月5日の台風15号における竜巻によって瓦が飛んでしまった家の許可を得て、写真を使わせていただいているという内容となっておりますので、議員おっしゃる有効な手段については、そういったところの許可的なところも含めてやっていく必要があるものですから、そういったものを踏まえながら、今後広報する場合については、そういったものを取り入れていければなと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今回の質問の中で一番言いたかったことは、そこですね。やっぱり、人の視覚、視覚の中で、これは一度人間って安心だと思ったときには、もう永久に安心なんですね、99%ね。それをいかに感じてもらうか。それはもう視覚しかないと思っています。ですから、本当にその辺に関しては、ぜひやっていただきたいですね。

それで、それが一番大前提で、この表を出すわけです。この表をもう一回見ていただきたいんですけども、例えば1のほうを見てください。

これは、横の欄が1980年以前、56年前ですね。この数字は、ちょっと自分にとっては、えっという数字で皆建物が強過ぎますよね。

それと、1981年から2000年、これ2000年というのは、阪神大震災が起きて二、三年後に建築基準法の大改修があって、そして今まで、それ以前の建物は、我々が計算すると大体0.7ぐらいですね。ところが、これでいくと、これで0.1以上取れるということは、もう1.2を取ると、ほとんど倒れないという数字で出ますので、そういう意味で、この数字の表ですね。もう一回見てもらいたいのは、2000年以降。これ、倒壊した建物が4件です。この4件というのは、多分裏にありますけれども、木造が4,909件が対象となっていますけれども、それはちょっと数字全部調べてないから分かりませんが。

それと、2000年以降の大破が8棟ですから、要するに2%ということは、100件のうち2件しか潰れないということですね。今の建築基準法はそのぐらいやっています。耐震改修もこの辺の力を持っていると思います。あと、小さい軽微・小破・中破が198棟、それと無被害が2000年以降は398棟、65.5%ですね。

恐らくこの倒壊と崩壊、その2000年以降のね、それと大破、この8件は能登半島地震は、特に地盤の隆起がありましたので、そういうところでは、もうどうしようもないと思うんですけども、それでいきますと、そうすると、これを裏返して見てもらうと、この青が無被害

害で、旧耐震と新耐震、1981年、昭和56年5月以前と、2000年前の阪神大震災の改修が行われる前と、その後ですね、それがこの数字で赤というのもほとんどないわけですよね。これをできたら、これ、本当はもうばらまきたいんですね。

いろんなところにまくことはできませんか、こういうのって。それはちょっとお願いをしたいんですけども、もしこれができれば吉田町の意識、非常に変わると思うんですけども、そういう意味ではどうなんですか、こういうのは難しいですか。

○議長（増田剛士議員） 糸田都市環境課長。

○都市環境課長（糸田真男） 都市環境課でございます。

議員、この参考資料については国土交通省のほうのと、この参考資料①のほうの一番下のところに書かれているところですね。

国交省がホームページ上で令和6年の能登半島地震建築物構造被害についてということで、ホームページに載っているものになります。

これをいろんなところに配布できないかということなんですけれども、もし吉田町できるとすれば、能登半島地震、今回TOUKAI-OのPRしているホームページでございますので、そこに能登半島地震の国交省のところとリンクをして、こういった事例がございますよということでお伝えすることはできるとは思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 本当にそういったことができれば、飛びぬけた吉田町の耐震化率、安全性が確保できるんじゃないかと思っています。

ぜひその辺ちょっと調べていただいて、もし可能であればやっていただきたいと思います。

この表を見ていきますと、やっぱりこの中で意外と、さっき言いましたように不思議だったのが、1980年以前で無被害が426。これちょっとあまり信じられないんですけども、震度7の建物の中で。ちょっと僕らがやっている中ではちょっと考えられないんですね。それは国交省が何考えているか分かんないですけども、こうやって載せたんですから、やっぱりそういう数字だと思います。

恐らく阪神大震災は、またこの数字が変わってくると思います。阪神大震災は、さっき言いましたけれども、建築基準法が阪神大震災の結果によって大改正しました。そういうあれがありますので、耐震に関しての情報として能登半島ということですね、載せてもらえればと思います。

あと、もう一つ、さっき答弁の中で聞かせてもらいましたけれども、住宅の耐震補強、いままでの制度と、あと住宅の屋根耐風改修助成事業と外部補強減災化助成事業、この三つを大体見れば分かるんですけども、ここで先ほど町長からいただきましたけれども、もう一度、中の簡潔した部分ってできますか。このやつちょっと発表してもらおうとありがたいんですけども。

○議長（増田剛士議員） 糸田都市環境課長。

○都市環境課長（糸田真男） 都市環境課でございます。

2点目の御質問の木造住宅耐震補強助成事業と、あと二つの簡潔に説明できないかというところでございます。

まず、木造住宅耐震補強助成事業につきましては、これは昭和56年5月31日以前に旧耐震

基準で建てられた住宅に限り、耐震補強工事と補強計画の策定合わせて、最大115万円を限度として助成する制度ですよというのが、まず一つ目の木造住宅耐震補強助成事業になります。

二つ目の住宅屋根耐風改修助成事業につきましては、こちら屋根限定でございまして、令和4年1月に改正した建築基準法の告示基準に適合しているもの、これ具体的には、一番主なものは瓦の緊結方法の強化ということで、全ての瓦をくぎ、ねじ、緊結線などで緊結するもの、こういったものが建築基準法で改正されてなったものなんですが、これに適合しているかどうかを、まず専門家が診断するための費用については2万5,200円を限度として助成します。さらに、じゃ、診断をして、やはり改修しなければならないということになった場合については、その告示基準に該当する内容の屋根に替える改修工事について69万円を限度として助成するというものになります。

三つ目の外部補強減災化助成事業につきましては、こちらについては、屋根の軽量化と外部補強に対する助成制度ということになりますので、屋根については、重い瓦屋根についての軽いスレート屋根で軽量化する場合、それから住宅の外壁に、家にそのまま住んでいながら、外づきのブレース、バッチンのブレースを設置する改修工事について一般の世帯について85万円、高齢者のみの世帯は95万円を限度として助成する制度ということになります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 目的は、もう明らかに本当にやってほしい、やってもらうこと。

それと、もう一つは、屋根を軽くするだけで、恐らく3分の1ぐらいになるじゃないですか、建物の倒壊がね。それと同時に、屋根を軽くするということは、昔の我々言う金をかけた木造住宅、大きい瓦乗っていますよね。ああいうものに関しては、本当に残したい住宅が軽くすることによって残すことが多分できるでしょう、見事な柱とか、はり持っていますから。

そういう意味で、吉田町の前回もやりましたけれども、古民家、そういうものに関して、もしできれば、そういうものに関して吉田町の何件かの中で、それもコントロールして今後できればね。自分も考えている中では何件かありますからね。そういうやつは、まただんだんやっていきたいと思います。

この補助事業では実際には件数って、耐震改修の今やっている保障、全体の前年度で扱ったのは何件ぐらいあったんですか。大体分かりますか、分かんなければ、およそでも構いませんけれども。

○議長（増田剛士議員） 糸田都市環境課長。

○都市環境課長（糸田真男） 都市環境課でございます。

TOUKAI-0、今年からプラスですけれども、昨年度まではTOUKAI-0事業ということで、昨年度の実績でございますが、まず、無料耐震診断、わが家の専門家診断事業といいまして、無料耐震診断をやった方については令和7年は5件になります。それから、木造住宅の耐震補強策定と耐震補強工事を行った方については4件になります。そのほか、ブロック塀の撤去事業があります。こちらについては6件というものになります。

以上になります。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今聞いてもらったとおり、実際には耐震改修のやつは大きく宣伝されているんですけども、実際のところを見ていると、ほとんどやってないですね、やっていないです。この発表されている数字というのは、僕はちょっと疑問符を持っています、実際にやるものとしてね。そうすると、我々外見たときに、この家は駄目だによって大体分かりますので、そういう家は本当にこっちからアピールしてやっていくようなことができればと思っていますけれども、吉田町ではせっかくこういうのをつくりましたので、それに関して、ダイレクトメールもそうですけれども、これからどのような形で進めていこうと思っていますか。

○議長（増田剛士議員） 糸田都市環境課長。

○都市環境課長（糸田真男） 都市環境課でございます。

このTOUKAI-0+事業について、どうやって町のほうで進めていくのかということでございますが、先ほども少しお伝えしましたとおり、今月の5月の広報よしだでも、1ページ使ってTOUKAI-0+についてお知らせをさせていただいております。あわせて、当然ホームページのほうも新しい内容にして、それを開示している状況になっております。

プラスですね、議員からも少しお話があったんですが、これは毎年行っているものではございますが、ダイレクトメールによる啓発活動ということで、今年度もう既に計画を立てているものについては、これまで無料診断を行った方、これ平成13年からTOUKAI-0始まって、累計しますと、無料診断を行った方715件、全部であります。

という中で、改修工事をその中で実施した方については、平成13年から合わせますと199件の方が工事をされたという実績もございまして、相談を受けたけれども、工事を実施していない方について、今般ダイレクトメールを県のほうから送ることとして今進めておりますので、ただ、件数については、先ほどの差し引きでいくとちょっと多い件数なんですけど、差し引きでいく件数ほどではないんですが、223件、ダイレクトメールで送付する予定となっておりますので、昭和56年以前に住まわれている方で対象となっている方、さらには診断をやって、もう評定点的にも耐震にするべきだというような家庭に対して直接ダイレクトメールを送らせていただくというものとなっております。

それからあわせて、これはこちらも毎年やっているものになるんですが、建築士会の方と県と吉田町で戸別訪問による啓発活動ということで、これは6月から3月までの間で年10回実施するんですが、目標戸数としては180戸の方にお伺いして、そこで直接対話をして実際に耐震の重要性、こういったものをアピールさせていただいて、まずは無料相談からどうですかというようなPRさせていただくというものになりますので、そういった啓発活動。

それから、もう一つとしては、建物の無料相談の実施ということで、こちら議員も御協力いただいている内容となりますが、毎月建築士の方に建物の無料相談を実施するというところで、これもそもそもの耐震の診断をする前の、それ、うちとしてはどうなのかなという相談についてもやっていくということで、ここでも広報ができるということになります。

そういったことの広報、それから、あと、大規模イベントによる啓発活動ということで、当課として考えていることは、まず、この間、4月29日のみどりのオアシスまつりにおきまして、耐震模型の展示を県の中部地域局の方に御協力いただきまして、模型の展示をさせていただいております。ここでTOUKAI-0等についてもPRさせていただいております。

それから、今後ですけれども、小山城まつりですね、11月3日に行われるまつりにおきま

して、TOUKAI-0 啓発ブースの設置、それから起震車による地震体験、こちらも例年やっているものですが、こちらでPRさせていただくということで、TOUKAI-0+について、そういった形でPRしていこうと考えています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今言われた模型をやるじゃないですか、模型。あれやらなくていいですよ、あれは。意味ないです。潰れるところを見せるわけでしょう。潰れるに決まっていますよね、あの。そうじゃなくて、潰れるじゃなくて、やるんだったら、合板とかで、大きくしたやつで揺らす。そうして、それは大丈夫というのを実際に建築の現場でやっている、実際のね、ハウスメーカーやっていますので、そういうような形でやってくれたほうがいいというのは県へ言うっていただけますかね。

ちょっとあれ見ていて、あれ、若い人たち見ていて、年寄りが見ていて、これはすごいなと思いませんか。あとは、せっかくやっていたらいる県の起震車、それとか、そういうやつに対してたくさんの人に経験してもらうのと、それともう一つは、今あっちのほうで今言った三つのプロジェクトに関して図解されたようなものっていうのを、これからできませんか。例えば飛び込みやっても、それをこういう文書でやっても誰も分かりませんので、それを図解したものを配ることによって、要するに啓発ができるじゃないかと思っていますけれども、そういうものに関して、もしできればと思いますけれども、規模的にはどうですか。

○議長（増田剛士議員） 糸田都市環境課長。

○都市環境課長（糸田真男） 都市環境課でございます。

TOUKAI-0+についての図解したもので、もっと分かりやすいものができないかということでございますが、広報よしだ5月号に掲載した内容についても、図解で耐震化しない場合はこうだということで、矢印を使ってできるような形にはしておりますが、また今後、イベント等で、小山城まつり等でイベントでチラシ配るというのもございますので、そういったときについては、もう少しもっと分かりやすいもので作成ということは可能になりますので、また議員の御助言の形でちょっと作成を考えてみたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 確かに今、私が言えるのは、恐らく一番効率的にやるのは、瓦の業者さんいるでしょう。そういう人たちはもう明らかに持っているんですね。必ず持っていますので、そういうちょっと話をしながら、それをうまくそれが使えれば、飛び込みのときにも有効に使えるじゃないかなと思っているんですよ。

恐らく瓦の話も3年ぐらい前に一回やってもらって、そして話をしたんですけども、そういうものを含めた施策というか、そういうのをちょっとやっていただきたいと思うんですね、考えられますよね。どうですか。

○議長（増田剛士議員） 糸田都市環境課長。

○都市環境課長（糸田真男） 都市環境課でございます。

今回、耐風診断というところに入った中で、瓦業者さんというのは、多分初めて診断の中に入ってくるということになりまして、そういった方にもPRできないかということでお答

えさせていただきますと、瓦業者の方については、志太榛原エリア内にそういった耐風診断ができる静岡県瓦屋根工事業連合会という連合会がございまして、志太榛原エリアで瓦の今回の診断ができるよということが分かる一覧がございまして、志太榛原エリア13件の瓦事業者がいるということで承知をしております。

こういった業者さんからの問合せも、実は都市環境課のほうにも来ておりますんで、瓦についての問合せ、申請は直接来てはいないんですが、問合せ等が来ておりますので、そういった方にもアピールできる形で、ちょっと考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 私が時々耐震改修、非常にこだわっているのは、阪神大震災のときに亡くなった方を100人くらい並べまして、そして建築士会やっていますけれども、そのときには気持ちの悪くなる方は横向いていてくださいとあって、全て裸になった人のほうがここにありますよね、はりがね。その下は真っ黒でしたね。それから上は真っ白なんですね。みんな血液が止まって死んでいるんです。そういうのを見ているんです。

そのときに感じたことは、今のようないくつかの啓発活動と、僕はジャッキで、血管の部分だけ3ミリ上げれば助かるんですね。そういうようなものをやったり今、啓発の中にはいろんな事例をやってもらって非常に関心を持ったものができるんじゃないかと思っています。

ぜひ非常に今回いいタイミングでやらせていただきましたけれども、それと、もう一つは、今さっき言いました人的被害に関しては、さっき言いましたけれども、ちょっと変わりますけれども、能登半島では直接亡くなられた方よりも関連死のほうが多いんですよね。そういうのがありますもんで、また、これはちょっと調べて、何がいかというのをやりたいと思っていますけれども、そのときにはもう一回また迷惑をかけるかもしれませんけれども、お願いしますね。

あとは、言おうと思っていたのが、ふるさと納税の話が出ましたよね、福岡県の。あれ、すごいなと思ったんですけども、今調べていただいて、何件かあったことですので、吉田町は、とにかく防潮堤できると。そうすると外部ができたときに、今同僚から言われています吉田町の手側は、もう完全に液状化が起こります。そんな液状化を起こしてもいいような形での耐震、液状化を考慮した耐震がこれから必要となると思うんですよね。

そういうものを含めて、またいろいろ調査とか、建築士会の連中がいっぱいいますので、そういう人たちの意見とか、そういうのを聞くような形を取ってほしいですね。ありがたいことに毎月やってくれていますよね。ああいうところに彼らのノウハウを引っ張ってくるような状況の指導というか、やってくれている中のそういうものをノウハウを出せるような状況、そういうのをまたつくってもらいたいと思っています。

そういうのはここでしか聞きませんから、どうなんですか。そういう形での実際のやっている人たちのやらないやなんこと、それとか、こうしたほうがいいよというやつが出てくると思うんで、そういうやつをぜひ聞いてほしいと思うんです。ああいうのをやっている中でね。そういうやつもまたどうですか、そういう計画というのは出すことができますか。

○議長（増田剛士議員） 糸田都市環境課長。

○都市環境課長（糸田真男） 都市環境課でございます。

議員おっしゃる内容が建築士会、専門家の方、建築士等の方にそういったことできるかと

いうことでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 毎月やってくれているでしょう、隣で。建築士の連中が集まって、やっているよね、やっていますよね。そのときに、そういう形での町からのアピールをやってもらおうと、彼らは私よりはるかにノウハウを持っていますので、そういうものがもっと具体的なものとして吉田町に生かすことができるし、耐震率の向上には非常に役立つと思うんですね。その辺をぜひやっていくと思うんですけれども、その考えと決意を聞かせてください。

○議長（増田剛士議員） 糸田都市環境課長。

○都市環境課長（糸田真男） 都市環境課でございます。

議員おっしゃる内容が、毎月吉田町に在住されている建築士会、建築士の方ですね、県の建築士会等に登録されている方が、入っている方が集まって都市環境課の職員と建築士会の方とで会合を中央公民館で夜やおこなうんですけれども、そちらの内容について、TOUKAI-O+等について、より訴えてもらいたいということについては毎月やっているものですし、直接一番関わっていただかなければならない建築士の皆様ですので、積極的に前回5月28日にも1回目開催させていただきましたが、そのときにも新しい制度になりましたので、強くこちらについて話をさせていただきましたし、また建築士の方からもそういったことについて周知をお願いしますという話をさせていただきました。

今後についても、引き続き継続してやっていきますので、その中でPR等をさせていただいて、建築士会、専門家の観点・視点から町民の方にも周知をお願いしますということは、お伝えさせていただければと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 途中で飛んじやったが、ふるさと納税のことね。途中、飛んじやったからね。あれ見ていて、なるほどなと思ったんですね。実は我々が去年、産建で行ったときに、空き家の我々行ったじゃないですか。そのときに、空き家の袋井かな、袋井でお墓の守りをふるさと納税を使っている。これ、すごいアイデアですよ。それによって、自分も住んだところ、生まれたところに非常に興味を持つ。今との第2のふるさと制度ができるでしょう。これは、恐らく私はうまく使っていけば、すごい広い範囲での吉田町をアピールするチャンスができると思うんですよ。それを含めて、ぜひやっていただきたいと思います。

今回は一応いろいろ聞かせていただきましたけれども、とにかく耐震の補強、パーセントじゃないですので、一人でも助かるために。

それと、もう一つは、くれぐれも言いますが、地震があったときに、液状化もそうですけれども、もう今の学会内では、地盤のいいところでも液状化は起こります、大きな石と石の間が全部塞がるわけですから。そういうのを含めて、吉田町で何ができるかと、プロも含めていろいろ聞いてもらえればと思います。ここにも見えると思いますけれども、ぜひやっていただければと思います。ぜひよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（増田剛士議員） 以上で、12番、山内 均議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。
再開は13時といたします。

休憩 午後 零時 0 0 分

再開 午後 零時 5 7 分

- 議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は10名であります。
引き続き一般質問を行います。
-

◇ 大 石 裕 之 議 員

- 議長（増田剛士議員） 3 番、大石裕之議員。
〔3 番 大石裕之議員登壇〕

- 3 番（大石裕之議員） 3 番、大石裕之でございます。

通告に従いまして、大きく二つの質問をさせていただきます。

まず一つは、農地の外国人への貸借についてでございます。

近年、外国人が投機目的で、マンションや土地などの不動産を買いあさっているというニュースが目に入ります。

また、それと同様に外国人が農地を取得しているというニュースも以前からありました。私もそれなりに知っていながらも、どこか他人事のような感覚でいたのかもしれませんが。去る2月16日の農業委員会において、その関連の議案が提出をされております。

現状、農地とはいっても、ほとんどが耕作放棄地の貸借のようでございますが、それゆえに様々な問題が重なり合っているとも言えます。それらは、今後の農業及び農業政策において大きな問題の一つと言えるでしょう。

そこで、以下の点について質問いたします。

- (1) 農地の外国人への貸借の現状と、その状況認識は。
- (2) 貸借の届出に対する対応と考え方は。
- (3) 農業委員会での委員の意見及び議論は。
- (4) 今後の対応と取組はについて御答弁をお願いします。

続きまして、次の質問に移ります。

e スポーツの取組についてでございます。

e スポーツはゲームの対戦や大会を表す言葉として2000年頃から定着し始めました。その後、インターネットの社会的な普及に伴い世界中で遊ばれるものとなり、今では動画配信のプラットフォームで多くの観客を集め、世界中でプレーされています。一方、国内でも、スタジアムで数万人の来場者を集める競技イベントが数多く開催されています。

静岡県では、今年度 e スポーツの普及振興に力を入れて取り組むとのことで、当初予算案には、関連費1,700万円を盛り込んだとの報道がありました。また、当町でも昨年12月に町

民ホールにおいて高齢者向けのeスポーツ体験会を開催し、多くの高齢者の方々が参加されていました。私も見学させていただきましたが、高齢者の皆さんがeスポーツを体験し、楽しんでおられる姿を見て、脳トレや運動機能向上などの健康効果に期待を寄せた次第です。

今や用途や目的の違いはあれど、子供から高齢者までがeスポーツを楽しみ、認知症予防や障害者の機能回復、パラスポーツの分野にまでその効果が期待されているところです。また、身体的、精神的、社会的によい状態にある持続的な幸福を含む概念としてのウェルビーイングの向上につなげるeスポーツとしての認知も広がりつつあります。

そこで、以下の点について質問いたします。

- (1) eスポーツの福祉行政などにおける効果や可能性の認識は。
- (2) 今後、eスポーツを活用した取組は。
- (3) 学校教育でのeスポーツの捉え方及び効果や可能性は。
- (4) 今後学校教育でのeスポーツの取組や関わり方は。

以上、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（増田剛士議員） それでは、答弁をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 一つ目の農地の外国人への貸借についての御質問にお答えする前に、農業委員会組織について御説明させていただきます。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づき、市町村に設置されている独立した行政委員会であり、首長が指揮監督する組織ではございません。したがって、今回の御質問につきましては、吉田町農業委員会から伺った内容が答弁の前提となります。

それでは、1点目の農地の外国人への貸借の現状とその状況認識はについてお答えいたします。

農地の外国人への貸借の現状につきましては、農地利用集積等促進計画により、令和3年4月からお一人の方が耕作しているとお聞きしました。その方が昨年の9月に法人化され、それ以降、その法人が耕作面積を拡大しておりますが、その他の外国人の方が貸借されたということはないとのことでございます。

したがって、現時点におきましては、外国人の方が代表を務める農業法人1社のみが農地を貸借している状況であるとのことでございます。また、外国人の方が農地を購入しているといった状況もないと聞いております。

次に、2点目の貸借の届出に対する対応と考え方はについてお答えいたします。

農地を貸借する場合、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地の貸付けを希望する農地所有者から中間管理機構が借り受け、耕作者へ転貸するという流れとなっております。

耕作者から農地利用集積等促進計画が提出された場合、町は農業委員会に対し意見照会を行い、農業委員会は、耕作者の要件などを確認して町へ回答し、最終的には、県知事が認可することとなっております。町への回答に当たり、農業委員会において、耕作者が日本人であるか外国人であるかにかかわらず、公平に審議しているものと聞いております。

一例を申し上げますと、農業を行う上で、特に稲作においては限りある農業用水を地域全体で共有する仕組みとなっておりますことから、新たに営農を行う場合は、地域農業への影

響等を踏まえ、川払いへの参加をはじめ、地域の実情やルールに沿った耕作ができるかという点について、農業委員会において状況確認していると聞いております。

次に、3点目の農業委員会での委員の意見及び議論はについてお答えいたします。

さきに申しあげました農業法人から提出をされた農地利用集積等促進計画につきましては、個人で営農されていた面積を大幅に超える耕作面積を営農する計画となっておりましたことから、農業委員会において計画どおり耕作することが可能であるかという議論がされたものと伺っております。

その議論においては、農業法人に対して営農計画書や収支計画書、農業スタッフの人数や所有している農業機械などの資料の提出と農業委員会への出席を求め、営農計画について詳細な説明を聞き、質疑応答が行われたとのことでございます。

また、個人が従前から借り受けていた農地につきましては、問題なく耕作されていることを確認しておりますとともに、農業委員により新たに耕作する農地の現場確認も実施をされ、こうした審議を通じて、法人の営農能力について認められたものとお伺いしております。

最後に、4点目の今後の対応と取組はについてお答えいたします。

農業委員会としましては、農地利用集積等促進計画の意見照会が議案として上程された場合は、さきに申しあげましたとおり、適正に書類や現場の状況を確認していくことが大切であると考えており、耕作者が借り受けようとする農地について、継続的かつ適正に営農できるかという点に着目し、今後も公平に審議していくものとお聞きしております。

なお、農業委員会では、さきの農業法人に対しまして、1年ごとに営農状況等について報告するよう要請をしており、しっかりと地元に根づいた形で継続的に営農できるか、引き続き注視していくものと伺っております。

吉田町農業委員会からは、今後も引き続き、農地の適正な利用と地域農業の振興に向けて、法令に基づく適切な対応に努めていく旨をお聞きしております。

次に、2点目のeスポーツへの取組についての御質問のうち、1点目のeスポーツの福祉行政などにおける効果や可能性の認識はについてお答えいたします。

eスポーツにつきましては、ゲームを通じた交流やコミュニケーションの促進、外出機会の創出などの効果が期待をされており、介護予防の観点からも一定の可能性があるものと認識をしております。

本町におきましては、昨年度、eスポーツの周知や高齢者の社会参加を促進する目的で、公益財団法人しずおか健康長寿財団の事業を活用し、高齢者を対象としたeスポーツ体験会を開催いたしました。

参加者からは、体も頭も使って運動になった、楽しみながら認知症予防ができることが分かったなどの好意的な声を多くいただき、参加された約8割の方から、今後もこのような活動があれば参加したいとの意見がございました。

本年度についても、引き続き、高齢者の社会参加、生きがいつくりや健康づくりの一環として、eスポーツ体験会を開催する予定でございます。

続きまして、2点目から4点目の御質問につきましては、教育長から答弁をいたします。

○議長（増田剛士議員） 山田教育長。

○教育長（山田泰巳） それでは、2点目の今後、eスポーツを活用した取組はについて、生涯学習の視点からお答えいたします。

eスポーツにつきましては、高齢者のみならず若年層におきましても年々関心が高まっており、スポーツに関心が薄かったり、リアルスポーツには参加できなかったりした人たちでもバーチャル空間の中でスポーツに参加し、スポーツに親しむとともに、年齢や体力、障害の有無にかかわらず、人と人とのつながりを楽しむことができる新たな分野として注目を集めております。

本町では、現在まで競技としてのeスポーツに関する問合せをいただいた実績はなく、町内のeスポーツ団体の有無について把握はしておりませんが、新たにeスポーツ団体が発足し、吉田町体育協会への加入申請があった場合は、競技部の一つとして受入れを検討していくことが考えられます。

また、現在、様々な学習の場として生涯学習教室やチャレンジ教室などの事業を生涯学習課で開催しておりますが、今後、eスポーツにつきましても、講師になっていただける方がいらっしゃいましたら、教室を開設することも可能であると考えております。

次に、3点目の学校教育でのeスポーツの捉え方及び効果や可能性はについてお答えいたします。

eスポーツに取り組む効果といたしましては、競技を通じた戦略的な思考力や瞬時の判断力の向上、チームプレーによるコミュニケーション力や協調性の向上などが挙げられます。また、その可能性といたしましては、多様な子供の居場所づくりや自己肯定感の向上に寄与することが考えられます。

一方で、長時間プレーによる視力の低下や睡眠不足など、健康への影響、ゲーム依存症への懸念、さらにはインターネット上のモラルやマナー、課金による金銭トラブルなど、学校教育に取り込んでいくためには、様々な課題への対応について検討する必要があると捉えております。

最後に、4点目の今後、学校教育でのeスポーツの取組や関わり方はについてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、小・中学校における教育活動の中にeスポーツを導入することは現時点では考えておりません。

しかしながら、児童・生徒が家庭などにおいて、情報モラルや心身の健康に留意しつつ、自主的に取り組むことを拒むものではなく、負の影響があることも自覚させながら健全に取り組むよう、家庭とも連携して指導してまいります。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 御答弁ありがとうございました。

では、まず、農業の外国人への貸借についての質問のほうの再質問をさせていただきます。

もちろん、農業委員会は首長が指揮監督する組織ではないというのは承知をしております。

そうはいつても、実際の事務局というのは産業課が担っておるということでございますので、そういった点も踏まえながら質問をさせていただきますが、お聞きしたいのが、まず、先ほどちょっとと言いましたけれども、今年の2月16日に農業委員会において提出されました農用地利用集積等促進計画意見聴取とする2号議案がございました。これは31件の使用貸借権の申請があって、31件のうち29件が同一の外国人の方が運営する農業法人の案件であった

というふうに理解をしておりますが、それが、私の理解が正しいかどうか、まず一つ御質問いたします。

○議長（増田剛士議員） 高塚進吾産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

ただいま議員からもございましたけれども、ただいまの町長からの答弁の再質問につきましては、産業課長が事務局長を兼ねておるところになりますので、私のほうで事務局長の立場で答弁をさせていただきたいと思います。

今、議員のほうから御質問のありました議案の関係ですけれども、そうですね、今おっしゃったとおりのことなんですけれども、全てが、これ、新規にやられるというものでなくて、答弁にありましたとおり、もともとお一人の外国人の方が耕作を既にやられていたというところがございます、そちらからの契約の継続というものが別個にありまして、それを含めた形で件数となりますので、全てが新規で今回新たになったというわけではなく、今までその外国人の方がやられていた分と、加えて新たに耕作をするという面積が増えているということで、件数につきましては、そういう形となっております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） ありがとうございます。

はい、そうですね。新規が多いことは多いんですけれども、過去の継続のものも7件ございますね。

それで、その件数がそのような形の中で、面積にすると、どれぐらいの面積になるのか、教えていただけますか。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

ただいま面積についての御質問がございました。こちらにつきましては、従前、外国人の方がやられていた耕作面積がおよそ3万1,000平米ほどで、新たに、最終的に今回法人化したときに6万9,600平米ほどの面積となっております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） ありがとうございます。

6万9,600平米になるということですね。

この審査の経過というか、それは御答弁いただいた中にいろいろございました。現在の営農されているところは、しっかり今できていますよと。それに対してある意味、倍以上の今回申請があったということで、営農計画書や収支計画書、スタッフ人数、所有している農業機械などの資料の提出を求めて、本人の会社の方の出席も求められて、そこで質疑応答されたというようなことでございますけれども、ここで農業委員の皆さんもいろいろ御意見を相当言われたというように聞いておりますが、特に課題として、一番懸念された部分というのはどこでしょう。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

ただいま農業委員会内での議論ということで、課題というところの御質問でございます。

こちらにつきましては、やはり今回、議員の御質問にあったとおり、荒廃農地を耕作を新たにやられるというところでございます。実際にやはり、今耕作されていないところを耕作していくということになりますと、なかなか難しい面も、条件がよくないとか、そういったいろんな事情等もありまして、その辺もあるもんですから、やはり本当に荒廃農地をそれだけの面積受け入れて、耕作ができるかどうかというのが一番議論となりました。

もう1点につきましては、やはり先ほどの答弁にございましたとおり、水の問題がございまして、水田につきましては、やはり吉田町、兼用で生活雑排水と一緒に水路のほうで管理しているような形になるもんですから、そういったものを皆さんと水を共有していくというところがありますんで、やはりそういったところの水の使い方とか、農業独特のそういったしきたりとか、習わしとか、そういったものにつきましても、やはりそこが乱れてしまうと全体がうまくいかなくなってしまうという部分がございますので、そういった点も、やはり懸念ということでございました。その2点が大きい懸念というか、議論となりました。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 御答弁ありがとうございます。

そうなんですよね。私もこの話聞いたとき、まず、ハード的に大丈夫なのかどうなのかというところがまず一つの懸念。そして、ほとんどが耕作放棄地を今回借りていただくというようにこの話の中で、現在の農家の方々がなかなかやれていない、やり切れないところを、しかも集積されているわけじゃなくて、相当広い中で借りたいということだったので、もちろん、このスタッフとか、農業機械がどういうものがあるとか、そういったところも、あと、資金繰りとか、そういったものも大変重要な一つの要素だとは思いますが、実際でも、機械があれば、できる場所じゃないようなところも結構含まれていると思うんですけども、その点については、どのような理解をされていますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

ただいまのなかなか機械で耕作ができないとか御質問なんですけれども、当然そういったところにつきましては、やはり人力でやる形になるもんですから、実際には、例えば人を新たにお願ひしたりとか、そういった応援体制ができるようなことも体制を取っているということを議論の中ではございました。

そういったところで、やはりなかなか耕作しづらい場所、例えば重機が入っていけない場所等につきましては、何か人力でやっていくというところが一つ。あとは、やはり入っていくところがなくて、重機が入れないところにつきましては、農業委員会でも出たんですけども、地主さん等と交渉をさせていただいて、この時期だったら、この通路で通っていいよとか、そういった交渉も進めながら、やはり大型重機が入って、重機というか、大型の農業機械が入っていけないところとかあるもんですから、そういったところについては、地域の皆さんと御相談しながら、そういったところで進めていくというふうにお伺ひして、現場確認でもそういったことがございました。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。

そうなんですよね。私も耕作放棄地だったところを今2万平米ばかり借りてレモンやっているんですけども、そういう中で、どんだけ人が必要かとか、機械じゃなきゃどうにもならん部分とか、今、困難を極めながら、いろいろやっているその経験の中で言うと、やっぱりスタッフの方が、じゃ、どれぐらい本当に確保できていて、本当に滞りなくやれるのかどうなのかというところが、非常に心配される場所だろうと私自身も思っていて、とにかく今現在やっているのに、倍以上の量を一举にやりますよという体制が本当に整っているのかどうなのかというのが、非常にちょっと心配だなというように思っています。

ただ一方で、耕作放棄地なんですよね。これ耕作放棄地なので、それはもう耕作放棄地を出してしまっている状況も合わせて改善していかないといけないというような問題の中で、ただ、貸借が決まりましたと。

でも、やってみたけれども、やっぱり、どうにもならんというような場所とか、そういったものが出た場合は、単年度でまた更新というようなことだと思うんですけども、そういったときの対応というのは、どのような対応になるかを教えてください。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

ただいま御質問の中で、やり切れないというか、先ほどの答弁のほうに、町長からの答弁があったんですけども、基本的にやはり今回大きな耕作放棄地の面積をやられるということもございますので、年度ごとに結果というか、どういった状況かというのを確認させていただくようにしております。

そういった中で、当然例えば川払いに参加していただいたりとか、そういった部分も含めながら、地域の実情に密着したような形でやっていただけるか、あとは、今、営農計画の中でも、やはり耕作放棄地になるものですから、1年でできない土地があるということで、そういう計画の中でも、やはり3か年ぐらいかけて耕作をしていくというところの計画もございましたので、当然、その今後の状況も見ながら、今後の農地の貸借については、農業委員会のほうから例えば何か問題があれば、当然是正ということをお願いしなきゃいけないですし、あとは、実際に契約行為を結んでいるのが農地中間管理機構というところになりますので、そういうような判断をされている中間管理機構とも連携を取りながら、今回、貸借された土地の、もしあまりうまくいかなかったというところがありましたら、そういったところの対応につきましても、対処していくという形になると思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） ありがとうございます。

耕作放棄地を3年ぐらいかけて、しっかり耕作していくというようなことなんですけれども、基本的には、今回のこの貸借の農地で作る農作物、農作物によっても、やっぱりいろいろ必要なものとかも変わってくるものですから、その辺というのは、ある程度もう特定をされているのでしょうか。それとも、そういったのは、まだこれから御本人たちが決めることということになっているのか、そこら辺を教えてください。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

ただいまの耕作放棄地のところにつきましては、もうほとんど水田という形になりますの

で、まず、お米を作るということが主体となります。

しかしながら、やはり水はけとか、あとは水がなかなか行き届かないというところもございいますので、そういったところにつきましては、畑地に転換してやっていくというところも検討しているということをお聞きしています。

そういった中で、じゃ、どういった作物が耕作できるのかというところでの、またその辺につきましても、追跡というか、状況をお聞きしながら、農業委員会としてはその辺も注視していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） ありがとうございます。

そうですね、水田で駄目だと何がいいか。それはもうレモンを推薦します、私のところもそうですから。

それで、耕作放棄地をなくしていくということの施策も併せて、農政の中ではやっていかなきゃいけないという大問題がございいます。その耕作放棄地の解消について、今どのような形で進んでいるのかいないのか、概要だけでも、ちょっと教えていただければなと思います。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

耕作放棄地の把握につきましては、毎年、農業委員の方と推進委員の方で町内をくまなく回っていただきまして、その状況を把握しているところでございます。

そういったところで、やはり耕作放棄地になっているところでも、その農地の活用が見込めるようなところにつきましては、例えば新規就農の農業者の若い方とかに、ここを何とかお願いできないかとか、そういった形で、ちょっと町のほうでもマッチングをしたり、そういった形を取りながら進めていっているところでございます。

そういったところで、かなり新規就農とか認定農業者の方にやっていただけるような形で進めて、現在いけているところでございますので、そういったところを今後とも進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。ありがとうございます。

耕作放棄地の問題も本当に大きく横たわっているもので、そちらに関しては、まだどこかの機会でお話したいなというように思いますが、今回のこの外国人の方への貸借という部分で言うと、農林水産省のデータであります、2024年の外国法人等による農地取得調査（所有）で国内居住外国人の取得377者、方ですね、面積95ヘクタール。同外国人が主要株主等である法人の取得32社、これは会社のほうです、法人のほうです、面積79ヘクタールと。2025年9月に明らかになったということで、特に外国法人や海外居住外国人が議決権を持つ日本法人等の取得3件、面積が1.3ヘクタールがあると。合計175ヘクタールが今外国人等の農地の取得されている面積だというようなデータがございいます。

これが日本で所有が移る農地面積、年7.4万ヘクタール、最近5年の平均なんです、それからすると、0.2%にすぎないというような状況でありますので、日本全国の量としては、

そんなに多いものではないというのが実情なんだろうなというように思いますが、ただ、これを吉田町に落とし込んだときに、現状、全体の農地に対して今回申請があつて許可をされた6万9,600ヘクタールは、全体の何%ぐらいに大体当たるかとかというのは分かりますか。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

ただいま、すみません、明確な数字を持っておりませんので、ちょっとその数字につきましては、今お答えできません。申し訳ございません。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） じゃ、またそれはちょっと分かりましたら、また教えていただきたいと思いますが、全体から見ると、そんな大した大きな量じゃなくて、ごく一部なんだよというようなことではありますが、ただ、国や地域の様々な安全保障上の観点から見ると、将来的に問題が生じる可能性もあるというような事案になろうかというように思います。

農地として適正に管理されて、耕作がなされて、耕作放棄地化しないというのが一番ありがたい部分なんですけれども、それがしっかり維持されていくのかどうかというのは、毎年の部分で、しっかり管理・監視をしていきますよということだと思います。

ただ、もっと、やはり、これをこういう状況を農家の方々が非常に心配もされている方も多いわけです。実際、私のところにそういう話を、飛び込んで相談もされてきた方ともいろいろ話をしたし、農業委員の方々とも、私、何人かも話もさせていただいておりますが、そのところの耕作放棄地をやってもらいたいよ、そこをしっかりとってくれるんだったら別に問題はないわけなんですけれども、そのハードルをお互いの関係性をやはりよくしていかないと、将来的にまた新たな問題が生まれてくる可能性もあるのかなというように感じます。

先ほどの御答弁の中でもお話があつたように、水の使い方の問題であつたり、地域のしきたりとか習わしというような御答弁もありました。そういったのを私も払拭していく必要があるかと思っております、そういったそういう意味で言うと、地域の農業者の方々とか、地域もそんななんですけれども、そういった方々のコミュニティの中に入っていくということが大事なんだろうなと。

そういう中で、お互いに切磋琢磨する部分と協力し合う部分と、ある意味、地域のそういうコミュニティの中で逸脱したようなことをされないようにする機能であつたりというものが、その中に維持できるんだろうなと思っております、そういったそのコミュニティの中に入ってもらえるような施策というか考え方というのは、具体的に何かお考えの部分というのはあるんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

ただいまコミュニティへの参加ということがございました。

まさにそれが農業委員のほうで懸念していたというか、そういったところもございまして、そういった中で、やはり、まずは、みんなで共有している水を使うに当たっては、そういった川払いに参加いただいて、まずは地域の方とも交流をしていただく。あとは、地域地域のこういったしきたりとか、やり方とか、そういったのがあるものですから、そういったところで、顔を合わせながら、膝を突き合わせながら話をさせていただいて、じゃ、ここは水を止めちゃ駄目だよとか、そういったところで、現場現場での状況を把握していただく。

農業委員の中でも、そういったところが一番まずは大事だということが出ますので、そういった地域で行われるもの、そういう川払い等、あとは、そういったいろんな環境整備とか、そういったものに参加していただいて、地域の方とも顔見知りになっていただいて、外国人だからということではなくて、吉田町の農業を皆さんでやっていくというところでの一員として、なじんでいっていただいて、吉田町の荒廃農地も減っていくような施策も併せながら、そういったところで、やはり、まずは、そういったところから、身近なところから参加していただくというのが非常に重要だということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3 番、大石議員。

○3 番（大石裕之議員） 3 番、大石です。ありがとうございます。

そうなんですよね。本当にそういった顔の見える関係というのがやはり、特に日本人の中では大事なんだろうなと。郷に入れば郷に従えという部分もございますので、そののちをちょっと努力していただく必要があるし、それを農業の従事者の方々が直接努力する部分と、やはり旗振り役になれるところが産業課だったりするのかなというように思っておりますので、ぜひお願いをしたいなというように思います。

それで、そうやってうまくいけば、もちろんいいんですけれども、最悪の部分というのもの、やっぱり議論としてはさせていただきたいと思いますが、例えば耕作がうまくいかなくて、年度の途中でいなくなっちゃったよとかというようなことも、ほかのところではちょっと耳にしたりもするんですけれども、そういった状況がもしあったときは、対応としてはどういう感じになりますか。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

今、途中で耕作をやめられてしまったりとかの状況になった場合というところでの御質問での御質問でございます。

当然、例えば法人であった会社が倒産してしまったとか、いろんな事情等があつてでなくなつた場合については、やはりそういったことも懸念の一つとしてはございます。そういった中では、やはり農地中間管理機構のほうと連携を取りながら、先ほども申し上げましたとおり新たな耕作者を探していく。

あと、産業課としましても、やはり産業課につきましては、非常に農業者の方が出入りしていただけるような課になるものですから、そういった方々からの情報をもらいながら、農業者の方は、横のつながりが非常に強いものですから、そういったところで、この辺をやつていただける方いないとか、そういったところを模索していくという形になるかと思ひます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3 番、大石議員。

○3 番（大石裕之議員） 3 番、大石です。

それがしっかり機能するかどうかとか、ちょっとどうなのかとか、しっかりやれるのかという心配な部分がありますけれども、例えば、じゃ、もっと言うと、この農地法の中で農地法の手続や縛りの中で、今後、その農地を売買したい、取得したいというような状況がもし生まれた場合には、その農地法の縛りの中でこういった対応が考えられるのか、手続的にも

そうなんですけれども、そこら辺も教えてください。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

農地の貸借につきましては、今議員から御質問のあったとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律というものに基づくものになります。農地法の権利の移動、例えば売買等につきましては農地法に基づくものになります。

そういった中で、やはり縛りというか、令和7年に法改正がされまして、こちら食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための法律改正が行われました。そういった中につきましても、外国の方の在留資格が従前求められていたんですが、それだけではなく、農業経営に継続的に従事できるかどうかというようなところを審査するものも農地法のほうでは追加されております。

そういった中で、やはり権利移動というものは農地の貸借とは違って、やはり売買されて、その土地の権利が移ってしまうということは、非常にやはり大きなことになるものですから、そういったものにつきましては、先ほど議員のほうからもございましたけれども、例えば基地の近くで今土地を外国人の方が求める場合については届出が必要になったりとか、国も今、そういった法制度の過渡期といいますか、そういったところもございますので、農地法もしかるべき改正がされるか、ちょっとあれなんですけれども、そういったところの状況を見ながら、農業委員会の中で権利移動のところについては、しっかりと議論していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。ありがとうございます。

いろいろな国の方針等、法改正等も今後考えられたりもするんでしょうし、そういった中でしっかり管理をしていただきたいというのがその思いでございます。

今回、農業委員会の方々がある意味、しっかり意見も言ってくれたりして、そこは機能しているという意味で言うと、一つよかったかなというように思っておりますし、今回農業委員の議案も出ている議会でもございますので、農業委員会の皆さんのそういった見識等もしっかりとそこの中に反映させていただく中で、外国人だからということじゃなくて、耕作放棄地を解消することが一番重要なんだろうというように思いますし、外国人の方でもしっかり農業のそういったコミュニティの中に入ってもらうことで、しっかりと機能していただける形がつかれるというように思っておりますので、ぜひそこら辺をまたお願いしたいと思っております。

じゃ、次の質問に移らせていただきます。

eスポーツについての質問をさせていただきます。

eスポーツ、昨年12月に町でもやられました。私も見させていただきました。大変高齢者の方々も明るい表情でeスポーツを体験していただいたということで、よかったなと思っておりますが、御答弁の中で、参加された約8割の方から、今後もこのような活動があれば参加したいという御意見があったというようなことでございまして、本年度についても、高齢者の社会参加、生きがいづくりや健康づくりの一環として、eスポーツ体験会を開催する予定でございましてという御答弁もございました。

e スポーツというのは、一回やったから、すぐ効果が出るというもんじゃないもんですから、その質と量とか、あとは体験することによって、もう一步踏み込んでもらえるような状況というのをつくれば一番いいかと思っていますが、その点についてどのような取組を考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（増田剛士議員） 田代三明福祉課長。

○福祉課長（田代三明） 福祉課でございます。

昨年度、e スポーツ体験会を開催させていただきましたが、その開催した経緯ということでございますが、議員がおっしゃるとおり、e スポーツというのが最近全国的にも大きな大会があったりとか、いろんな様々な方面に効果が期待できるというところがございます。認知度も高まってくる。

そういった中で、その中の一つとして介護予防にも一定の効果があるのではないかと、そういった観点で昨年度、全国を見ましても、そういった介護予防に取り入れているというところもございますので、そういった取組がされ始めたというところで、当町の高齢者の方にもこういったe スポーツをやることによって脳トレであったりとか、運動機能の向上とか、そういったのにつながるよという、期待できるよということをまずは周知・理解していただくために開催をさせていただきました。

引き続き、令和7年度好評でしたので、令和8年度につきましても、同じような形で周知とか、そういった理解の促進という形で開催をする予定でございます。

今後につきましては、今後引き続きこういった町主導での体験会というのは継続していく予定はございません。これを機に地域の皆様が自主的にe スポーツをいろんな形で、御家庭であるとか、地域の方であるとか、お仲間であるとか、そういったように自主的にe スポーツを取り入れて、介護予防とか社会参加につながるような形としてやっていただくほうが定着して効果的であり、持続的であるというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。御答弁ありがとうございます。

継続する予定はないというような今御答弁ございましたけれども、今年度で事業としては終わるという意味ですか。

○議長（増田剛士議員） 田代福祉課長。

○福祉課長（田代三明） 福祉課でございます。

今年度で今後一切、来年度以降やらないという意味ではございません。今後、社会福祉協議会のほうでも地域の活動支援ということで、社会福祉協議会のほうで生活支援コーディネーターという方もいらっしゃいますので、社会福祉協議会と連携しながら、全くやらないわけではございませんで、そういった要望とか、そういった機会があればやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。ありがとうございます。

そうですね、できる限りこういうのは年に1回でも2回でも続けていっていただいて、裾野を広げるというか周知を広げるということでやっていただくことがいいのかなと思ってお

りまして、1回や2回ちょっとばつぱとやっただけで、これで終わりですみたいなことだと、そもそもそれやって意味あんのかねというぐらいの感じになってしまうのかなと思いますし、体がそこまで動かなくても、足腰が特に動かなくてもできるというのがこのeスポーツの良さでもあります。

高齢者のみならず、例えばひきこもりの子たちとか、そういった子たちなんかも、こういったことをやり始めたりしている子たちもいます。もちろん、そのメリット・デメリットもある部分は承知はしておりますけれども、デメリットばかりをフューチャーしていても事が動かないということもございますので、私はそういった意味でも、こういったものを活用していくというのは、一つの手段としてはありだろうというように思っております。

そういう福祉的な支援の必要な子供たちに対して、その点についてどのようなお考えがございますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田代福祉課長。

○福祉課長（田代三明） 福祉課でございます。

福祉の観点からというと、先ほど私のほうで高齢者の介護予防という観点から申し上げましたが、一方で、障害者の方のそういったeスポーツの取組というのもの、やはりeスポーツというものは、障害の有無にかかわらず、ゲームの中で対等に勝負できたり、遊んだりすることができますので、そういう意味で考えれば、障害の有無にかかわらず障害者の方と健常者の方が交流することができるものと捉えております。

そういった中で、今年度、障害者（児）推進委員会というものがございまして、牧之原市と吉田町で合同で会議を開催しているものがございます。そういった中で、今回は障害の有無にかかわらず交流できるイベントというものを考えております。

今年度につきましては、ボッチャを使った交流となっておりますけれども、今後、当然eスポーツもその一つだと思いますので、そういった交流イベントのテーマとしてeスポーツを提案していくことは可能でありますので、そのように考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいなというように思います。

それでは、ちょっと教育長のほうのeスポーツに関しての質問もさせていただきますが、町内では多分まだeスポーツ団体というようなものはないんだというように私も思っておりますが、当町の小学校・中学校、GIGAスクール構想とかも含めて、こういった部分に関しては非常に熱心に取り組んでいるという背景もありますので、そういった中で、例えば中学校ぐらいに部活動として一つつくれたりしないかなというような思いもあるんですが、いかがでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊 誠学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

ただいまeスポーツを部活動にと。当町では、この9月から部活動の地域展開というふうに始めていくわけなんですけど、この9月の始動に向けて今制度設計、目下進めている中で、今はまずは既存の部活動が円滑に徐々にそちらに展開できるということを目指していますので、今すぐにeスポーツをどうこうという考えはございませんが、ただ、周辺市町では、そ

ういったeスポーツを地域クラブとして認定しているという話も聞いておりますので、将来的に生徒や地域からそういうニーズが高まって、そういう地域クラブを発足ということになれば、当然地域クラブにするには、当町認定する必要がございますので、そういう認定要件とか満たした上でやっていけるということであれば、そのときには検討していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。ありがとうございます。

学校の部活動、今地域展開ということでやっていらっしゃるの、そこも大変苦勞していらっしゃるということもいろいろ聞いております。そういった中で、まず、入り口として体育協会なんかに入ってもらえるような、そういうスポーツ団体として活動してもらえると非常にいいんじゃないのかというような御答弁だったと思います。

町長答弁にもございましたけれども、講師になっていただける方がいらっしゃいましたら、教室を開設することも可能であると考えているというようなことでした。

講師になってくださるような方は、多分御紹介できるかなと思っておりまして、まず、やる人がいないとどうにもなりませんけれども、ただ、これ、私、いろんな御父兄の方々なんかともお話しすると、子供たちは非常に興味があつてすごく、実際やっている子たちもいっぱいいるし、物すごい興味を持っているというような方が相当多い、私の感触でございます、子供たちに対してのメリット・デメリットというのは、また高齢者の部分とまた若干違うようなところがあるとは思いますので、そこら辺はしっかりそういったこともクリアしながら、eスポーツのよさをぜひ、子供たちの一つの目標というか、やりがいみたいな部分に活用できればいいなというように思っているところでございます。

本当に、これ、一線でやっている人たちというのは、物すごい本当にアスリートのような訓練も練習もしながら、やっているというようなことで、私も存じているところでございますが、そこまでということじゃないにしても、子供たちがウェルビーイングですよ、ウェルビーイングというような捉え方をすれば、子供たちもそういったものから、自分たちの肯定感みたいなものを大きくしていける子供たちがいると思います。

ふだんの部分ではなかなか得られない部分で、eスポーツがそういった意味の支えになるということも十分あると思しますので、そういった部分の考え方を持ってもらって、何かしらの対応が取れないものかなと思うんですけども、ちょっと重なる形になりますが、もう一度そこら辺のことを答弁いただければと思います。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

このeスポーツを、例えば今の義務教育課程のカリキュラムの中に組み込むとか、それは、今ちょっと現実的ではないかなと思いますが、繰り返しにはなりますが、その一つ、中学校生徒の地域クラブとしては、その生徒の可能性というんですか、受皿として、よいことも悪いこともありますけれども、よいこともありますので、その可能性を広げるということでは一つの手段としてはあると思います。

ただ、先ほど申し上げたとおり、今既存の部活動を円滑に移行するということに注力しておりますので、今後そういったニーズも高まって、そういう体制が整ってきたら、また改めて

検討していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） ありがとうございます。3番、大石です。

そうですね、これ、教育の観点からだけでなく、これ、また産業部なり、ほかの課の部分にもなるかと思うんですけれども、例えば経済的な視点とか、観光の視点とか、そういった部分からも、やはり面白い分野だというように私は認識しております。

日本eスポーツ白書2025というのがあるんですが、それによると、2024年の国内eスポーツファンは、ファンの数が試合観戦や配信動画視聴などから967万人というようにされております。2024年国内スポーツ市場は、前年対比9.9%伸びていて161億円に到達。2020年以降、市場規模は、年平均成長率10%前後で安定的に成長を続けている。2026年には200億円を超えると予想しているというふうにされております。

実際、私も、東京なんかで物すごい大きい会場で何万人規模のeスポーツの大会なんかも行われていて、私もそこを実際に見に足を運んだこともあるんですけれども、本当に大手の企業がスポンサードしていて、本当にそのビジネスとしての可能性というのが大変大きく伸びているし、企業もそこに相当注目していて、実際お金も使っているという状況があります。

そういった中で、町なんかもそういった部分も捉えて、今後議論もしていただければなと思っておりますが、その点について最後、どこが御答弁いただけるか分かりませんが。

○議長（増田剛士議員） 高塚産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

ただいまビジネスの観点ということでeスポーツということがございました。

当然、今、町のほうでは商工会と連携しまして、経営発達支援計画というものを作成しております。その中でも、やはり中小企業のDX化というところで進めていくというところになります。

まずは、eスポーツということもあるんですけれども、まずは、そういったDX化を下地としてつくっていくことで、そういったビジネスチャンスにつながるような形で進めていければ、そちらも一つの手法となり得ると思いますので、そういったところで、まずは商工会さんと連携しながら、その下地であるDX化をきちんと進めていく。大企業につきましては、もういきなりそういったところの段階に移っているところもあるかもしれないんですけれども、そういうところも含めまして、お話をまたしていければと思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） ありがとうございました。

やはりこういうのはスピードも大事ですから、後れも取らないようにということを最後に一つ申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（増田剛士議員） 以上で、3番、大石裕之議員の一般質問が終わりました。

◇ 八 木 栄 議員

○議長（増田剛士議員） 続きまして、11番、八木 栄議員。

〔11番 八木 栄議員登壇〕

○11番（八木 栄議員） 11番、八木 栄です。

私は、令和8年第2回吉田町議会定例会一般質問において、さきに通告してありますように吉田町公共施設の管理について質問をいたします。

3月に引き続き、公共施設の管理について質問いたします。

役場庁舎の外壁にひび割れが見られます。白化現象の見られるところもあります。広域施設組合清掃センターは、令和4年度に外壁のタイル割れなど、外壁改修工事を実施しています。

民間の建物などでは、外壁の打診検査を行っているのを見ることがありますが、これは外壁の落下による事故を防ぐための調査です。

建築基準法第12条には、不特定多数の人が利用する建築物について、所有者・管理者は、専門技術を有する資格者に定期的に調査・検査させ、その結果を特定行政庁に報告することが定められています。安全上、防火上または衛生上特に重要である建築物については、政令により一律に報告対象とし、それ以外の建築物については特定行政庁が地域の実情に応じた指定を行いますとあります。

公共施設において、地震などの自然災害による外壁の落下事故等が起こらないように調査・検査の必要があると考え、以下質問いたします。

(1) 町が保有する公共施設の中で、調査・検査を必要とする建築物はどのようなものがあるか。

(2) 上記建築物において、これまでに調査・検査を実施した建物は何か。

(3) 調査・検査の結果に対し、どのように対処したのか。

(4) 今後、調査・検査を実施する予定はあるか。

以上が私の質問です。明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） それでは、答弁をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 吉田町公共施設等の管理についての御質問のうち、1点目の町が保有する公共施設の中で、調査・検査を必要とする建築物は何かについてお答えいたします。

議員の御質問にあります建築基準法第12条では、多数の人が利用する建築物等は安全性を確保するため、一定の用途や規模に該当する建築物、建築設備、防火設備並びに昇降機等については、専門の資格者による定期的な調査・検査を実施し、その結果を特定行政庁へ報告することが義務づけられています。

なお、建築主事または建築副主事を置いていない本町におきましては、政令で定めるものに加え、静岡県知事が指定したものも調査などの対象となります。したがって、本町の対象施設は、役場庁舎、小・中学校、中央公民館、学習ホール、総合体育館と図書館の9施設でございます。

次に、2点目のこれまでに調査・検査を実施した建物は何かについてお答えいたします。

法律などの規定に基づき、先ほど申し上げました9施設について検査を実施しております。
次に、3点目の調査・検査の結果に対する対処についてお答えいたします。

調査対象の9施設は、建築基準法に基づき、施設の規模や設備に応じて、特定建築物、建築設備、防火設備、昇降機等の調査などを行っております。議員からの御質問には、庁舎を例に挙げ、令和7年度の検査結果とその対処について御説明いたします。

まず、特定建築物定期調査では、建築物本体の劣化や避難経路などの検査を実施しております。平成6年に竣工した庁舎につきましては、既に30年が経過しており、外壁の一部にクラックや目地の劣化が確認されております。令和7年度の検査結果においては、要是正の指摘を受けている項目もございますが、これまでも外壁タイルやシーリングの修繕、カーテンウォールの防水修繕などを実施しており、今後につきましても必要な対応を行ってまいります。

次に、建築設備定期検査では、換気設備や非常用の照明装置の状況確認などの検査を実施しております。この検査で、非常用照明の不点灯の指摘を受けたことから修繕をいたしました。

次に、防火設備定期検査では、防火シャッターや防火扉の開閉確認などの検査を実施しております。この1年で1階の防火シャッターの不具合などの指摘を受けたことから、令和7年度に修繕を行っております。

最後に、昇降機等定期検査では、エレベーター内部や巻上機の確認などの検査を実施しており、指摘事項はございませんでしたが、過去にはエレベーターピットの不具合などの指摘を受け、修繕を行っております。

最後に、4点目の今後、調査・検査を実施する予定はについてお答えいたします。

法定点検につきましては、毎年または2年に1回の頻度で、引き続き実施してまいります。

また、特定建築物定期調査の要是正事項の改善につきましては、庁舎全体に関わる大規模な改修となることも想定されます。改修に当たっては、特定建築物定期調査よりも詳細な調査を実施し、施工方法や事業費などを聴取することとなりますので、他事業との調整を図りながら検討してまいります。

以上、議員の一般質問にお答えいたしました。今後、少子高齢化による人口減少や町民ニーズの多様化など、行政を取り巻く環境は大きく変化していくものと認識しております。

本町におきましては、これまでも行政改革を推進し、事務事業の見直しや民間委託の推進などに取り組んでまいりましたが、今後は公共施設などの維持管理や新たな行政課題への対応を見据え、限られた行政資源をより効果的・効率的に活用していく必要があります。

そのため、全ての施設を一律に維持するのではなく、施設の選択と集中や財政負担の平準化を意識しながら、メリハリのある行財政運営に努め、町民の皆様の安全安心な暮らしを守るとともに、次の世代へ持続可能な町を引き継ぐことができるよう取り組んでまいります。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木 栄です。

最初に、ここの地域における特定行政庁というところはどこになるのか、お伺いいたします。

○議長（増田剛士議員） 太田順子財政管理課長。

○財政管理課長（太田順子） 財政管理課でございます。

町長答弁にもございましたけれども、建設主事・副主事がいない当町ですので、当町の特定行政庁が静岡県になります。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木。

よく調査したものを報告しに行くということで、今、静岡県と言いましたけれども、静岡県のどこの管轄、建物で言うと何々とかということがありましたら、その辺で教えていただきたいです。

○議長（増田剛士議員） 太田財政管理課長。

○財政管理課長（太田順子） 財政管理課でございます。

建物で言うと島田土木事務所となります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 対象になる施設が9施設で、検査を実施しているよということで伺いました。検査の内容としてどういった検査をやっているかなということをちょっと伺いいたします。

○議長（増田剛士議員） 太田財政管理課長。

○財政管理課長（太田順子） 財政管理課でございます。

町長答弁にありました四つの検査を実施しているということで町長は答えさせていただきましたけれども、その一つ一つの詳細なことでお答えさせていただきます。

まず、特定建築物の定期調査につきましては、期間は2年に一度調査のほうをさせていただいております。外壁ですね、タイルだとかモルタルとか、そういったところの劣化があるかどうかということを手の届く範囲でテストハンマーをしたり、あと目視ということをやっております。

次に、建築設備定期検査につきましては毎年です。町長答弁にもありましたけれども、換気設備、それから非常用の照明機器等の検査をしております。

三つ目としては、防火設備定期検査も行っております。これも毎年行っております。ここも防火扉とか防火シャッターの作動確認だとか、目視の点検ということをやっております。

四つ目ですけれども、昇降機の定期検査、これも毎年行っております。これはエレベーター内部の巻上機等の確認をしております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番。

自分もちょっと調べたところ、特定建築物の関係は2年に1回やっているということで、3年以内で1回、手の届く範囲で打診検査をやったので、1階とか、手が届くところとか、窓から手が届くところというのは調べることができますけれども、それだと範囲が狭いものですから、そういう中で全体のは10年に1回というふうにうたってあったですけれども、その辺に関してはどういうふうな形になっていますか。

○議長（増田剛士議員） 太田財政管理課長。

○財政管理課長（太田順子） 10年に1回というのは全体的なということの議員からの質問だと思いますけれども、今のところそういったことはやってはおりません。今、要是正という結果ということで町長からも報告させていただきまたしたけれども、直ちに施設の使用停止だとか、危険性を示すということは今出ていないというふうに思っております。適正な維持の管理から改善を求められているということです、今のところ足場を組んで全体的な検査をするというところはまだ行っていない状況でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

答弁では、役場庁舎をお手本にして答弁していただきましたけれども、それで2年に1回、この打診検査ということで、それが手の届く範囲だということで、あと、全体のことはやっていないよというですけれども、そこの12条を見ると、やっぱり10年に1回やるということで、それを報告する。先ほど言った県の土木事務所ということで、これは罰則規定があつて、何か100万円以下の罰金だかと書いてあるんですよ。

なので、その辺が自分が心配になって、これまで役場の周りに足場を組んで何かしたというの、自分が議員になって役場に通って27年になりますけれども、そういうことを見たことないものですから、どんなものかなと思っておりますけれども、それ別に10年に1回やらなくても大丈夫なんですかね。

○議長（増田剛士議員） 太田財政管理課長。

○財政管理課長（太田順子） やらなければいけないかどうかということに関しては、やったほうが良いと思います。ただ、今実際やれてはいない状況ですので、足場を組んでという方法は今やれていないという現状ですので、ここは今、技術革新が進んでいて、足場でなくても同じような検査ができるということになっております。そういった新しい技術のことも調べ上げて、早いうちにやれるような体制を町として整えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 何か12条点検だかというのがあつて、その中でいくと、やっぱり点検を怠ったり、虚偽の報告をしたりすると罰金がありますよと書いてあるですよ。なので私が心配するのは、10年に1回をこれまでやっていないということで、もう30年が経過してということなものですから、最初の新築からの猶予期間があつても、何回かやらないかんじやないかなというふうに思っているですよ。

今、役場の建物に関して言っているですけれども、そういうことをしないと本当にこれ、もう少し調べないと分からないですけれども、私の調べた範囲では、10年に一度やらないかんというふうになっていたの、それをやっていないとなると、ちょっと大ごとになっちゃうのかなというふうに自分はそう捉えているんですけれども、その辺は別に、私より役所の人のほうがしっかりしているので、その辺やらなくても別に大丈夫なのでやっていませんよと。義務と書いてあるけれども、本当の義務じゃないとかというなら別に問題ないんですけども、本当にこれがやらなくちゃいけないことをやっていないとなると、これは問題だなとなっちゃうものですから、その辺をちょっと自分は心配しているんですけれども、その辺はいかがなんですかね。

○議長（増田剛士議員） 太田財政管理課長。

○財政管理課長（太田順子） 財政管理課でございます。

やらなくてもいいというものではないので、やらなくてはいけないというものだと思います。ただ、実際、過去のことを振り返ってみますと、今できていない状況にあるということのも事実でございます。このことに関しては、町として足場を組む以外の方法を検討して、やれるような体制を整えていきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 課長、法的にどうなのという問いだと思えるんですけども。

太田順子財政管理課長。

○財政管理課長（太田順子） 10年ごとにやるということは法で決められておりますけれども、今時点ではやれていないということになっております。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 30年だもんで、ゼロから考えて3回やらないかんということですね、10年で割ればね。だけどそれやっていないというと、一応、定期的な調査・検査と行政庁への報告を義務づける制度が12条点検となっているんですよね。点検を怠ったり、虚偽の報告をしたりすると100万円以下の罰金というのが対象になりますと書いてあるですけども、なので、点検というのがあくまでも手の届く範囲の3年ごとの点検だけでいいよというなら、別にそれはそれでちゃんとやっているもので、問題ないと思うんですけども、そうじゃなくて、全体のを10年に1回やりなさいと書いてあったもんですから、それがやっていないと、ちょっと困ったなということで今お伺いしているですよ。

これ民間もそうなんですよ。結局、民間もやっているとしたら、役場がやらなくちゃ余計悪いかと思って今質問しているわけですけども、分かる方はいないですかね。

○議長（増田剛士議員） 太田財政管理課長。

○財政管理課長（太田順子） 法を読みますと、議員から御指摘のとおりということになります。ただ、数年前から同じような状況が続いていて、やらなければいけないということは町としても重々把握をしていますけれども、今実際やれていない状況です。安全確認としましては、確実に定期点検はやっておりますし、それ以外の点検としても目視で確認しているという状況は続けております。

町長からの答弁もさせていただきましたとおり、お金もかかることですので、ほかの事業との計画調整を図りながら、早急にやれる体制は整えていきたいと考えております。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 確かに設備の関係、建築設備とか防火設備とかエレベーター、昇降機なんかというのは、それは決まっていて、今、業者がそれが分かっているので毎年点検して、そういうのもちゃんとやっているというの十分分かるんですよ。だけど、建物というのは、手が届くところが3年ということで、外壁の調査というのは10年に一度というふううたってあったものですから、全体のことでですね、それはそれでやらないかんじゃないかなというふうに私は思ったもので、こうして質問させていただいているんです。

なので、それが法でそういうふう決められていて、3年に1回やっているんでいいだよという考え方か、それは手の届く範囲ですね。外壁の調査は全体に10年に1回やりなさいよというふうに書いてあるものですから、それで私が聞いていて、それを怠ると100万円以下の

罰金とかと書いてあるんですね。

そういうことが心配で、それこそ、先ほど言いましたが、もし民間がやっているとしたら、役場がそういうことをやらないと、じゃ民間の方はやっているかどうか、調べていないので分からないですけども、やってなくて罰金を取られた方もあるかも知れませんが、その辺をちゃんとやっていかなければまずいんじゃないかなということで、それは吉田町は津波防災町づくりが第一でとやったのは十分分かっていますよ。

ですけれども、お金がないから法律に決められたことをやらなくていいということはないと思うです。お金がないからそれをやらないということで通っちゃうとは思わないんですよ。その辺で聞いているですけども、いかがなもんですかね。

○議長（増田剛士議員） 太田財政管理課長。

○財政管理課長（太田順子） 財政管理課でございます。

議員おっしゃることはごもっともで、質問も理解していますし、答弁も同じになって大変申し訳ないんですけども、うちのほうも把握はしておりまして、今いろんなものを調べ上げましたら、足場を組まなくても赤外線調査ということも、平成3年ぐらいから認められて検査項目に入ったという情報も得ております。

そういったものも使いながら、一度早急に調査ができるような形は町を挙げて整えていきたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 先ほどどういう調査がありますかと聞いたので、そういうことを言ってくれると思ったわけですよ。それは10年に一度やっているという私の思い込みから、そういう答弁が来るかなと思ったわけですよ。まだ打診検査だけですよということですけども、打診検査だと予算的にも調査の金額はそんなにほかからんと思うだけですけども、当初予算なんかには役場庁舎の維持管理という項目があるんですけども、そういう中を細かく聞かないものであれですけども、こういった全体の検査や調査とかをやったりするとある程度お金かかるもので、そういうときにはがんと増えるじゃないかなというふうに思ったものですから、これまで全然そういう大きな金額ってないものですから、それだもんで調査はどういう形でやったのかと言ったら、打診検査ですよ。打診検査は手が届くところなもので、地面から限られた高さとか、窓の周りとかという感じだと思うんですよ。それは金額的にどのくらいですか、打診検査だけでもいいですけども、どのくらい金額的にかかっていますか。

○議長（増田剛士議員） 太田財政管理課長。

○財政管理課長（太田順子） 財政管理課でございます。

これ2年に一度の検査ですので、令和7年度の予算で申し上げますけれども、大体30万ぐらいです。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木。

自分が、全体に外壁のほうの検査が幾らか調べてないもので分からなくて、役場のほうからの答弁で大体幾らぐらいかかりますよという金額的なことがあって、当初予算に載っていないというようなことを違和感を持っていたものであれですけども、やっていないとした

ら全然載らなくて当たり前なんですけれどもね。

先ほど口にしたように、今、全体に足場をかけてやると足場の費用がすごく、この頃余計に、物価が上がっているということに加えて、足場のかけ方もいろいろ変わってきて、ステップ足場と本足場というような形になっているものですから、金額が倍くらいになっちゃう形で上がってきているんですよ。それで、足場を組んでやるとすごくお金がかかるものですから、赤外線を使ったのでやるとか、打診も、屋上からロープでロッククライミングの形で人がずっと下まで順番にやっていくやり方もあるんですけれども、やはりそういうのを思うと、赤外線というのが一番値段的には安いんじゃないかなと思うんですけれども、だもんで、やっていないということを聞いたのでまいっちゃったんですけれども、自分はね、正直。

そういうので、一応一回やったほうがいいじゃないかと思うんですけれども、どうですか。本当にやらなくていいよというなら、別に私がここで心配する必要はないんですよ。ただやらなきゃいけないことをやっていないと、やっぱり心配になっちゃうですよ、一町民としてね。なので、そこをはっきりしてもらいたいんですけれども、どうですか。

○議長（増田剛士議員） 太田財政管理課長。

○財政管理課長（太田順子） 財政管理課でございます。

議員、足場の話もしてくださったので、私たちのほうも足場を組むとどれぐらいなのかというふうなことも見積りとか出してもらいました。足場を組むと2,500万ぐらいを優に超えてくるぐらいのお金がかかるということなので、これで検査をすると今のは難しいかなというところで、いろいろ調査をして、赤外線の調査ということもできるのではないかなということを、今の状況では手元に情報があるということになっております。

そういった検査、足場の金額に比べますと安価でできますので、そういった調査をやれるように、また計画をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

多分、足場をかける金額以外、赤外線のほうでやれると思うので、できたらそういうことでもう一回見積りなんかを取って、できるだけやっていただきたいと思います。

あと、なぜそういうことを言ったかという、吉田中学校ですね、校舎、10年ちょっと前くらいに東側と西側の小口というんですか、東側と西面のタイルが貼ってあるんですけれどもね。それとあと、玄関の上に真ん中に吉中のマークが貼ってあって、あそこを1回貼り替えたんですよね。自分がそのところにいたものですから自分が現場を見てやったわけです。

そのとき、タイルのところをピンネット工法といって、タイルへ接着剤を貼って、ネットを張って、そこへピンでちゃんとコンクリの奥の躯体に届くようにして、落ちないよという形で、それでもう一回上へタイルを貼ったやり方をしたんですけれども、今そういうやり方があって、質問の中でどういうやり方でやりましたかというのを、3番目に、調査・検査の結果に対してどのように対処したかという、何かこういう対処した方法が出てきて、それで今のことを言おうと思ったけれども、全然やっていないから対処もないものですからね。そういうこともやりましたよということになっちゃうんですけれども。

それで、確かにタイルがひび割れていて、白化現象という、ところどころ白くなっている、特に自分ち車を駐車するところの目隠しの壁ですね、本体のこっち側ね、そのところなん

か結構ひび入って、白く中から、白化現象といって、出ているんですけども、ああいうのがあちこち見られるですけども、白化現象というのは、その建物の中に水が入っちゃっているよというサインだということで、専門書に載っていたもんですからね。

そうすると、建物って、中の部屋のほうには回っていないかもしれませんが、もしかしたら回っているかもしれないですけども、要は、タイルの内側に水が入っちゃっていて、そこから白く出てきちゃっているということで、コンクリートの建物なもので、中が絶対ひびが入っていないということはないんですから、ひびが入っているところがあると、そういうところから水がしみていってコンクリートの内側へ行きますね、壁の。そうすると今度内側の内装のほうへしみてきたりするものですから、結局、ひび割れて、鉄筋が入っているもので、そういうところへ水がしみて酸化してさびが出ると鉄筋が膨らむもので、それによって爆裂って、コンクリートが割れちゃって、前に中学校もそういうところがあったわけです、自分がタイル貼りの仕事をやったときね。

そうすると、それが破裂して下へ落ちてきたりとかって、そういう大ごとになっちゃうもんですから、結局、前回、3月のときに質問したときに、維持管理の方法として予防保全型維持管理というのがありますよということでお話ししたら、それは長寿命化の中に含まれていますというような答弁だったかね。長寿命化って、吉田町の建物全部、公共施設は長寿命化でやっているものですから、そういうことで予防保全の維持管理をしなきゃいかんということでもありますので、それも含めて今回の僕の質問した外壁の12条のところにも関係すると思うんですけども、その辺はどういうふうに捉えますか。

○議長（増田剛士議員） 太田財政管理課長。

○財政管理課長（太田順子） 10年の点検のことについては御答弁したとおりなんですけれども、じゃ一切ほかの修繕をやっていないかと言われると、そうではなくて、議員から御質問のあったクラックだとか白化現象のことに關しても、見つけたところでやれる範囲で修繕はしております。ただ、大きなものはやっていない。そこは私たちの中で反省点であるということは御理解いただきたいと思います。やっているものはやっているということです。

外壁のこと以外に四つの点検やっているという御答弁させていただきましたけれども、その中でエレベーター、昇降機のことにも長寿命化ということで、これは令和5年に大きなお金で、8,100万円のお金をかけてエレベーターのことにも長寿命化するように工事もしておりますので、やれることはやっている。ただ、議員からの一番最初の御質問のことには、ちょっとまだ手がつけられていないという状況で、何もやっていないということではないので、そこは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 私も何もやっていないと言うじゃないけれども、先ほど建築設備、防火設備、昇降機ということは毎年やってくれているもんで、それについて調査・検査して、それに対応もちゃんとしてくれているもんですから、それは当たり前と言っちゃ申し訳ないですけども、ちゃんとした対処を、対応をしてやってくれているなというふうに思っています。ただ、今言った特定建築物ということの中の今の建築基準法の12条の点検というところがちょっと引っかかったもんですから気にしているところです。

今言った予防保全型維持管理ということで、本当にちゃんと一回やってみないと、何でも

そうですけれども、僕らも住宅の仕事をやっていて、ちょこちょこちょこちょこやったって駄目なんですよ。雨が漏るといったら、本当に入ってくるところをとことん調べて入ってくるところを止めないと、その通り道を何かしても絶対無理なんですよ。

そういうこともあるもので、今、雨漏りなんか、何年だか知らないけれども、ずっとエレベーターホールの横のところを、庁舎やっていて、今だに漏れているような状態なものですから、そういうことももしかしたら、このタイル貼りの関係のあれがあるかも分からないということで、そういうことも含めて一回ちゃんとしたことをやってみないと収まらないというような形で私は考えていますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（増田剛士議員） 太田財政管理課長。

○財政管理課長（太田順子） 財政管理課でございます。

庁舎の雨漏りにつきましては、ここを直せば止まるだろう、あそこを直せば止まるだろうということを業者さんと相談しながら、その都度、その都度手をつけてきたところでございます。ただ残念ながら、ここを直しても、また水みちが変わって違うところに出て、じゃここを直せばまた水みちが変わるということで、なかなか全部の雨漏りが止まっていないというのが今の現状でございます。

今、庁舎管理につきまして職員と話しするところで、何となく水みちっていつも同じような、傾きにもよりますので、そこはちょっと置いておいたとして、水みちって大体分かってきて、ここで水を受けてあげれば下のところには漏らないねということも分かってきましたので、大規模改修に至る前までは、その水みちのところの途中でストップさせて下には漏らないような方法を一旦やってみようかなと思います。

そもそもの雨漏りの原因は、クラックだとか、目地、経年劣化というところもあると思いますので、そこはそれでまた大規模改修のところには対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） そういうことも踏まえて、やらなくていいのかどうか分からないですけれども、これまでやっていなかったから一回ちゃんとしたことをやって、徹底的に調査をして、そうしたらそこちゃんと原因が付きとめられるかもしれないですよ。そうしたら今後、そこが止まればラッキーという感じになると思うんですけれどもね。

とにかく何をするにもお金がかかることで、吉田町の今の津波防災町づくりとか、にぎわいづくりですか、さっき一般質問でインターのほうのことを言いましたけれども、優先順位的なものがあるかもしれませんが、これはやっぱり法律でやっていることなので、もし本当にやらなければ駄目なのをやっていたら、すぐやっていただきたいですよ。お金がかかること言うと、町長も嫌な顔するもんであれですけれども、いつもそういうような話しするんですけれども、だけどちゃんとやらにやいかんと決められたことはやらないと、役場として、それは町民に顔向けができないと思うので、その辺一度確認してもらって、至急やったほうがいいんじゃないかと私は思いますが、その辺いかがですか。

○議長（増田剛士議員） 太田財政管理課長。

○財政管理課長（太田順子） 財政管理課でございます。

庁舎の雨漏りのこともそうですし、今回の点検のこともそうですし、やらなければいけな

い、町としての課題ということで捉えておりますので、そこはできるだけ早く手をつけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） ぜひ。

それで、今のことをちゃんと、どっかで調べたら、副町長、聞いている。私が言ったことが法律のことで、10年に1回やらにやいかんのが、本当にやらにやいかんとか、それとも別にやらなくていいのか、一回確認して、私、返事をいただきたいですよ。もしかしたら私の言っていることが間違っているかもしれない。そうしたら私は謝らにやいかんしするものですから。私がもし合っていたら、至急対応してもらわないと困るものですから、その辺一回ちゃんとしたことを調べていただいて、返事をもらいたいんですが、その辺はどうですか。

○議長（増田剛士議員） 田村副町長。

○副町長（田村安正） 先ほど来、建築基準法12条の話題になっておりますけれども、必ずしもこの中身を今具体的にお答えできないのは、町としては非常に申し訳ないと思っておりますけれども、こういったいわゆる基準、法的義務の適合性、適格性については、もう一度法的な解釈を含めて、先ほどの議員のお話のとおり確認した上で、これまでのことも含めて返したいと思っておりますし、それに向けてしっかりと対処していきたいと思っております。

つまり、今それに対して的確にお答えができない。10年というような規定がございますけれども、じゃどの程度、どういうことをすればそれが法的な適合性があるのかということが、お答えできない段階でございますので、そういったところはしっかり整理した上で対処していきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） こうやって基準法の何条ということを出して質問したものですから、ある程度その辺は調べてくれたかなというふうには自分は思ったわけですが、ちょっと物足りなさを感じますけれども、とにかく今副町長が言ったように、ちゃんとしたことの返事をいただきたいと思っております。

あと、建物の価値を保って快適で安全な環境を提供するために不可欠な調査・検査ということであるものですから、今後もしっかり進めていくということは、今のことをちゃんと確認して、調べていくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（増田剛士議員） 以上で11番、八木 栄議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時48分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。

引き続き一般質問を行います。

◇ 楠 元 由美子 議員

○議長（増田剛士議員） 5 番、楠元由美子議員。

〔5 番 楠元由美子議員登壇〕

○5 番（楠元由美子議員） 5 番、楠元由美子です。

私は、令和 8 年第 2 回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、事前に通告してありますとおり、教育環境の充実についてをお尋ねします。

町は、子供、教職員、保護者の三者がそれぞれ元気になり、三者にとって魅力ある教育を実現する目標を掲げる吉田町教育元気物語「T C P トリビンスプラン」の推進により、昨年度は学校 I C T 機器の更新整備を行い、今年度は子供の確かな学力を保障する環境づくりとして、新たに A I 型デジタルドリルの導入を行い、個別最適な学びの推進など基礎学力定着の実現に取り組んでおります。

I C T 活用が進む一方で、全国的に校内 W i - F i アクセスポイントや回線速度といった学校全体の基盤の課題や学力テスト、高校入試は依然として紙で行われているという現実があります。

吉田町内でも、書字力の低下、宿題の在り方、視力低下、姿勢悪化、家庭のデジタルリテラシー格差、不登校児童への学びなど保護者の不安の声も聞きます。

以上を踏まえ質問します。

- 1、ネットワーク基盤（アクセスポイント・回線速度）の現状は。
- 2、デジタルと紙の学習のバランスについての町の考えは。
- 3、宿題の在り方についての町の考えは。
- 4、健康、家庭のデジタル格差、不登校支援への町の対応は。
- 5、保護者の不安に対する町の考えは。

以上が私の質問の要旨であります。

明確なる答弁をお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） それでは、答弁をお願いします。

山田教育長。

〔教育長 山田泰巳登壇〕

○教育長（山田泰巳） 教育環境の充実についての御質問のうち、1 点目のネットワーク基盤の現状はについてお答えいたします。

本町では、国の G I G A スクール構想に基づき、令和 2 年度から校内ネットワーク基盤の整備を進めてまいりました。現在、児童・生徒が日々学習を行う普通教室はもとより、理科室や音楽室などの特別教室、さらには体育館に至るまで全小・中学校において切れ目のない W i - F i 環境の整備を完了しております。

各小・中学校における無線 L A N アクセスポイントの具体的な設置数につきましては、住吉小学校に 26 か所、中央小学校に 30 か所、自彊小学校に 18 か所、そして吉田中学校には 34 か所を設置しております。これは各学校とも二つの教室に対して 1 か所の割合でアクセスポイントを設けていることになり、授業において児童・生徒が一斉に端末を使用した場合でも安

定して接続できる必要数を網羅した設計となっております。

また、これらをつなぐインターネット回線につきましては、通信速度1ギガbpsの高速・大容量回線を採用し、小学校には各1回線、生徒数が多く、よりデータ通信量が必要となる中学校には2回線を敷設し、デジタル学習を支える円滑な通信環境を確保しております。

次に、2点目のデジタルと紙の学習のバランスについての町の考えはについてお答えいたします。

デジタルには、動画や音声を用いた視覚的・聴覚的な理解の促進、一人一人の習熟度に応じた個別最適な学習、瞬時の意見共有といった長所もありますが、健康面では、ブルーライトによる視力への影響が危惧されております。一方で、紙による学習にはページをめくる動作や線を引いたり、メモしたりすることが記憶の定着に結びつきやすいと言われており、また、教科書やノート、資料集などを机に広げることによって多くの情報を一度に俯瞰して見ることができるという長所もありますが、多くの教科書を持ち歩くことは大変であります。

したがって、それぞれにメリット・デメリットがありますので、これらを対立させるのではなく、授業の目的や児童・生徒の発達段階に応じてそれぞれの強みを適正に組み合わせるハイブリッドな学びを展開することが大切だと考えております。

なお、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査におきましては、昨年度からCBT、いわゆるコンピュータを使用した試験方式の一部導入が始まっており、来年度からは全面的にデジタルでの調査へと移行することが決定しております。

また、デジタル教科書の導入も進められておりますので、このような国の動向を考慮すれば学校現場において日常的にデジタル端末の操作や画面上での思考に慣れ親しんでおくことは、児童・生徒たちにとって重要であると考えております。

次に、3点目の宿題の在り方についての町の考えはについてお答えいたします。

宿題の在り方につきましては、単に与えられた一律の内容をこなすことや、提出することが目的ではなく、児童・生徒が授業で学んだ内容をしっかりと定着させ、確かな学力を身につけるためのものであるべきと考えております。

そのため、教育委員会といたしましては、各学校が児童・生徒の発達段階や日々の学習実態に即して、真に学力向上につながる効果的な学習活動を主体的に展開していくことを基本とし、学校の取組を尊重しております。

学習内容の定着度については個人差がありますので、一律の課題の場合には、必ずしも児童・生徒の力量に合っていないという状況もございます。したがって、理想的には児童・生徒自ら学習内容を選択して主体的に取り組んでいけばよいわけですが、発達段階や個人差に応じて学習習慣を身につけることが必要になってまいります。

そこで、全ての児童・生徒が一律に取り組む必須の学習と、自ら内容を選択して取り組む自主学習の両面からアプローチすることで、児童・生徒たちの学習習慣の確立に加え、自らの学びをコントロールする自己調整力を養うことが大切だと考えております。

現在、町内の学校の具体的な取組といたしましては、小学校1、2年生では学習の土台づくりとして本読み・漢字・計算を必須の学習として課し、基礎・基本の定着を図っております。小学校3年生以上の児童におきましては、1、2年生での必須の学習に加え、今年度新たに導入いたしましたAI型デジタルドリルなどを活用した自主学習を組み合わせ、一人一人の習熟度に応じた学びを追加しております。

中学生におきましても、教科ごとの課題に加え、A I 型デジタルドリルなどを活用した自主学習を実践しているところでございます。

家庭学習につきましては、児童・生徒が目標を持ち、主体的に学ぶ力をつけていくよう学校と家庭が連携を図りながら取り組んでいくことが大切だと考えております。

次に、4点目の健康、家庭のデジタル格差、不登校支援への町の対応はについてお答えいたします。

まず、健康についてでございますが、デジタル化に伴い、端末の長時間利用による視力の低下や前屈みの姿勢が続くことによる体の歪み、さらには夜間の利用による睡眠不足やネット依存といった健康被害への懸念につきましては、重要な課題と認識しております。

これらへの対応といたしましては、児童・生徒への指導に加え、家庭との連携が欠かせませんので、児童・生徒が使用する学習者用端末を利用する上での確認書に、長時間使用の禁止や就寝前の使用を避けるなど、健康面に留意することを記載して毎年チェックしてもらうとともに、夜間から早朝までの一定時間はインターネットに接続できない設定としていることを周知しているところでございます。

学習者用端末のみならず、スマートフォンの普及も進んでおりますので、適切な仕様について引き続き指導してまいります。

家庭のデジタル格差につきましては、各家庭における機器の有無という物理的な格差以上に、情報通信を正しく安全に使いこなすための知識や能力、いわゆる家庭のデジタルリタラシーの格差への対応が重要であると考えております。一般的に想定されるリテラシー格差といたしましては、不適切なS N Sの利用によるトラブルやネット依存、あるいは情報セキュリティに対する意識の違いなどが挙げられます。

本町におきましては、リテラシー格差の解消に向けた取組として、各学校において保護者を対象とした情報モラルに関する講演会や啓発活動を実施しているところでございます。

不登校支援につきましては、誰一人取り残すことなく学びの保障を行うことは教育行政における重要課題の一つでございます。

本町における具体的な取組といたしましては、町が設置・運営する教育支援センター「ステップルーム」を初め、吉田中学校内に設置している校内教育支援センター「にじいろ」において、温かな環境の下、学習支援や社会的自立に向けたサポートを行っております。

また、本年度から導入いたしましたA I 型デジタルドリルにつきましては、W i - F i 環境があれば活用することができますので、不登校の児童・生徒であっても自分の理解の段階に応じて取り組むことができるようになっております。

さらには、県教育委員会が運営するオンライン上の学習空間である、しずおかバーチャルスクールを利用することも可能でございます。

今後も、相談員やスクールカウンセラーなどと連携を図り、不登校児童・生徒とその保護者に寄り添ったきめ細かな学習機会の提供に努めてまいります。

最後に、5点目の保護者の不安に対する町の考えはについてお答えいたします。

教育環境が大きく変化する中、保護者の皆様が抱かれる様々な不安や懸念を把握することはとても重要であると認識しております。本町では毎年度実施しているT C P トリビンスプランに関する保護者アンケートを通じて、保護者の皆様の不安や御意見を直接把握し、学校と情報を共有して改善や適切な対応に努めております。

また、電話やメールなどでの問合せに対しましても丁寧に対応するよう心がけているところです。

保護者が不安を抱くのは、十分な説明ができていなかったり、教育委員会や学校の意図がうまく伝えられていなかったりすることが考えられますので、保護者が安心して子育てできるよう、信頼関係の構築に努めてまいります。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5 番、楠元議員。

○5 番（楠元由美子議員） 教育長より御答弁いただきました。ありがとうございました。

子供、教職員、保護者がともに元気になり、三者にとって魅力ある教育を実現する町の目標実現のために再質問をさせていただきます。

質問 1 の再質問です。先ほどアクセスポイント、具体的な設置数等を答弁いただいております。中学校に関しては生徒数も多いということで多く設置されているところを認識したところではありますが、今年度、A I 型ドリルを導入することによって通信量が増加しているのではないかと考えられます。同時接続による不具合等で授業が止まるようなことも心配するところではありますが、その辺のところは今現在大丈夫でしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

教育長答弁にございましたとおり、当町は 1 ギガというところで整備をしております。またアクセスポイントについては必要数を十分設置している中で、令和 6 年 4 月に文部科学省が学校の規模ごとに公表した当面の推奨帯域、要はスピードですね、速度、というものがございます。

これは児童・生徒数によって推奨する帯域というのはいろいろあるんですが、それを当町のほうに当てはめると、当町は昨年 12 月に調査しているんですけども、その結果、文部科学省が示す推奨帯域を大幅に上回ると、4 校全てですね、大幅に上回る結果ということで、十分余力があると。これは令和 7 年度の結果でございますので、A I 型デジタルドリルはその後導入しましたので、ちょっとそれとは数値が変わってきたとしても、かなり余力がある中で、現時点においても今、A I 型デジタルドリルを使っているんですけども、支障が生じるとかいう声もございませんので、問題なく運用できているものと捉えております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 5 番、楠元議員。

○5 番（楠元由美子議員） 5 番、楠元です。ありがとうございます。

現在、調査のほうをされた中で、かなりスピードのほうも大丈夫ということで安心したところではありますが、先ほど教育長の答弁の中で、昨年度から C B T、いわゆるコンピュータを使用した試験方式の一部導入が、全国学力・学習状況調査において始まっているですとか、来年度から全面的にデジタルでの調査へと移行が決定している。また、デジタル教科書の導入も進められているという中で、今現状はこのような調査の中、大丈夫ということではあるんですけども、毎年、ネット環境の調査というものは行われているのでしょうか。お願いします。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

この調査結果につきましては文部科学省のほうに報告するものになりますので、毎年するものと認識してございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 5 番、楠元議員。

○5 番（楠元由美子議員） 毎年、調査のほうの結果は報告している中、先ほどそういったデジタルの教科書、テスト等も導入される中で、通信環境の不具合によってスムーズにそちらが行われなかったということが一番まずいと思うんですけども、その辺に関しても事前に学校のほうでの調査の下、もちろん導入をされていると思うんですけども、今の段階では、今後のそういったデジタルの教科書等の導入に関しても対応が可能と考えられますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

今、A I 型デジタルドリルを導入したところでも、現時点では特段の影響はないと捉えてございますが、ただ、やはりネットワーク機器については更新が必要になってくるものでございます。ただ、L A N ケーブルは学校の校舎の中に設置されていますので、なかなか交換は難しいということと、耐用年数が長いということで、これは長期にわたって交換はないかなと思うんですが、そういう中で、文部科学省でも、この L A N ケーブルにつきましては今 1 ギガなんですけど、もともと 10 ギガまで対応できるケーブルを引いておりますので、これは更新する必要はないかなと思っています。

ただ、そのほかのネットワーク機器ですね、例えばルーターであったり、ハブであったり、アクセスポイント、この辺は今整備しているのは 1 キガに対応したものでございますが、これは耐用年数が 5 年でございますので順次更新をしていくんですが、更新の際に、そういったようにデジタル教科書とか今後どんどんデジタルの容量が増えてまいりますので、それに対応すべく規格を大きくして更新していくような計画であります。

例えばルーターにつきましては 6 か所あるんですが、これは本年度の当初予算に計上させていただきまして本年度更新をするんですが、その際に、10 ギガに規格変更させていただくというふうに計画してございます。ただ、そのほかのハブであったり、アクセスポイントも 5 年を迎えるところで順次、規格変更の更新を行っていくという計画にしております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 5 番、楠元議員。

○5 番（楠元由美子議員） 今後、ネットワーク環境の整備についての計画のほうは今答弁がありましたので、安心しました。

それでは続きまして、質問 2 の再質問にいきたいと思います。

先ほどデジタルと紙の学習のバランスについての町の考えを答弁いただきました。それぞれ紙による学習、そしてデジタルによる学習とそれぞれのメリット・デメリットのほうも答弁いただき、町のほうのお考えをいただいたところではありますけれども、実際にデジタル活用が今後進んでいく中、またこれからの時代を生きていくには大切な学びでもありますけれども、書くことでしか育たない力、先ほど少し答弁の中でもありましたが、そういったところの力を育てる紙での書字、読解の時間を意図的に確保するというのも考えられていると思うんですけども、先ほど少し答弁はいただいておりますが、もう少し具体的に、学

年ごとによる対応ですか、そういったものをもう一度御答弁いただけるとありがたいんですが、どうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

デジタルと紙のそれぞれの学習ということですが、教育長答弁にございましたように、どちらかの一方に偏るということではなくて、両方大事ですので、今後も両方いいところを取り入れながらやっていくというような形になるかと思います。

その中で、デジタルはやはり動画・音声とか3D図形というあたりで、そういった視覚的なものとか、あとはAI型デジタルドリルとかの個別最適化、あとはみんなの意見を一齐に確認できる協働学習の対応には非常に適しているというところがございます。

一方、紙学習は、やはり手書きというところで記憶が定着するであるとか、あと紙をめくるとか、紙などの進捗を実感とかで五感を刺激することによって体で覚えるという記憶定着、また、じっくり考えることになりますので、長文読解とか思考整理には、やはり紙が優れているのではないかとこのところでございますので、今、学校授業でも、家庭でもそうなのかもしれませんが、当然効果的なツールとしてデジタルを取り入れるところはありますが、基本のところは紙で学ぶというところは変わってございませんので、それを今後も進めていくようなことになろうかと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

今、基本、紙の学習が主になるような答弁をいただいたと思っております。

なかなか保護者の方は自分たちの学びの場と全く現状が新しく変わっている中で、また学校によって特徴を生かした取組の展開ですとか、担任の方の意向によってデジタルが多様のクラスと紙中心のクラスの差が出てくるのではないかとこのような保護者の不安の声も聞くのですけれども、その辺のバランスですね、デジタルと紙のバランスについて、例えば低学年については紙の学習が極端な話7割、デジタルの学習が3割ですとか、5、6年生になりましたら紙の学習が4割、デジタルの学習が6割といった町独自でのそういったガイドラインを検討して、保護者に安心を与えるようなお考えとかはどう考えますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

特に低学年につきましては、今もう端末を配付して使えるような状況になっておりますので、やはり低学年のうちは紙が主となるところでございます。

ただ、端末を全然使っていないというわけではなくて、例えばタイピングということ、あとは基本的な操作、そういったものを覚えるというところの最初、触れ合うというあたりは取り入れているというところでございますが、まずは基本学習として紙の学習というところでございます。

これは、学年を追うごとにそのバランスというのは変わってくると思いますが、今では3年生では何割ぐらいでというのは、それはやはり授業とか、個々のあれによりますので、なかなかそれを一律何割、何割でやってくださいというガイドラインを設けるというのは難しいのかもしれないんですが、大事なものは、その学年に合った、個々に合ったというのは、先

生たちが状況を見て指導していくということになりますので、今ちょっとガイドラインとかそういったものは考えはございません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

町の考えは今理解したところであります。

では、今年度導入のA I型ドリルの活用によって個別最適な学びの推進が期待されると思いますけれども、町の期待度としてはどれくらいと考えておられますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

これはかなり教育委員会としても期待をしているというところで今年度予算をお認めいただいて導入しているものになります。

今、各学校で全児童・生徒が使える状況になっておりますので、触れながら、今、操作を覚えていただいているという状況でございます。まだ2か月ですので、どれぐらいの効果が出ているのというのは実感はございませんが、やはりデータで収集することが、どのように使っているのか、成績とか全て把握できるようになりますので、それはサイクルを回す上でもすごく有効であるとともに、一番大事なのは、それぞれの児童・生徒の学力を上げるというところでございますので、基礎学力を定着させるというところですごく有効なものというふうに捉えてございます。

恐らく保護者さんも、今、テストとかなくなったわけではないものですから、子供たちが昔のようにテストを持ち帰って、何点だったよというのは今もあると思うんですけども、そこにデジタルが入っていることによって、お子さんの学力が把握できないという声はあるのかもしれないんですが、そういった面で、このA I型デジタルドリルですが7月からを予定しているんですけども、保護者向けに、自分の子供の学習カルテが見れるように、それは各保護者から端末というか、スマートフォンですね、アクセスすれば、自分の子供の学習履歴であったり、状況が把握できるようなものを導入しようとしていますので、そういった効果も得られるのではないかいということで大変期待しているものであります。

以上であります。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

このA I型ドリルは7月から運用ということで、まだ運用前の状況でありながらも詳細説明ありがとうございました。

子供たちにとってはかなり学力アップにつながるものも期待しているところではありますけれども、先ほどの課長の答弁の中で、保護者の方にも子供の実際の学力の把握ができるような仕組みも導入されるということで、安心しました。デジタル化されてしまうことによって、自分の子供がどこまで理解されているのかが、保護者が見えないというようなお声も聞いていたので、ぜひこのような形で子供たちの頑張りを保護者の方にもいち早くお伝えできるということは、とてもありがたいなと思うところであります。

ただ、今まだこのA I型ドリルはこれからということだったので、ちょっとそちらのほうは置いておいて、現在、タブレットを活用した個別最適な学びの推進も進められていると思

うんですけれども、それが例えば主体性を持って進められる生徒と、なかなかそういった形で進められないような児童もいらっしゃるのかなというふうに認識しておるところであります。

そういった自分自身でどんどん学力を進めていけるような児童に関しての指導というものは、ある程度見えてくるものもありますけれども、つまり児童とかに対する子供の確かな学力を保障するため、どのような支援を今行われているか、お願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

学力だけではございませんが、底上げというのは当然必要になってございます。児童・生徒も様々な子がいらっしゃいますので、いろんな子を一同の指導ではなかなか難しいのかなというふうに思います。デジタルの話になってしまいますけれども、A I 型デジタルドリルで言えば、やる子はどんどん、どんどん先に進むだろうし、ちょっと分からない子は、以前も説明させていただいていたかもしれないですが、そのドリル自体が過去に学年を遡ってまた基礎から学習できるというようになりますので、それを使っていいただければ、学力の保障はできるような仕組みは整えていくというところでございます。

ただ、それは学習した場合の話であって、児童・生徒は1人ずつ見取って、そういうふうな促すというところが各学校の先生たちのお仕事かなというふうに思いますので、そこはこれまでもやってきたことでございますけれども、いろんな子がいる中で1人ずつ丁寧に見取っていくことが大事なのかなというふうに考えるところです。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

本当にできる子はどんどん進んでしまっていて、その子はその子で私たちも、どんどん学習能力が高くなって吉田町を引っ張っていけるような人材になっていただければと期待するところでもあります。

やはりつまづいてしまう児童が、分からないところに戻って、そこから学べる技術、それはそれですごくいいと思うんですけれども、そこにどれだけの時間をその子が諦めずに関わられるかというところが、やはり児童一人ではそこから立ち上がるのになかなか、どうしても難しいかなというふうに考えるところではありますが、そういったところを先生がうまく関わってくれての底上げになっていくのかなというふうに認識するんですけれども、これは学校の中ではこのような形で行われると思うんですが、質問3の再質問のほうに移りたいと思いますけれども、宿題を出さない、主体性を育てる学校が全国的にも少しずつ増えていって、実際に成功例も出ているように見受けられます。

また、吉田町内でもそのような取組を先進的に行っている学校も聞きます。宿題のあるなしが、学校間で違うことで、保護者もなかなか理解しにくいと考えるんですけれども、町はどのように把握されておりますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

議員おっしゃられましたように、今、宿題というより家庭学習という言い方をするんですけれども、全国的にその自主性が求められてくることで変わりつつあるのかなということは確かにあるかと思います。今回改めて各学校に宿題がどのような状況かということ、適宜

確認はしているんですけれども、今回改めて確認させていただいております。

ただ、学校ごと、学年ごと、クラスごとで違いがございますので、共通的にちょっと現状を申し上げますと、まず小学校のほうですけれども、目的としては、やはり一番大きい基礎学力の定着というところがございます。これは授業でやったことを復習することによって基礎的な力を身につける場所であると、家がですね。あとは、学習習慣、これは要は毎日机に向かって学習するという習慣づけ、あとは、ここが主体的というところになるのかもしれないですが、自立性、自己調整力の育成ということで受動的な学習から自学への段階移行、段階的というのは学年を追ってというような意味合いですけれども、それによって主体的に前づけていく力の育成というのを、どの3小学校とも目的として進めているという状況でございます。

具体的には、これも内容的には細かなところではちょっと違いがあるんですけれども、共通的には低学年、小学校1、2年生では音読、平仮名、漢字ドリルといった書き取り、あとは計算ですね、絵日記、そのあたりが中心になります。3、4年生、中学年になりますと、低学年でやっている内容に加えて自主学習の導入、ここで自主学習というものが入ってございます。高学年に至っても基本的には変わりなく、漢字ドリル、算数ドリルに加えて自主学習を実施している。これが大体3小学校が共通的にやられているようなものになります。

三つ学校がありますので、特記するとすれば、そこにA I型デジタルドリルを導入しているというのもございます。また、学定学習シートこういったものを活用して先生とのやり取りをしているという学校もあるというような状況でございます。

一方、中学校ですけれども、まず、狙いのほうです。こちらは教科の力、いろんな教科あるんですけれども、各教科で身につけた知識・技能をワーク学習などを通じた確実な定着。あとは学びの調整力の育成ということで、生徒自身が必要性を感じて自らの学びをコントロールする力の育成、こういったあたりを狙いでやってございます。

学年ごとに言いますと、全学年的に共通的に言えるのは、やはり漢字学習というのはやっていますね。あとワーク学習ということで自学であったり、教科別のテキストというのをやっているというような状況で、中学校においてもA I型デジタルドリルを活用しているというような状況でございます。

総称しますと、アナログな各学習で基礎を固めつつ、デジタルの個別最適化で効率を高めるということで子供たちが自立的に学ぶ調整できる力を養うバランスを重視した、そんなような宿題の出し方というか、家庭学習の在り方でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

詳細な説明をありがとうございました。

中学生に関しては比較的自ら学ぶような力が育ってきているとも認識していますので、それほど心配はしないところではあるんですけれども、小学生で自ら学ぶような勉強法をある程度学校の先生も説明はされていると思うのですが、保護者のほうがそこまで御理解ができているのかなというところで心配するところであります。

先ほどのA I型ドリル、これはこれで一つのツールとして活用する分にはいいんですけれども、やはり健康面とか考えると、長時間の利用は難しいのかなというふうにも考えるとこ

ろであります。高学年になっても、どうしても子供によっては学ぶことに重きを置くような児童ばかりではないと思う中、学校ではある程度一律で対応していただいている学習面が、家庭の中においては少し格差が出てきてしまうのではないかなというふうに認識しているところであります。

先ほど保護者のほうに説明のほうも今年度、保護者会ですか、何か説明会もしていただけるような話もありましたが、メール等でも問合せ等は受付はしているというところでありますけれども、実際そういった問合せとかはどれくらいあるのかというところは、学校教育課のほうでは把握をされていますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

教育委員会、学校教育課のほうに直接メールとかという数はそんなには多くございません。ただ、ゼロではございません。以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

今、学校教育課のほうでもある程度は件数は把握されているというところでありましたので、今後とも保護者の方の不安といったものを解消できるように、学校と学校教育課のほうで連携を取りながら子供たちの学びを進めていただきたいと思います。

続きまして、質問4の再質問に移りたいと思います。

先ほど健康面について答弁のほうをいただいたところでありますが、やはりデジタル活用による視力の低下、姿勢、町のほうでも心配しているというようなお話も先ほど聞きました。現在、学校の中でこの機器を使うことによつての休憩のルールですとか、姿勢の指導ですとか、そういったものがどのように子供たちに伝えられ、また保護者にもどのような説明をされているのかお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

健康指導というところでございますが、教育長答弁の中でもあったかと思いますが、いろんな方法を取ってございます。多くは書面で御案内するのが多くなるんですけれども、学習者用端末利用の確認書、これは毎年度当初に各保護者に御確認いただいているものになるんですけれども、その中に健康面についての記述もございます。また、吉田町内の小・中学校に通う児童・生徒の学習者用パソコン仕様のルール家庭版というのもございます。それも中に健康面についての記述がありますので、そういったものをお渡ししている。

また、各学校の健康教育ということで、目の健康についてであったり、そういった健康に関するものを各御家庭に配布しているというのもあるかと思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

答弁でもいただいまして、またさらに詳しく教えていただいてありがとうございます。

ある程度の成長をされている児童あれば、御本人もある程度認識する中でありますけれども、やはり小学校1年生に入った児童ですとなかなか認識のほうが一人では難しい場合もあ

りますので、保護者のほうと連携を取りながら、そういった健康面でも気をつけていただくようさらに保護者の方にお伝えいたなければありがたいと思います。

次の再質問に移ります。

静岡県内の小・中学校の不登校児童の生徒数が令和6年度では1万2,118人、割合として4.56%と、全国平均3.86%を上回っているという文部科学省の全国調査のデータがございます。中学生の不登校が全国的にも増加傾向で、静岡県はその中でも高い水準となっております。学校に行けなくても確かな学力を保障する環境づくりが必要と考えます。

先ほど答弁の中でも、町が設置、運営する教育支援センター「ステップルーム」、また中学校内に設置されている「にじいろ」等でそういったサポートも行っているというふうに答弁をいただいておりますが、例えばコロナのときにオンライン授業も行われたと思います。答弁書のほうに県教育委員会が運営するオンライン上の学習空間、しずおかバーチャルスクールを利用することも可能とございました。これは学校の校内に設置されている支援センターの中においてそれを利用されるのか、それとも御自宅のほうで利用できるのか、どのような仕組みになっていますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

このしずおかバーチャルスクールというのは、学校以外の学び場の一つとして、端末でアクセスできる仮想空間でございますので、自宅からでも入ることができますし、学校というか、端末が使用できるのであれば入ることができる仕様となっております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

学校の校舎内以外のところでも端末さえあればアクセスできるというところで、安心する学習の学びとなると思うんですけれども、例えば不登校児童への個別の支援計画などは、それぞれ先生方は計画されているのか、どのような形で児童に対しての確かな学力を保障する環境づくりをされているのかお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 不登校に対する対策というところでは、当然一人一人教員以外にも、例えばスクールソーシャルワーカーの方だったり、いろんな方が関わって個々に状況を確認して、その子に合った対応というか、対策というのを話しながら進めていると、そういう状況でございます。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

一人一人に合った学習を担当の先生、またスクールソーシャルワーカーさんたちが対応してくれているところで、そこは安心したところなんですけれども、不登校児童が御自宅で学ぶとき、また校内教育支援センター「にじいろ」等に出向いた場合とかの出席の単位というのはどのようなになっていますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

こういった施設を利用されている方の出席扱いということでございますが、文部科学省の

ほうでこういった不登校児童・生徒が学校内の施設で相談・指導を受けている場合や、自宅でICTを活用した学習活動を行っている場合、一定の要件を満たせば学校は出席扱いや成績評価を行うことができるということになってございますので、町のほうもこれに準じて一定の要件を満たせば、そういったものは最終的には学校が判断することになるんですけども、出席扱いになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

その制度が2015年に文科省のほうで、条件がある中、出席扱いにできるという通知を出しているというところで、当時、うちの子供が中学生のときに、やっぱり友達がなかなか学校に行けない子がいたんですけども、このようなオンラインの学習とか、そういったものがまだ進んでいない中だったので、実際、本人がいざ高校に行きたいと思ったときに、なかなか出席日数が足りなくて、行きたかった高校に行けなかったということもございました。

現在はこういったオンライン学習等が進んでいるということで、そういった1人でも自分の目標とする高校ができたときに、そちらのほうに進めるような環境が整っているようであれば、ぜひそのような形で子供の学びの場を広げていただきたいと思います。

続いて、質問の5の再質問をさせていただきます。

デジタル活動によって授業参観の形が大分変わってきているということで、保護者から伺っております。子供が何を学んでいるのかが見えにくいような参観会になってきているような声を聞きますが、それによってなかなか参観会への関わりが薄くなっている現状があるのではないかなと理解するところであります。

あと、TCPトリビンスプランも先進的に進める中で、やっぱり保護者への理解が大切であるということで、町のほうでも何かしら講じてはいますけれども、保護者への理解を深める取組として、先ほどの保護者会の話もありましたが、今までに行ってきた取組がございましたら、お願いします。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

保護者との連絡というか、連携というところでございますが、どうしてもデジタル化していますので、日々の連絡であったり、出欠とかそういう連絡は今ツムギノというものを使ってデジタル上でやっているというのが主でございます。

とはいえ、やはりデジタルだけでは伝わらないところも当然ございますので、対面式というのは同時にやっていく必要があろうかなと思いますが、学校では当然、授業参観というのをやっていまして、そこで端末を使っていると、なかなか何やっているか見えにくいというのはあろうかと思いますが、今当町で進めている教育現場を目の当たりにしていただく、実際はちゃんとした授業をやっていますので、デジタルを使って見えにくいところはあろうかと思いますが、日頃の授業を見ていただくということでそういうところを御覧いただいているということでございます。

昔ながらに、授業参観のときに、その後に懇談会というのも設置して、そこで各先生と保護者の方が話し合う場というのは設定しているんですが、なかなか最近はその出席が少ないという現状があるんですけども、当然、学校としてはそういった対面式の場も設けており

ますし、PTA総会とかそういった場合は、一部書面というふうに切り替わっているところもございますが、対面式というのは必要なものとして継続しているというところもあるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

デジタルでの連絡ツールというのは本当に瞬時で連絡が取れるので便利なものですから、それはそれで必要かとは思いますが、ただやはり一人一人、児童によっては保護者も考えることもいろいろだと思いますので、ぜひ対面での保護者と学校との連絡のほうに途絶えないような仕組みは継続的に続けていただいて、また、先ほど保護者アンケートの取組も答弁の中でいただいております。

その中でのアンケートの内容ですね、こちらのほうで、町が進めている教育プランについての内容が主なのかなと思うんですけども、そういった中で拾い上げた保護者の声を学校のほうにも真摯に受け止めていただいて、今後の教育環境にそういった取組も入れていただきたいと考えるのですが、その辺はどれぐらいの頻度で行われているものなのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

保護者の声を聞くという中で、このTCPトリビンスアンケートというのを大体毎年11月、その前ぐらいですか、夏から秋ぐらいにかけて実施させていただいております。それを集約して、毎月実施している校長研修会のほうにもその結果を報告して、こういった保護者の意見をいただいているというのもそこで周知というか、連絡させていただいております。

内容につきましては、もう学校生活全般でございますので、学習面及び教育環境への不安であったり、学校生活、人間関係における不安であったり、子育て、家庭間の連携不足であったり、そういった声、今、不安だけ挙げていますけれども、いい声もたくさんいただいている中で、それも含めて、全部そういうところで校長先生に周知のほうをさせていただいております。学校に持ち帰ってもらって、全学校の中でそれをまた周知していただくということで、保護者の声を拾い上げていただいているというような状況になります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

保護者アンケートを年に1回行っているということでお聞きしました。なかなか対面では伝えられないようなことも紙面ではお伝えできることもあるかなとも思います。先ほど授業参観の形が大幅変わってきているという中で、そうはいつても、やはり運動会とか音楽発表会を見ますと、お父さんもすごく積極的に見に来てくれているなというイメージがあります。なので、授業参観にはそのような光景が見られないというのは、保護者が授業を参観すること自体が興味が薄くなってしまいうような内容になってしまっているのかなと思って、ちょっと心配するところでもあります。

音楽発表会とか、そういったところに負けないような授業参観の取組を、学校と連携を取りながら研究されて、またTCPトリビンスプランが三者にとって魅力ある教育の実現となり、子供の学べる能力が高いときを保護者も学校も見過ごさないように、子供一人一人の学

びの状態を先生、子供、あと保護者ですね、同じように共有する、必要な子に必要な支援、得意な子には伸ばす学びができる環境の充実、また実効性ある教育環境の支援が推進されることを祈り、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（増田剛士議員） 以上で、5番、楠元由美子議員の一般質問が終わりました。

◎議案第50号の上程、説明

○議長（増田剛士議員） 町長から、第50号議案 令和8年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について1件の追加議案が提出されました。

町長から提案理由の説明を求めます。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 令和8年第2回吉田町議会定例会に追加上程されました議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回の追加上程されました議案は、補正予算についての1件でございます。

内容につきましては、第50号議案の令和8年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、中東情勢を踏まえて編成された国の令和8年度補正予算（第1号）の成立を受けまして、物価高騰により影響を受けている町民皆様の生活を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加措置を活用し、水道基本料金負担軽減事業を延長するものでございます。

令和8年度の一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,282万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ150億1,879万4,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

初めに、財政管理課長、お願いします。

太田順子財政管理課長。

○財政管理課長（太田順子） 財政管理課でございます。

財政管理課から第50号議案 令和8年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

それでは、別冊の令和8年度吉田町一般会計補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,282万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億1,879万4,000円とするものでございます。

また、第2項に記載がございます款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和8年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページを御覧ください。初めに、歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては940万3,000円を増額するものでございます。これは2項8目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を国の補正予算に伴い増額するものでございます。

次に、18款繰入金につきましては1,341万9,000円を増額でございます。これは今回の補正予算の歳入不足額を補うため、2項1目基金繰入金の財政調整基金から繰入れさせていただくものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

4款衛生費につきましては3,482万2,000円を増額するものでございます。これは2項1目上水道費につきまして国の補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加措置を受け、水道基本料金負担軽減事業を延長するための水道事業会計繰出金の増額分でございます。

次に、10款教育費につきましては1,200万円の減額でございます。これは4項1目の社会教育総務費の修繕料のうち物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、実施を予定していた公共施設照明器具LED化事業につきまして充当をしておりました交付金予算を上水道費で活用するため、関係予算を減額するものでございます。

以上が第50号議案 令和8年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についての内容でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 以上で説明が終わりました。

ただいま説明のありました日程第2、第50号議案 令和8年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についての議案審議につきましては、8日に上程されました追加議案、第49号議案と共に、明日11日に全員協議会を開いて議案の内容確認を行います。

なお、議案審議は16日の本会議で質疑、討論及び採決を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会とします。

散会 午後 3時52分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士議員） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会16日目、最終日であります。

本日は、4番、盛 純一郎議員から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎財政管理課の報告

○議長（増田剛士議員） 初めに、太田順子財政管理課長から本定例会一般質問に通告されました11番、八木栄議員からの一般質問について、報告を求める申入れがございましたので、御報告いたします。

太田財政管理課長。

○財政管理課長（太田順子） 財政管理課でございます。

10日に行われました八木議員からの一般質問、吉田町公共施設等の管理についての質問要旨にありました、建築基準法第12条に該当する施設の竣工後10年を超える施設の調査と罰則について御報告申し上げます。

外壁がタイル、石張り、モルタル等の場合は、議員からの御指摘のとおり、竣工後10年を超えている場合は、おおむね10年に一度落下による歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等による確認が必要となります。

罰則につきましては、定期報告をしていない、または虚偽の報告を行った場合に罰則の対象となります。

当町は、10年ごとに実施する落下による歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等の確認ができておりませんでした、これ以外の法に定められた各項目の調査を実施し、定期的に特定行政庁へ報告をしております。

また、今回未実施の調査があったことにつきましては、直ちに特定行政庁に連絡をいたしました。

なお、調査が未実施の施設につきましては、早急に実施できるよう準備をまいります。
以上で報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議案審議に入ります。

初めに、追加議案第50号議案以外の補正予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。

審議については、質疑はすでに終了しておりますので、討論から行います。
引き続いて、その他の議案審議を議案番号順に行います。
それでは、審議に入ります。

◎議案第 32 号の討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第 1、第32号議案 令和 8 年度吉田町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これから、第32号議案について討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号の討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第 2、第33号議案 令和 8 年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これから、第33号議案について討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第3、第29号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

10番、平野積議員。

○10番（平野 積議員） 今回の基礎課税額の上限を66万円から67万円に上げるということが入っています。これは国の決定に従ったものであるとの説明がありました。しかし、国の決定は基礎課税額の上限の上限を既定するものであって、実際の決定は各自治体の国民健康保険事業の運営状況等によって、各自治体に裁量権があるというふうに思います。実際に、静岡県内でも据え置いている自治体があります。

吉田町では、国の改定に従って限度額を上げる状況が続いておりますけれども、今回の専決の判断を下すまでに、当局内ではどのような議論があったのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木紀行町民課長。

○町民課長（八木紀行） 町民課でございます。

議員からの質問は、全国一律に実施されて基準額を当町としては上げましたと、その中でも町において裁量の余地があるのではないかと趣旨の御質問だと捉えておりますが、よろしいですか。

議員御指摘のとおり、国の示す方針に対しまして、自治体が地域の実情を踏まえて検討する裁量があることは事実であり、承知しております。

町といたしましても、今般物価高騰が続く中、住民の皆様に十分配慮すべきであるという視点に立ちまして、限度額の引上げやその時期について妥当であるかという検証をさせていただいております。そうした検証を重ねる中で本町といたしましては、改正の主眼であります所得に応じた公平な負担を図り、国保の財政の健全な基盤を維持するという観点から、改正に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） それでは、具体的にどういう項目をチェックしていったのか、それで総合的に上げる、5割、2割に関しては上げるという判断に至ったのか、もうちょっと具体的に説明いただけますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木町民課長。

○町民課長（八木紀行） 町民課でございます。

検証議論ですけれども、その内容につきましては、国保制度を適正に今後運営していくために国や県が定めているルールを本町としてどう適用すべきか、そういった精査をさせていただいております。

具体的には、まずは国が示す法改正の趣旨を踏まえまして国の基準に照らし、本町として

行うべき改正内容かどうか確認をいたしました。

また、静岡県の運営方針に基づきまして、県内、ほかの自治体の動向等を考慮した際、町として基準に準拠することが、加入者間の公平性を担保するものであるということを確認しております。

加えまして、医療費の高度化や合理化といった客観的な社会情勢を踏まえまして、将来的にわたり制度を維持するために、法令の規定にのっとり条例改正を行うことは必要不可欠であるということを確認させていただいております。

このような検証結果を踏まえまして、今回の改正が公平な制度運営と財政安定化のために不可欠であるという総合的な判断に至ったものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 平野議員。

○10番（平野 積議員） それでは、被保険者が減少している中ではありますけれども、今回の上限アップによって国保税はどのくらいの増収につながるのか、また、5割減額、2割減額に関しては、令和7年度に比べて減収になるのか増収になるのか、ちょっと分かりませんが、それはどういう状況になっているのかというのをお願いします。

○議長（増田剛士議員） 八木町民課長。

○町民課長（八木紀行） 町民課でございます。

国保の税収、財政の影響というところでございますけれども、今回の改正に伴います令和7年度と8年度の税収の比較につきまして、現時点での試算ベースに基づき増収分と減収分を精査いたしましたので、その具体的な内訳について御説明させていただきます。

まず、基礎課税分、医療分の限度引上げに伴いまして41万7,200円の増収となる見込みです。一方、軽減判定の拡充によりまして、43万6,700円の減収となります。なお、この減収の内訳といたしまして、5割軽減による減収が27万6,400円、2割軽減による減収が16万300円となっております。これら双方の影響額を相殺いたしますと、1万9,500円の減収見込みとなり、ほぼ前年度並み、横ばいというところでございます。

なお、これらとは別に新制度として創設されております子ども・子育て支援金分、こちらの導入に伴い別途1,407万8,000円税収を見込んでおります。

これら全てを合算しました結果、国保税全体では1,405万8,500円の増収見込みとなるところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 平野議員。

○10番（平野 積議員） 国民健康保険税が令和8年度から変わるということですが、ホームページを見ますと、今年の国保税が幾らになるというのは出ています。試算表なんかも出ています。

ただ、なぜ令和7年から令和8年に比べて上がるとか、下がるとか、そういう説明が一切なくて、今年はこれだけ取りますという話なんで、もっと町民の皆さんに、なぜこう変わったのかというのは、ホームページでもしっかりお知らせする必要があるのではないかなというふうに考えますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 八木町民課長。

○町民課長（八木紀行） 改正内容が一目で分かるような工夫はというところだと思いますけ

れども、議員御指摘のとおり、町ホームページの閲覧される皆様が、7年度、8年度との変更箇所を直接的に分かりやすく把握できるようにすることは大事だと思います。

町民の皆様の目線に立った情報発信を行うことは、重要であると認識しております。そのため、御提案の趣旨も踏まえまして、改正前、改正後の違いが一目で分かるような見せ方の工夫、そういったところにつきましても、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第30号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第4、第30号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第31号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第5、第31号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山内均議員。

○12番（山内 均議員） この条例に関して内容確認をすると、非常にちょっと曖昧というか、定義がはっきりしなかったものですから、お聞きします。確認をします。

この条例に関して、国土交通省のほうではバリアフリーの改修を行った特別特定建築に対する固定資産税、都市計画税の軽減措置についてということが入っていますけれども、この建物は、この条件というのは、国がバリアフリー改修工事、国の補助を使って改修工事をした場合に限りそれが減額となりますよ、そういう条例だと思うんですけれども、私が聞いたのは建物だけであって、それ以外のものに関してはという話を聞いたものですから、現在でも同じような考えですか。

国交省から見ると、やることが上限でしていますよということなんですかね。そのバリアフリー化をしない建物に関しては、もう一切ないわけですね。

その辺を、ちょっとはっきりとした見解をいただきたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 山村加奈子税務課長。

○税務課長（山村加奈子） 税務課でございます。

改めて今回の減額措置の概要を申し上げますと、議員がおっしゃるとおりなんですけれども、まずバリアフリー法に基づく特別特定建築物であって、かつ国の補助制度を利用してバリアフリー改修を行った施設ということで、対象となる工事につきましては、バリアフリーの改修ということになりますけれども、今回税務課から上げております減額の対象としましては、家屋にかかる固定資産税と都市計画税、そちらを翌年度から2年度分、3分の1減額するということと、ちょっと細かいことを申し上げますと、上限としまして、改修工事費の5%相当額というように決まっておりますが、以上が今回減額措置を新しく規定をしますということの条例の内容となっております。

議員がおっしゃる工事の対象と、今回減額となる対象、そこが、私の説明も少しあれだったんですけれども、うまく整頓されていないと思いましたので、あくまでも減額措置は建物の固定資産税及び都市計画税であるということで、そういう形でございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 山内議員。

○12番（山内 均議員） ありがとうございます。

結局はそういうことですね。この都市計画税が施行されるための必要条件としては、バリアフリーを行った建物、国の改修の費用を使って、補助を使って改修がされた建物以外はもう一切ノーコメントで、その部分だけということですね。

そういうような形であると思いますけれども、それでそのときに、前回の内容確認のときに曖昧だったのが、バリアフリーそのものに関しては、必要条件であるバリアフリー、例えばこの役所の敷地、建物を、確認を申請する敷地の中で、当然バリアフリー化をすると。そのバリアフリー化は、駐車場にも2台ありますけれども、そういうものをすぐに造りなさいと、これは特に公共事業ではなくて、今回の改正は全ての建物、要するに高齢者や障害者が利用する建築物、不特定多数の者が利用するということですね。それをやるということが条件であると認識しているんですけれども、その認識でいいわけですね。同じですね。

○議長（増田剛士議員） 山村税務課長。

○税務課長（山村加奈子） 税務課でございます。

すみません、繰り返しになるんですけれども、今回減額措置の対象ということで、減額措置を規定する条例でございますので、説明としましては繰り返しになりますけれども、バリアフリー法に基づく特別特定建築物で、そういった国の補助の工事を行ったものを対象とする減額を行う規定でございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 山内議員。

○12番（山内 均議員） 繰り返しになるんですけれども、分かりますよ。そういうことだと思うんですよ、そのとおりなんですよ。

ところが、その条件としてバリアフリーをしなさい。なぜ国交省が今回こういうものを出してきたのか推測するんですけれども、我々は静岡県条例の中でも、平成19年にもこのバリアフリー化が出ているんですね。各地域、各県がずっと踏ん張っていて、改めてこれが出たということは、後期高齢化社会に向かって障害者がうまく使えるようにということで建物を改修しなさいと、そして、そういうバリアフリーを使った後期高齢者の社会に向かって、皆が使える建物を造りなさいということだと思いますね。

その点はいいいんですよね、それは、確認はしますけれども、それはそれでいいんですね。

○議長（増田剛士議員） 山村税務課長。

○税務課長（山村加奈子） 税務課でございます。

今回の条例の制定の趣旨としましては、今まで劇場、音楽堂等と限られていたところ、こちら限らず幅広い用途の特別特定建築物について、バリアフリー化を積極的に後押しするという観点から、減額の対象の建物を広げるであるとか、いろいろそういった制度の拡充をしまして、バリアフリー化の後押しをするという趣旨は、そのとおりでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） それに向かって、国交省の目的は、そういう目的ですので、それに向かってやってくれということで、たまたまその建物だけを減額しますよということだと思うんですよ。その減額するものが、建物でも何でもよかったわけですね。

要するに目的としては、バリアフリー化を進めなさいと、そういうことだと思うんですね。

一つの例を出しますけれども、吉田町の住吉会館なんていうのは、あそこの会館、エントランスから上がるのが、年寄りの人が上がれないんですね。要するに、そういうものを公共の建物以外にも民間の医者であるとか、いろんな建物全てのものがありますので、そういうものをできるだけ造りなさいと、安全なものを造りなさいということだと思うんです。

そういう意味で、私は確認をしたかったということです。言っていることは多分同じだと思うんですけども、その中で、今ある町に対しては、もしそれが国交省の趣旨としたら、町としては、それに対して助言であるとか、それを進めなさいとか、そういうものもやっぱり町としては、この条例を踏まえて、条例の下、条例の一番大事な部分を踏まえて、町としてはそういうものをこれからアドバイスをしていくというようなものは考えてはいないんですか。

○議長（増田剛士議員） 山村税務課長。

○税務課長（山村加奈子） 税務課でございます。

税務課からは、町のバリアフリー化の考えとか推進というのを、今議員が御質問されているのかなと私のほうでは思いましたけれども、税務課としましては、今回はあくまでも税の減額措置に係る規定でございますので、私のほうからは、すみません、そこまでお答えできかねます。申し訳ございません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 理事にちょっとお聞きします。

それは今、建物を、国交省のほうで、国のほうでそういうふうに合わせて、今の状況、年寄りとか、障害者とか合わせてやりなさい、そういうものに関して国のほうではやっぱりそういうその助言をしなさいとか、そういうものを進めなさいとかというのは、指令というか、そういうものは出てはいないんですか。

○議長（増田剛士議員） 議員、今回の議案は改正によるものなんで、改正が賛か否かをお願いしたいと思います。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今言おうとしているのもよく分かっています。

ただし、これは町として、国として、それを進めるような形にするためにこういう条例をつくっているわけですから、それに対して町の考え方はどうですかということを聞きたい。

○議長（増田剛士議員） 議員が言いたいのは、もしこれが認められたら、もっと広報して使ってもらうように、減額が増えるようにしたらどうだという話ですか。

○12番（山内 均議員） そういうことですよ。

○議長（増田剛士議員） 佐藤理事。

○理事（佐藤慎一） 佐藤です。

うまくは答えられないんですけども、バリアフリーを推進していくという観点においては、そのとおりだと思います。

ごめんなさい、ちょっとそれ以上は答えられないです。

すみません。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今言われたとおり、建物がこれから出ていますね、要するに、特別特定建築物というのは、不特定多数の者が利用し、高齢者や障害者等が利用する建築物ですね。それを安全なものにしないと、それが原資となって、それをやった場合には、とにかく税法上の改正をしますよ、優遇しますよということなんですよ。

それを表に出していただいて、そうして例えば民間であるものもそうだけれども、それに

合致していないものに関しては、早急に、できるだけ早い時期でのそういうのもやって、安全な社会をつくってくれよという趣旨だと思うんですね。

そういう趣旨に聞きましたので、特に税に関しても分かっていますけれども、要するに言いたいことは、吉田町でもそういった住吉会館みたいのがありますので、ぜひそれを含めてやっていただきたいと、前向きにね。

これが私が聞いている趣旨ですので、ぜひお願いします。

それに対して町の考え、どうですか。

○議長（増田剛士議員） 太田順子財政管理課長。

○財政管理課長（太田順子） 財政管理課でございます。

公共施設、住吉会館ということで、私のほうで答弁させていただきたいと思いますが、議員おっしゃるように、現地へ行っていただきますと、入口入って階段があって自治会のほうへ行ったりだとかという施設だということは町も承知しております。

どういった形で建て直しになるのかというのは今後の話ですけれども、町が建てる場合、または住吉会館、住吉区が入っていますので、住吉区で建築するのか、その辺もまだ決めかねておりますけれども、いずれにしても建て直すときが来ましたら、もちろんバリアフリーの考え方を入れまして建て直すということは進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 確かに、今、私が言っているのは、新しく出たやつに関しては、公共だけではなくて、全ての不特定多数の人が使用する、全ての建物に対してやるということです。やっぱり今言った趣旨を、そういう建物を所有している方に、国の願いを思いを伝えていくことが、町の役割であると思っていますので、その辺を肝に銘じてやっていただきたいと思います。

回答はいいです。

○議長（増田剛士議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第34号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第6、第34号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第35号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第7、第35号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第 36 号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第 8、第 36 号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第 37 号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第 9、第 37 号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。
したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第38号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第10、第38号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第39号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第11、第39号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第４０号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第12、第40号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第４１号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第13、第41号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第42号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第14、第42号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案について同意することに決定しました。

◎議案第43号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第15、第43号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案について同意することに決定しました。

◎議案第44号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第16、第44号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第45号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第17、第45号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第46号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第18、第46号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案について同意することに決定しました。

◎議案第47号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第19、第47号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第48号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第20、第48号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

◎議案第49号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第21、第49号議案 令和8年度防潮堤（住吉工区）整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これから、第49号議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 今回の落札額、税抜きで9,990万円は、入札書比較価格1億3,525万円に対して、73.9%です。

物価高騰の折、本定例会の議案でもありましたけれども、物価高騰によって債務負担行為の限度額を78%上げるという議案もございました。このような状況下で落札率が低いように感じます。

落札されているということは、低入札価格調査とかはやっていないというふうに思いますが、その結果、この予定価格積算が過大だったのか、それとも受注者が特別な施工上の工夫をしているのか、町としてはどのように分析しているのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇一浩建設課長。

○建設課長（山脇一浩） 建設課でございます。

この工事の積算につきましては、県が定めている積算基準書に基づき、適切に金額を設計をしております。

今回、業者が落札率が低いということについては、業者のことはちょっと分かりませんが、利益がある中で自社でできる価格として請け負ったのではないかなというところは推測します。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 防潮堤、これ吉田町にとって極めて重要なものになってくるわけですね。

こういうふうにお聞きするのは、町が想定しているような防潮堤、今回基礎的なものですが、これも、これ確実にできるのかという心配からなんですけれども、そこに対しては問題ないと、業者の利益を確保しつつやれる、だから、業者がやると言っているんだから、町は大丈夫だと思うというお答えでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 佐藤理事。

○理事（佐藤慎一） 佐藤です。

施工管理の部分につきましては、静岡県の施工管理基準に従って施工管理をしていきますので、できるものはしっかり確認してやっていきますので、そこは問題ないというふうに考えています。

以上です。

○10番（平野 積議員） 了解。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 全協、内容確認のときにも、いろいろ注文をつけました。

ここの防潮堤に関して、地域全体の、その地域を本当は中につけていただきたい。要するに、川尻の防潮堤のときには、あそこに防潮堤を造るに当たってダンプカーがどこの道を通って、どの施設で、その安全性が確認されますよと、そういうことを地図を使っている皆さん議論したわけですね。

そうするとやっぱり、こういう建築とか道路の契約については、必ず位置図、その位置が

正しい位置なのか、都市計画上いいとか、それとか安全性があるとか、そういう議論がやっぱり先行しなきゃいかんと思うんですね。

そういう意味で、今回この図面がこれだけだったですので、そういうものの建築とか土木に関してのこういう契約に関してのときに、やっぱり全体的なイメージの図面、あの中で聞きました、ほこりが出てかかるだろうと、それ物すごく契約することによって重要なファクターですので、そういうものがちゃんと審査できるような図面を今後つけていただきたいと思います、それはどうなんですか。

○議長（増田剛士議員） 山脇建設課長。

○建設課長（山脇一浩） 建設課でございます。

議員おっしゃっているのが、今回、住吉防潮堤全体のうち、どのところをやるかという図面のことをおっしゃっていると思うんですが、それについては、この参考資料で今つけているところに、全体のここですよというような形で、またこういう機会があれば、そういうのに対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 山内です。

もちろん、そういう意味もありますけれども、今回出ました白砂のほこりが出るだろうと、それもこの契約をやることによつてのメリット、デメリットは大変重要な契約をオクケーする、大事なファクターになりますので、ぜひそういう意味で、今言った周りの状況、皆さん、場所見れば分かるわけですから、そういう状況が、見れるようなものをつけていただくと審査とか了解を出しやすいと、そういう形、今後はお願いをしたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 谷澤理事。

○理事（谷澤智秀） 谷澤です。

今回、議員のほうから今、お話ありましたけれども、まず、議員のほうも御承知かと思いますが、今回の議案は、あくまでも工事の関係の契約の締結についてということでの議案となっております。

私ども、事前にどういった工事ということで今、議員からありましたけれども、この点については、町政連絡会でその前に事前に地図と説明も一応させていただいて、情報提供をさせていただいた上で、この議案で契約の締結のときに必要なものをそれ以外につけてしているというふうに思っておりますので、そうした段階も踏んで、一応情報提供をこれまでもしておりますので、今後も併せて丁寧な形で、段階を踏んで、町政連絡会も活用してご報告をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 分かりました。確かにそのとおりですね。

ただ、私が言いたいのは、つくったときに、我々議員が知っているのではなくて、そこに生活をしている当事者が、それが本当にその人たちにとって安全なものであるのか、有利なものであるのか、それを判断するのは、我々がその人たちの意見を聞いて、そしてそれをここで町にぶつけて、それでその安全性を双方で確かめると。そういう目的を持っていると思

いますので、ぜひその辺はそういう意味での私の発言ですので、汲み取っていただけたらと思います。

○議長（増田剛士議員） ほかに質疑ありませんか。

11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 先ほど10番議員のほうから、予定価格のほうの積算が、今の物価上昇の中で、高騰の中での基準かどうかということで、それに対して入札率が低いねという話の中で、建設課長のほうから、県のほうの物価に対応した設計見積りですか、そういうものをやっているということで、県のほうの、物価本というかそういうのとじたもの、よくあると思うんですけども、それがいつのものか、大分前のものだと言いますが、今すごく物価が高騰しちゃっているもので、最新の物価高騰の、今現在のもので積算しないと、本当にこの業者これでやるかもしれませんが、実際よそでも途中でちょっと大変になったとかということがあるものですから、その辺で基準となる物価の、県のほうの基準というのが最新のなものでやったかどうかというのを伺います。

○議長（増田剛士議員） 山脇建設課長。

○建設課長（山脇一浩） 建設課でございます。

今回の工事も、今までやった工事についても、積算基準については、最新なもので単価を入れていきますので、そこはそういう形でやっております。

以上です。

○11番（八木 栄議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） ちなみにそれ、何年度とかと分かったら、その辺がもしあるなら教えていただきたいですけれども。

○議長（増田剛士議員） 内容確認は、後で担当課でお願いしたいと思いますが、質疑をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

○11番（八木 栄議員） 了解。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第22、第50号議案 令和8年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、第50号議案について質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。

引き続き歳出は、款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないよう、また、発言は完結明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

初めに、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

以上で、本議案の質疑を終結したいと思います。また、疑義があるようでしたら、全般にわたり、特に質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これをもって、第50号議案についての質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（増田剛士議員） 日程第23、議員派遣についてを議題といたします。
吉田町会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。
お諮りします。
議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（増田剛士議員） 日程第24、議会閉会中の継続調査についてを議題といたします。
総務文教常任委員会委員長から移住・定住についての所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付したとおり、議会閉会中の継続調査の申出があります。
お諮りします。
各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。
したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士議員） 以上で、令和8年第2回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。
閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。
田村町長。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦） 御苦労様でございました。

○議長（増田剛士議員） ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（増田剛士議員） 令和8年第2回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月1日以来、16日間にわたり諸議案の審議をいただきました。

本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様の御健勝を心から御祈念申し上げ、これから酷暑に入っまいります、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士議員） 以上をもちまして、令和8年第2回吉田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 9時51分